

2020年度  
大学院法学研究科  
講義概要（シラバス）



法政大学

# 科目一覧

[発行日 : 2020/5/1] 最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

【X4000】 リーガル・リサーチ [楊 帆] 春学期授業/Spring .....	1
【X4001】 法律学原典研究（英語）I [クリストファー モズリー] 春学期授業/Spring .....	2
【X4002】 法律学原典研究（英語）II [クリストファー モズリー] 秋学期授業/Fall .....	3
【X4004】 法律学原典研究（独語）II [大野 達司] 秋学期授業/Fall .....	4
【X4005】 法律学原典研究（仏語）I [大津 浩] 春学期授業/Spring .....	5
【X4006】 法律学原典研究（仏語）II [大津 浩] 秋学期授業/Fall .....	6
【X4011】 法哲学特殊講義II [大野 達司] 秋学期授業/Fall .....	7
【X4012】 法制史特殊講義I [川口 由彦] 春学期授業/Spring .....	8
【X4013】 法制史特殊講義II [川口 由彦] 秋学期授業/Fall .....	9
【X4014】 法制史特殊講義III [高 友希子] 春学期授業/Spring .....	10
【X4015】 法制史特殊講義IV [高 友希子] 秋学期授業/Fall .....	11
【X4016】 比較法特殊講義I [牟 憲魁] 春学期集中/Intensive(Spring) .....	12
【X4017】 比較法特殊講義II [解 志勇] 秋学期授業/Fall .....	13
【X4018】 英米法特殊講義I [小山田 朋子] 春学期授業/Spring .....	14
【X4019】 英米法特殊講義II [小山田 朋子] 秋学期授業/Fall .....	15
【X4022】 憲法特殊講義I [建石 真公子] 春学期授業/Spring .....	16
【X4023】 憲法特殊講義II [建石 真公子] 秋学期授業/Fall .....	17
【X4024】 憲法特殊講義III [金子 匡良] 春学期授業/Spring .....	18
【X4025】 憲法特殊講義IV [金子 匡良] 秋学期授業/Fall .....	19
【X4026】 行政法特殊講義I [西田 幸介] 春学期授業/Spring .....	20
【X4027】 行政法特殊講義II [高橋 滋] 秋学期授業/Fall .....	21
【X4028】 行政法特殊講義III [交告 尚史] 春学期授業/Spring .....	22
【X4029】 行政法特殊講義IV [交告 尚史] 秋学期授業/Fall .....	23
【X4030】 國際法特殊講義I [森田 章夫] 春学期授業/Spring .....	24
【X4031】 國際法特殊講義II [森田 章夫] 秋学期授業/Fall .....	25
【X4037】 民法特殊講義I [宮本 健蔵] 春学期授業/Spring .....	26
【X4038】 民法特殊講義II [宮本 健蔵] 秋学期授業/Fall .....	27
【X4039】 民法特殊講義III [新堂 明子] 春学期授業/Spring .....	28
【X4040】 民法特殊講義IV [新堂 明子] 秋学期授業/Fall .....	29
【X4041】 民法特殊講義V [大澤 彩] 春学期授業/Spring .....	30
【X4042】 民法特殊講義VI [大澤 彩] 秋学期授業/Fall .....	31
【X4043】 商法特殊講義I [橡川 泰史] 春学期授業/Spring .....	32
【X4044】 商法特殊講義II [橡川 泰史] 秋学期授業/Fall .....	33
【X4045】 商法特殊講義III [潘 阿憲] 春学期授業/Spring .....	34
【X4046】 商法特殊講義IV [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall .....	35
【X4051】 知的財産法特殊講義I [武生 昌士] 春学期授業/Spring .....	36
【X4052】 知的財産法特殊講義II [武生 昌士] 秋学期授業/Fall .....	37
【X4055】 倒産法特殊講義I [倉部 真由美] 春学期授業/Spring .....	38
【X4056】 倒産法特殊講義II [倉部 真由美] 秋学期授業/Fall .....	39
【X4062】 労働法特殊講義I [藤本 茂] 春学期授業/Spring .....	40
【X4063】 労働法特殊講義II [藤本 茂] 秋学期授業/Fall .....	41
【X4066】 社会保障法特殊講義I [大原 利夫] 春学期授業/Spring .....	42
【X4067】 社会保障法特殊講義II [大原 利夫] 秋学期授業/Fall .....	43
【X4068】 教育法特殊講義I [小泉 広子] 春学期授業/Spring .....	44
【X4069】 教育法特殊講義II [小泉 広子] 秋学期授業/Fall .....	45
【X4072】 刑法特殊講義I [佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring .....	46
【X4073】 刑法特殊講義II [佐藤 輝幸] 秋学期授業/Fall .....	47
【X4074】 刑法特殊講義III [今井 猛嘉] 春学期授業/Spring .....	48
【X4075】 刑法特殊講義IV [今井 猛嘉] 秋学期授業/Fall .....	49
【X4076】 刑法特殊講義IV [佐野 文彦] 秋学期授業/Fall .....	50
【X4077】 刑事訴訟法特殊講義I [田中 開] 春学期授業/Spring .....	51
【X4078】 刑事訴訟法特殊講義II [田中 開] 秋学期授業/Fall .....	52
【X4091】 英米法演習II [トゥシャル カンティ ダス] 秋学期集中/Intensive(Fall) .....	53

【X4096】法制史論文指導 I	【川口 由彦】春学期授業/Spring	54
【X4097】法制史論文指導 II	【川口 由彦】秋学期授業/Fall	55
【X4098】法制史論文指導 III	【川口 由彦】春学期授業/Spring	56
【X4099】法制史論文指導 IV	【川口 由彦】秋学期授業/Fall	57
【X4100】法制史論文指導 III	【高 友希子】春学期授業/Spring	58
【X4101】法制史論文指導 IV	【高 友希子】秋学期授業/Fall	59
【X4106】憲法演習 I	【國分 典子】春学期授業/Spring	60
【X4107】憲法演習 II	【國分 典子】秋学期授業/Fall	61
【X4110】行政法演習 I	【西田 幸介】春学期授業/Spring	62
【X4111】行政法演習 II	【西田 幸介】秋学期授業/Fall	63
【X4112】國際法演習 I	【田中 佐代子】春学期授業/Spring	64
【X4113】國際法演習 II	【田中 佐代子】秋学期授業/Fall	65
【X4114】憲法論文指導 I	【建石 真公子】春学期授業/Spring	66
【X4115】憲法論文指導 II	【建石 真公子】秋学期授業/Fall	67
【X4116】憲法論文指導 III	【建石 真公子】春学期授業/Spring	68
【X4117】憲法論文指導 IV	【建石 真公子】秋学期授業/Fall	69
【X4120】行政法論文指導 III	【西田 幸介】春学期授業/Spring	70
【X4121】行政法論文指導 IV	【西田 幸介】秋学期授業/Fall	71
【X4124】國際法論文指導 III	【森田 章夫】春学期授業/Spring	72
【X4125】國際法論文指導 IV	【森田 章夫】秋学期授業/Fall	73
【X4126】民法演習 I	【川村 洋子】春学期授業/Spring	74
【X4127】民法演習 II	【川村 洋子】秋学期授業/Fall	75
【X4132】商法演習 I	【橡川 泰史】春学期授業/Spring	76
【X4133】商法演習 II	【橡川 泰史】秋学期授業/Fall	77
【X4134】商法演習 III	【荒谷 裕子】春学期授業/Spring	78
【X4135】商法演習 IV	【荒谷 裕子】秋学期授業/Fall	79
【X4136】商法演習 V	【潘 阿憲】春学期授業/Spring	80
【X4137】商法演習 VI	【潘 阿憲】秋学期授業/Fall	81
【X4146】民法論文指導 I	【宮本 健蔵】春学期授業/Spring	82
【X4147】民法論文指導 II	【宮本 健蔵】秋学期授業/Fall	83
【X4148】民法論文指導 I	【大澤 彩】春学期授業/Spring	84
【X4149】民法論文指導 II	【大澤 彩】秋学期授業/Fall	85
【X4150】民法論文指導 III	【大澤 彩】春学期授業/Spring	86
【X4151】民法論文指導 IV	【大澤 彩】秋学期授業/Fall	87
【X4152】商法論文指導 I	【荒谷 裕子】春学期授業/Spring	88
【X4153】商法論文指導 II	【荒谷 裕子】秋学期授業/Fall	89
【X4154】商法論文指導 I	【潘 阿憲】春学期授業/Spring	90
【X4155】商法論文指導 II	【潘 阿憲】秋学期授業/Fall	91
【X4156】商法論文指導 III	【橡川 泰史】春学期授業/Spring	92
【X4157】商法論文指導 IV	【橡川 泰史】秋学期授業/Fall	93
【X4178】社会保障法演習 I	【沼田 雅之】春学期授業/Spring	94
【X4179】社会保障法演習 II	【沼田 雅之】秋学期授業/Fall	95
【X4180】労働法論文指導 I	【沼田 雅之】春学期授業/Spring	96
【X4181】労働法論文指導 II	【沼田 雅之】秋学期授業/Fall	97
【X4182】労働法論文指導 III	【浜村 彰】春学期授業/Spring	98
【X4183】労働法論文指導 IV	【浜村 彰】秋学期授業/Fall	99
【X4184】労働法論文指導 III	【沼田 雅之】春学期授業/Spring	100
【X4185】労働法論文指導 IV	【沼田 雅之】秋学期授業/Fall	101
【X4192】刑法演習 III	【須藤 純正】春学期授業/Spring	102
【X4193】刑法演習 IV	【須藤 純正】秋学期授業/Fall	103
【X4307】公法特殊研究 I	【西田 幸介】春学期授業/Spring	104
【X4308】公法特殊研究 II	【高橋 滋】秋学期授業/Fall	105
【X4309】公法特殊研究 III	【建石 真公子】春学期授業/Spring	106
【X4310】公法特殊研究 IV	【建石 真公子】秋学期授業/Fall	108
【X4314】民事法特殊研究 I	【潘 阿憲】春学期授業/Spring	109
【X4315】民事法特殊研究 II	【潘 阿憲】秋学期授業/Fall	110
【X4316】民事法特殊研究 III	【宮本 健蔵】春学期授業/Spring	111

【X4317】民事法特殊研究IV	【宮本 健蔵】秋学期授業/Fall	112
【X4318】民事法特殊研究I	【川村 洋子】春学期授業/Spring	113
【X4319】民事法特殊研究II	【川村 洋子】秋学期授業/Fall	114
【X4321】社会法特殊研究I	【藤本 茂】春学期授業/Spring	115
【X4322】社会法特殊研究II	【藤本 茂】秋学期授業/Fall	116
【X4323】社会法特殊研究III	【大原 利夫】春学期授業/Spring	117
【X4324】社会法特殊研究IV	【大原 利夫】秋学期授業/Fall	118
【X4359】憲法特研演習I	【建石 真公子】春学期授業/Spring	119
【X4360】憲法特研演習II	【建石 真公子】秋学期授業/Fall	120
【X4369】行政法特研演習V	【西田 幸介】春学期授業/Spring	121
【X4370】行政法特研演習VI	【西田 幸介】秋学期授業/Fall	122
【X4385】民法特研演習III	【宮本 健蔵】春学期授業/Spring	123
【X4386】民法特研演習IV	【宮本 健蔵】秋学期授業/Fall	124
【X4387】民法特研演習III	【川村 洋子】春学期授業/Spring	125
【X4388】民法特研演習IV	【川村 洋子】秋学期授業/Fall	126
【X4395】商法特研演習V	【潘 阿憲】春学期授業/Spring	127
【X4396】商法特研演習VI	【潘 阿憲】秋学期授業/Fall	128
【X4431】労働法特研演習V	【浜村 彰】春学期授業/Spring	129
【X4432】労働法特研演習VI	【浜村 彰】秋学期授業/Fall	130
【X4443】社会法特研演習V	【沼田 雅之】春学期授業/Spring	131
【X4444】社会法特研演習VI	【沼田 雅之】秋学期授業/Fall	132



LAW500A1

**リーガル・リサーチ****楊帆****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につける。  
中国人留学生向け。

**【到達目標】**

自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

（法学分野）共同研究の文献について、輪読・報告（レポート）・検討を行う。

文献研究に通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第 2 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 3 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 4 回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第 5 回	演習①「文献検索」	各自の検索結果を持ち寄り、報告・質疑等
第 6 回	共同研究のテーマと文献の検討	共同研究のテーマと文献の検討
第 7 回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第 8 回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第 9 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 10 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 11 回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第 12 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第 13 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第 14 回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

シラバスを確認し、受講後は次回までにノートをまとめておくこと  
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします

**【テキスト（教科書）】**

隨時紹介する

**【参考書】**

隨時紹介する

**【成績評価の方法と基準】**

レポート試験（評価 30 %）

平常点評価（評価 70 %）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専分野等】**

&lt;専門領域&gt; 行政法

&lt;研究テーマ&gt; 行政不服審査法等

&lt;主要研究業績&gt;

- ①「中国における行政復議管轄制度改革をめぐる議論-『行政復議管轄権』の集中を中心に-」一橋法学 18 卷 2 号 (2019 年) 163 頁-192 頁
- ②「中国における行政復議制度の組織的改革-日本の法制度との比較を踏まえて-」(一橋大学大学院法学研究科博士論文、2018 年授与)
- ③「中国における行政復議委員会の試行(1)～(2・完)」自治研究 91 卷 11 号 (2015 年) 104 頁-119 頁, 同 92 卷 1 号 (2016 年) 93 頁-115 頁

**【Outline and objectives】**

Basic knowledge and skills for doing research and writing papers.

LAW500A1

## 法律学原典研究（英語）I

クリストファー モズリー

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法、政治、国際政治にかかる、やや専門的な援護文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。

## 【到達目標】

法・政治・国際政策にかかる、やや専門的な英語の読解力を高める。英語の基礎および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り／発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）

事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読 意味内容の把握（要約：部分的に精読・全訳）②文献の検討。

Below are additions and the new schedule.

While the campus is closed, I will upload materials, YouTube lectures, and instructions on the class's page on Hoppii (外国書購読（英語）I), at <https://hoppii.hosei.ac.jp>.

New Schedule:

回 / No. テーマ / Theme 日付 / Date

第 1 回 Introduction to Human Rights April 21

第 2 回 The International Human Rights System April 28

第 3 回 Civil and Political Rights May 12 [May 5 is off for Children's Day]

第 4 回 Economic, Social, and Cultural Rights May 19

第 5 回 Women's Rights May 26

第 6 回 Human Trafficking June 2

第 7 回 Right to Privacy and LGBT Rights June 9

第 8 回 Right to Health & Disability and Human Rights June 16

第 9 回 Family, Education, and Children's Rights June 23

第 10 回 Fair Trial and Penal Rights (Writing Practice) June 30

第 11 回 Freedom of Expression, Assembly, & Association July 7 [July 10: due date for Practice Case Note]

第 12 回 Civil Society, Internet, and Human Rights July 14

[Exam Period] Due date for Final Case Note July 21

Materials: Class material will be available the week before the session. This gives students a chance to look up words in their dictionary in advance and prepare for the discussion.

Assignments: The grade is decided by participation and two Case Note discussions (one practice & one final).

- Class/Forum Discussion (60%). The discussion style is largely “Socratic Method” where I will go around the room asking each student to respond. You may pass if you like, and you may also raise your hand out of order if there's a particular point you want to talk about. This is not an English class, so English ability is not important. It's about gaining confidence speaking about legal issues.

- While the campus is closed, I will try to put discussion questions on Hoppii you can respond to. I will tell you more about using Hoppii for discussion in the first lecture. This will replace the discussion requirement while we are off campus.

- Absences. Class participation is important, so try not to miss too many classes. If you miss five or more classes without an excuse, then it can start to affect your grade.

- Two Case Notes (20% each). Students shall write two short Case Notes (~2-5 pages each). I will teach you how to write a case note and give you the cases to discuss in the class.

- Grading Criteria. The first Case Note is for practice, so I'll grade only for participation. But I will return them to you with comments to use for the second one, which is graded.

- Deadlines: The practice Case Note is due by July 10 (Friday) by 18:00. The final Case Note is due by July 21 (Tuesday) by 18:00, one week after the final class.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	Introduction to International Human Rights Law	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。 テキストの輪読、検討
第 2 回	The UN and International Human Rights System	テキストの輪読、検討
第 3 回	Civil and Political Rights	テキストの輪読、検討
第 4 回	Economic and Social Rights	テキストの輪読、検討
第 5 回	Women's Rights	テキストの輪読、検討
第 6 回	Human Trafficking	テキストの輪読、検討
第 7 回	Right to Privacy & LGBT Rights	テキストの輪読、検討
第 8 回	Right to Health & Disability Rights	テキストの輪読、検討
第 9 回	Right to Education, Family Rights, and Children's Rights	テキストの輪読、検討
第 10 回	Fair Trial and Penal Rights	テキストの輪読、検討
第 11 回	Freedom of Expression, Assembly, and Association	テキストの輪読、検討
第 12 回	Civil Society, Internet, and Human Rights	テキストの輪読、検討

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の内容を理解できるように、分からない単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

教師が作成した教材を配布します。

新聞の記事や、論文等を配布します。

子どもの権利、女性の権利、環境と人権、表現の自由、ビジネスと人権等がテーマです。

## 【参考書】

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

## 【成績評価の方法と基準】

2 授業中のリアクションペーパーの提出（40 %）、授業での質問や議論への参加を評価します（60 %）。

## 【学生の意見等からの気づき】

We are now having a specialized class on case argument and legal writing (teaching the IRAC method) to prepare students for reaction papers. This will greatly improve students legal understanding and argument ability!

New classes on Civil and Political Rights, Economic and Social Rights, and Human Rights Defenders.

## 【担当教員の専門分野等】

None

## 【Outline and objectives】

This is a legal seminar course aimed at engaging legal materials and discussion on topics in international human rights law concerning law, politics, and international politics. The course aims to improve student's ability to be critical, understand, argue, and write on legal materials in English. The course is for students in the departments of law, political science, and international politics.

LAW500A1

**法律学原典研究（英語）Ⅱ**

クリストファー モズリー

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

法、政治、国際政治にかかる、やや専門的な援護文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。

法律学科のコース科目（国際社会と法コースと行政・公共政策と法コース）ですが、政治学科、国際政治学科の学生も歓迎します。

**【到達目標】**

法・政治・国際政策にかかる、やや専門的な文献を英語の読解力を高める。英語の基礎的および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り／発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）

事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。

授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読 意味内容の把握（要約；部分的に精読・全訳）②文献の検討。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**  
なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	Right to Life and Freedom from Inhuman Treatment	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。
第 2 回	Armed Conflict and Human Rights and Humanitarian Law	テキストの輪読、検討
第 3 回	International Criminal Law and War Crimes	テキストの輪読、検討
第 4 回	Transitional Justice	テキストの輪読、検討
第 5 回	Compliance & Accountability for Violations	テキストの輪読、検討
第 6 回	Refugees and Displaced People	テキストの輪読、検討
第 7 回	Terrorism and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 8 回	Racial Discrimination	テキストの輪読、検討
第 9 回	Indigenous Rights	テキストの輪読、検討
第 10 回	The Rohingya Case Study	テキストの輪読、検討
第 11 回	Business and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 12 回	Legal Writing & Case Argument Practice	テキストの輪読、検討
第 13 回	Environment and Human Rights	テキストの輪読、検討
第 14 回	Disasters and Human Rights (Fukushima & Climate Change)	テキストの輪読、検討

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

教材の内容を理解できるように、分からぬ単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

教師が作成した教材を配布します。

新聞の記事、論文等も配布します。

生命権、武力紛争と人権、難民、テロリズム、環境、大規模災害（福島など）と人権等がテーマです。

**【参考書】**

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

**【成績評価の方法と基準】**

2 授業中のリアクションペーパーの提出（40 %）、授業での質問や議論への参加を評価します（60 %）。

**【学生の意見等からの気づき】**

A class has been added on legal writing and argument (teaching the IRAC method) to prepare students for reaction papers. This will greatly improve student's ability to understand and write legal arguments! There is a new class on Compliance and Accountability since it is such a critical issue to understand every other topic.

**【担当教員の専門分野】**

None.

**【Outline and objectives】**

This is a legal seminar course aimed at engaging legal materials and discussion on topics in international human rights law concerning law, politics, and international politics. The course aims to improve student's ability to be critical, understand, argue, and write on legal materials in English. The course is for students in the departments of law, political science, and international politics.

LAW500A1

## 法律学原典研究（独語）Ⅱ

大野 達司

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

Iに統いて、ドイツ語文献読解力の育成を図るコースワーク科目である。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。学部と合同で行う。

### 【到達目標】

法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。法律学原典研究（独語）Iを履修していることが望ましいが、IIでは自分で予習してテキストの概要をある程度把握していく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	西洋法継承について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
第2回	317頁	ドイツ方針受容の帰結
第3回	318頁	ドイツ法ブーム
第4回	319頁	ドイツ法学と穂積
第5回	320頁	概念法学？
第6回	321頁	末弘法学
第7回	322頁	その後
第8回	323頁	ドイツ民法との対比
第9回	324頁	結論：はじめに
第10回	325頁	憲法史
第11回	326頁	官僚制と軍制
第12回	327頁	教育システム
第13回	328頁	軍事文化
第14回	329頁	アメリカ化

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容についてできるだけ日本語の資料などをもとに、自分で調べておく。授業外週2時間を作成と復習それぞれ標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

Paul Christian Schenk, *Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens* の予定だが、参加者と相談の上、決定する。

### 【参考書】

川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

実施せず

### 【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

### 【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。学部・大学院との合同授業。初学者でも可。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞法哲学

＜研究テーマ＞法概念論、法思想の継承

＜主要研究業績＞『近代法思想史入門』共著

### 【Outline and objectives】

文法や関連事項を確認しながら、自分で文献を読める力がつくように道筋をつける。語学だけでなく、関連する事項について調べながら外国語（ドイツ語）を読みながら、そのスキルを身につける。

LAW500A1

**法律学原典研究（仏語）I****大津 浩****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の前半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。

**【到達目標】**

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を十分に理解できるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。なお、コロナ対策との関連で、本授業は春学期の少なくとも前半まではオンラインでの開講となる。それに伴う授業方法の変更については学習支援システムの「お知らせ」欄に詳しく述べているので参照してほしい。本授業（ガイダンスを含む）の開始日は4月21日なので、少なくともこの日の3限までに学習支援システムに入って、ガイダンス内容を参照してほしい。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定
第2回	序章（1）	自由民主主義のヨーロッパモデルの危機について輪読する（1）
第3回	序章（2）	自由民主主義のヨーロッパモデルの危機について輪読する（2）
第4回	第1部・第1章（1）	民主主義の枠としての法治国家について輪読する（1）
第5回	第1部・第1章（2）	民主主義の枠としての法治国家について輪読する（2）
第6回	第1部・第2章（1）	民主主義のイデオロギー的な基盤としての諸価値について輪読する（1）
第7回	第1部・第2章（2）	民主主義のイデオロギー的な牙としての諸価値について輪読する（2）
第8回	第1部・第3章（1）	民主主義の目的としての全体の利益の確定について輪読する（1）
第9回	第1部・第3章（2）	民主主義の目的としての全体の利益の確定について輪読する（2）
第10回	第1部・第4章（1）	民主主義の道具としての多数派代表制メカニズムについて輪読する（1）
第11回	第1部・第4章（2）	民主主義の道具としての多数派代表制メカニズムについて輪読する（2）
第12回	第1部・第5章（1）	民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（1）
第13回	第1部・第5章（2）	民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（2）
第14回	春学期のまとめ	第1部の内容全体について再検討する

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

Bertrand MATHIEU, *Le droit contre la démocratie ?*, L.G.D.J.,2017 (ISBN 978-2-275-05736-1) ※本書は希望する学生にはコピーを配布する予定である。

**【参考書】**

授業中、適宜紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60%）と質疑その他の授業への積極的参加度（40%）

**【学生の意見等からの気づき】**

初歩のフランス語を学ぶ学生が多いので、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説を多くとることが必要だった。今後も学生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

**【Outline and objectives】**

Reading of a first half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

## 法律学原典研究（仏語）Ⅱ

大津 浩

## 【Outline and objectives】

Reading of a second half of French text concerning French political and constitutional theories.

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の後半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力と現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについての理解を深めるコースワーク科目である。

## 【到達目標】

フランス語原典を読みこなす力を身に着ける。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を十分に理解できるようになる。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの憲法理論と政治思想についての解説も行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

## 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンスと第 2 部・第 1 章（1）	授業の進め方をレクチャーしたのち、非民主的な法秩序の発展について輪読する（1）
第 2 回	第 2 部・第 1 章（2）	非民主的な法秩序の発展について輪読する（2）
第 3 回	第 2 部・第 2 章 A	民主主義と人権の関係について、人権概念の変容について輪読する
第 4 回	第 2 部・第 2 章 B	民主主義と人権の関係について、イデオロギー的枠組みとしての法について輪読する
第 5 回	第 2 部・第 2 章 C	民主主義と人権の関係について、民主的政治権力への対抗権力の強化について輪読する
第 6 回	第 3 部・第 1 章 A	民主主義の超越又は再構築について、参加民主主義の幻想について輪読する
第 7 回	第 3 部・第 1 章 B	民主主義の超越又は再構築について、ポピュリズムの「楔」について輪読する
第 8 回	第 3 部・第 1 章 C	民主主義の超越又は再構築について、非自由主義的民主主義の経験について輪読する
第 9 回	第 3 部・第 2 章 A	民主主義を救う法について、国家権限の再構築と明確化について輪読する
第 10 回	第 3 部・第 2 章 B	民主主義を救う法について、政治決定への人民の介入制度の再構築について輪読する
第 11 回	結論（1）	自由民主主義を救うべきか？について輪読する（1）
第 12 回	結論（2）	自由民主主義を救うべきか？について輪読する（2）
第 13 回	結論（3）	自由民主主義を救うべきか？について輪読する（3）
第 14 回	まとめ	本書全体について意見交換を行う

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

Bertrand MATHIEU, *Le droit contre la démocratie ?*, L.G.D.J., 2017 (ISBN 978-2-275-05736-1) ※本書は希望する学生にはコピーを配布する予定である。

## 【参考書】

授業中、適宜紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60 %）と質疑その他の授業への積極的参加度（40 %）

## 【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ学生が多いので、進度を遅らせて、フランス語の文法や法思想、政治思想の背景についての解説を多くとることが必要だった。今後も学生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

LAW500A1

## 法哲学特殊講義Ⅱ

大野 達司

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である法哲学特殊講義Ⅱでは、春学期のⅠに続いて、そこで得た知識をもとに、具体的な問題へアプローチする。

### 【到達目標】

法哲学の各論的問題を扱う。法哲学特殊講義Ⅰでの総論を前提にして、現代的諸問題に関する論争状況を概観する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

生命倫理やケアの問題、現代民主主義国家の特質、中間団体論など、個別的問題に関して法哲学の議論がどのようにアプローチしていくのか、見ていきたい。

担当者を決めて、それぞれ報告・討論を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	全体の概観	法哲学特殊講義Ⅰとの関連で、「Ⅱ」の問題設定を説明する。担当者の決定。
第2回	権利論の概要	権利の観念の発展と現代的展開
第3回	自然の権利	自然・動物などの権利論が提起する問題を見る。
第4回	市場原理と法	取引関係における法の役割とその限界
第5回	公共性・公共財	景観など公共財の性質と確保維持する手法
第6回	生命倫理と法(1)	遺伝子技術をめぐる問題
第7回	生命倫理と法(2)	代理母問題
第8回	租税の正義	税負担を正当化する根拠
第9回	教育と法	教育の意義と格差問題
第10回	プライバシー	プライバシーをもとに、個人や人格のありかを検討する。
第11回	監視社会・被害者救済	権力の作用と刑事裁判をめぐる新たな動きについて
第12回	法・裁判の限界	ADRなどの新たな紛争解決の手法と、ケアの倫理など
第13回	中間団体と法	個人・国家の間に位置する集団の意義と、その役割の正当化について
第14回	法的議論の特質	政治的議論・経済的議論と対比し、法的議論の特質を見る。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストと資料の該当箇所の予習

### 【テキスト（教科書）】

瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』有斐閣、2014年

### 【参考書】

井上達夫編『現代法哲学講義』、田中成明『現代法理学講義』

### 【成績評価の方法と基準】

平常点50%、報告後のまとめレポート（報告の修正と文章化）50%。授業外に予習・復習各2時間を標準とする。

### 【学生の意見等からの気づき】

なし

### 【学生が準備すべき機器他】

授業支援システムを利用します。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>法哲学

<研究テーマ>法概念論、法思想の継承

<主要研究業績>『近代法思想史入門』共著

### 【Outline and objectives】

法やそれを巡る現代的問題を、法を意識しながらも、そこから一步離れて考えてみる。背景事情やあり得る関連事項をも考えてみる。またそのやり方を学ぶ。

LAW500A1

**法制史特殊講義 I****川口 由彦****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するコースワーク科目である。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があり、以下の授業計画はあくまで一例である。

**【到達目標】**

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。  
史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことなのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

しかし、そうはいっても、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おののの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法を見てみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつくらされているのだから、その意味がわかる。この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	オリエンテーション 講義の進め方、テキストに関する指示等
第 2 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読①	「時期区分」の講読
第 3 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読②	「維新法期 1・2」の講読
第 4 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読③	「維新法期 3・4」の講読
第 5 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読④	「近代法期 1・2」の講読
第 6 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑤	「近代法期 3」の講読
第 7 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑥	「現代法期 1・2」の講読
第 8 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕』の講読⑦	「現代法期 3」の講読
第 9 回	『形成期の明治地主制』の講読①	第 1 章 1・2 の講読

第 10 回 『形成期の明治地主制』の第 1 章 3~5 の講読

講読②

第 11 回 『形成期の明治地主制』の第 2 章の講読

講読③

第 12 回 『形成期の明治地主制』の第 3 章 1・2 の講読

講読④

第 13 回 『形成期の明治地主制』の第 3 章 3 の講読

講読⑤

第 14 回 授業内容の総括 まとめの討論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

テキスト、参考書を読んでくること。

本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。

このほかは授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、丹羽邦男『形成期の明治地主制』（講書房、1964）を挙げた）。

**【参考書】**

同上

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %

授業への出席と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt; 日本法制史

&lt;研究テーマ&gt; 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究

<主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」  
(東京大学出版会)  
編著「調停の近代」(勁草書房)**【Outline and objectives】**

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

## 法制史特殊講義Ⅱ

川口 由彦

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するためのコースワーク科目であり、この目標の下で、『法制史特殊講義Ⅰ』での学習成果を進展させる。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があり、以下の授業計画はあくまで一例である。

### 【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。  
史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことなのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかつた社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法といいうグループをもつにいたった社会である。

しかし、そうはいっても、この法といいう社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おののの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いざれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を攝取しつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西歐的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	講義の進め方、テキストに関する指示
第 2 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読①	「民衆運動の社会的願望」
第 3 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読②	「民衆的平等主義の思想構造」
第 4 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読③	「平等主義的ラディカルズムの一典型」
第 5 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読④	「〈日本社会の発生〉とジャーナリズム」
第 6 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読⑤	「焼カル、モノハ不徳ナル者」
第 7 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読⑥	「〈保護一忠誠〉関係と近世社会」
第 8 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読⑦	「私有権の確立と増税と」
第 9 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読⑧	「開化と蒙昧」
第 10 回	「近代化と伝統的民衆世界」の講読⑨	「〈自由〉と〈制限〉をめぐって」

第 11 回 『近代化と伝統的民衆世界』の講読⑩ 「民衆運動史研究の方法的視角」

第 12 回 『近代史のなかの教育』の「非文字文化への旅」

講読①

第 13 回 『近代史のなかの教育』の「文字文化への離陸」「近代の教育と学校」

講読②

講読③

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキスト、参考書を読んでくること。固有名詞等を読み方を含めて事典等で調べてくること。  
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界—転換期の民衆運動とその思想』（東大出版会、1992）及び高橋敏『近代史のなかの教育』（岩波書店、1999）を挙げた）。

### 【参考書】

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。このほかは授業の際に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %（授業での発言内容等と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する）。

### 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 日本法制史

＜研究テーマ＞ 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究

＜主要研究業績＞ 著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）  
編著「調停の近代」（勁草書房）

### 【Outline and objectives】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

## 法制史特殊講義Ⅲ

高 友希子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英国の法と社会の在り方について、歴史的な視点から考察するコースワーク科目である。

### 【到達目標】

英法史に関する基礎的な文献の講読を通じて、慣習法やコモン・ローの基礎概念を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業は4月22日（水）に開始しますが、当分の間は、オンラインでの開講となります。具体的なオンライン授業の進め方や授業計画の変更などについては、その都度、学習支援システムに掲示します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要説明
第2回	Historiography (1)	報告と討論
第3回	Historiography (2)	報告と討論
第4回	Historiography (3)	報告と討論
第5回	Historiography (4)	報告と討論
第6回	Historiography (5)	報告と討論
第7回	Historiography (6)	報告と討論
第8回	Public Law (1)	報告と討論
第9回	Public Law (2)	報告と討論
第10回	Public Law (3)	報告と討論
第11回	Public Law (4)	報告と討論
第12回	Public Law (5)	報告と討論
第13回	Public Law (6)	報告と討論
第14回	Public Law (7)	報告と討論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

学習支援システムに掲示します。

### 【参考書】

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

### 【成績評価の方法と基準】

授業がオンラインで開講されることに伴い、成績評価の方法と基準を変更します。具体的な方法と基準については、授業開始日に学習支援システムに掲示します。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）。

・「Christopher St. Germanのエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察—Capell v. Scott (1493-4)を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法學』89号（2004年）。

### 【Outline and objectives】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

**法制史特殊講義IV****高 友希子****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

英國の法と社会の在り方について、歴史的観点から考察するコースワーク科目である。

**【到達目標】**

英法史に関する基礎的な文献の講読を通じて、慣習法やコモン・ローの基礎概念を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

この授業では、英法史に関する基礎的な文献を取り上げ、受講者とともに読み進めていく。予め受講生に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、全員で討論を行うという形式で行う。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	Land Law (1)	報告と討論
第 2 回	Land Law (2)	報告と討論
第 3 回	Land Law (3)	報告と討論
第 4 回	Land Law (4)	報告と討論
第 5 回	Land Law (5)	報告と討論
第 6 回	Land Law (6)	報告と討論
第 7 回	Land Law (7)	報告と討論
第 8 回	Law of Obligations (1)	報告と討論
第 9 回	Law of Obligations (2)	報告と討論
第 10 回	Law of Obligations (3)	報告と討論
第 11 回	Law of Obligations (4)	報告と討論
第 12 回	Law of Obligations (5)	報告と討論
第 13 回	Law of Obligations (6)	報告と討論
第 14 回	Law of Obligations (7)	報告と討論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

N. Doe and R. Sandberg, Law and History, vols. 3-4, Routledge (2017).

**【参考書】**

- J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第 I 部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。  
 J.H. ベイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第 4 版）第 II 部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014 年）。  
 小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

- ・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70 卷 1 号（2019 年）
- ・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 卷 1 号（2010 年）。
- ・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。
- ・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。
- ・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号（2004 年）。

**【Outline and objectives】**

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

## 比較法特殊講義 I

牟 憲魁

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、大学院の選択科目であり、憲法、民商法を中心として現代中国の法と社会の特徴を研究する。

授業の目的は、中国の政治、経済、社会、文化などについて研究することである。

### 【到達目標】

到達目標は、中国の社会について法の側面から理解を深め、学術研究の基礎となる能力を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

レジュメ・資料を配布する予定。質問応答と議論も交えながら、授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

回	テーマ	内容
第 1 回	基本的人権	人権の観念、少子高齢化対策
第 2 回	憲法の解釈と適用	憲法解釈権、憲法と裁判
第 3 回	統治システム	国家構造、地方制度
第 4 回	全人代と国務院の関係	全人代、常務委員会、国務院
第 5 回	民法の編纂	民法総則、人格権法
第 6 回	物権法	物権変動のルールと不動産取引、不動産税と地方財政
第 7 回	債権法	債権総則の要否、契約法、不法行為法
第 8 回	家族法	婚姻慣行、夫婦財産制、親子、相続
第 9 回	会社法	コーポレートガバナンス、個人の創業
第 10 回	労働法	シェアリングエコノミー時代の労使関係
第 11 回	知的財産法	知財裁判、知財法学部
第 12 回	メディアと法	ファン経済、個人による生放送、SNS と電子商取引
第 13 回	刑事法	犯罪構成要件、刑事政策、治安・防犯対策
第 14 回	教育と法	大学の運営、法曹養成、外国人留学生支援策

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

特になし。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

指定なし

### 【参考書】

『現代中国法入門（第 8 版）』（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則・坂口一成 有斐閣、2019 年）

### 【成績評価の方法と基準】

レポート（1 回）40 % 及び平常点 60 % により行う。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【Outline and objectives】

This lecture introduces basic knowledge of Chinese law focusing on constitutional law and civil law, and explains the law and society of modern China.

LAW500A1

## 比較法特殊講義Ⅱ

### 解 志勇

#### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、大学院の選択科目であり、行政法を中心として現代中国の法と社会の特徴を研究する。

授業の目的は、中国の裁判、行政、社会、文化などについて研究し、司法改革と行政改革の動態を捉えることである。

#### 【到達目標】

到達目標は、中国の社会について法の側面から理解を深め、学術研究の基礎となる能力を身につけることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

現代中国法の入門講義であるが、できるだけ、社会事情や判例・事例も適宜に紹介し、質問応答と議論も交えながら、授業を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

回	テーマ	内容
第 1 回	司法改革	裁判所、検察庁、弁護士
第 2 回	行政不服審査法の改革	審査機関、審査手続
第 3 回	行政訴訟	行政訴訟の運用、行政裁判所、国家賠償
第 4 回	陳情制度の改革	陳情の受付機関、陳情の手続き
第 5 回	監察制度の改革	監察機関、監察手続
第 6 回	立法法	行政立法権、地方立法権、経済特区の立法権
第 7 回	法による行政	行政許可、行政指導、行政手続
第 8 回	土地法の改革	土地所有権、土地使用権、不動産市場
第 9 回	農村と法	三権分離への農地改革、戸籍制度の改革
第 10 回	都市と法	高速鉄道、地下鉄、住宅団地、ホテル、レストラン、文化財と名所
第 11 回	携帯電話と法	微信（Wechat）、支付宝（Alipay）
第 12 回	医療と法	医事紛争、感染病対策、医療費
第 13 回	インターネットと法	インターネット運営にかかる企業責任、個人情報保護
第 14 回	社会福祉と法	児童と高齢者の権利保護、スポーツ

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

特になし。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

#### 【テキスト（教科書）】

指定なし

#### 【参考書】

『現代中国法入門（第 8 版）』（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則・坂口一成 有斐閣、2019 年）

#### 【成績評価の方法と基準】

レポート（1回）40 % 及び平常点 60 % により行う。

#### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

#### 【Outline and objectives】

This lecture introduces basic knowledge of Chinese law focusing on administrative law, and explains the law and society of modern China.

LAW500A1

**英米法特殊講義 I**

小山田 朋子

&lt;研究テーマ&gt;現代アメリカ法、医事法

&lt;主要研究業績&gt;

『医学と利益相反』(弘文堂 2007)

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118巻1、2号

**[Outline and objectives]**

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付くようにする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

(以下は4月18日に追記しました。) 春学期の少なくとも前半は、オンラインでの開講となります。それにもなう各回の授業計画の変更については、学習支援システムで提示します。①英文の論文等の指定箇所を各自和訳し、提出する、②教員からフィードバックを行う、という方法を予定しています。具体的な進め方については、4月27日(月)に学習支援システムで提示します。なお、具体的な課題の配布は、5月11日(月)に始めます。

(以下は、教室での授業が開始できた場合についての説明です。オンライン授業での方法については、学習支援システムで詳しく説明します。) 英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進める。なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性がある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第2回	英米法の調べ方	テーマについての講義と討論
第3回	連邦制	テーマについての講義と討論
第4回	判例法主義	テーマについての講義と討論
第5回	違憲立法審査制	テーマについての講義と討論
第6回	陪審制（選任）	テーマについての講義と討論
第7回	陪審制（評議）	テーマについての講義と討論
第8回	アメリカ契約法（契約の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第9回	アメリカ契約法（約因法理と契約を破る自由）	テーマについての講義と討論
第10回	アメリカ信託法（信託の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第11回	アメリカ信託法（受託者の責任：注意義務と忠実義務）	テーマについての講義と討論
第12回	アメリカ憲法史（建国と憲法制定）	テーマについての講義と討論
第13回	アメリカ憲法史（違憲立法審査制の確立）	テーマについての講義と討論
第14回	まとめ（疑問点や論点について）	テーマについての講義と討論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

**【参考書】**

田中英夫『英米法総論 上下』(東大出版会)

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』(有斐閣)

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』(いずれも有斐閣)

その他の資料は適宜紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

春学期の少なくとも前半がオンラインでの開講となったことにともない、成績評価の方法と基準も変更します。具体的な方法と基準は、学習支援システムで提示します。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt;英米法、医事法

LAW500A1

## 英米法特殊講義Ⅱ

小山田 朋子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付くようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進める。

なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性がある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第2回	アメリカ憲法史（奴隸制と南北戦争）	テーマについての講義と討論
第3回	アメリカ憲法史（ロックナ時代とニューディール政策）	テーマについての講義と討論
第4回	表現の自由	テーマについての講義と討論
第5回	信教の自由	テーマについての講義と討論
第6回	実体的デュープロセス（ロックナ判決と第14修正）	テーマについての講義と討論
第7回	実体的デュープロセス（中絶の権利と同性婚）	テーマについての講義と討論
第8回	人種等と平等の問題（奴隸制と南北戦争後の憲法修正）	テーマについての講義と討論
第9回	人種等と平等の問題（アーマティップ・アクションの初期の判例）	テーマについての講義と討論
第10回	人種等と平等の問題（アーマティップ・アクションの現状）	テーマについての講義と討論
第11回	人種等と平等の問題（性差と平等）	テーマについての講義と討論
第12回	懲罰的損害賠償	テーマについての講義と討論
第13回	製造物責任	テーマについての講義と討論
第14回	まとめ	疑問点や論点について

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

**【参考書】**

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣）

その他の資料は適宜紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（授業への積極的な貢献度）、研究計画、その達成度を評価基準とする。平常点50%、研究課題の到達度（レポートにより評価）50%とする。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞英米法、医事法

＜研究テーマ＞現代アメリカ法、医事法

＜主要研究業績＞

『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118巻1,2号

**【Outline and objectives】**

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

LAW500A1

## 憲法特殊講義 I

建石 真公子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

## 【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別など－に関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

予め提示した資料（文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。

提示された課題について、参加者でディスカッションする。

次回授業までに、授業内容に関する意見をリアクションペーパーに用意する。なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究会参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第 2 回	違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第 3 回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第 4 回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第 5 回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第 6 回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第 7 回	違憲審査制について、アメリカの制度について学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第 8 回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第 9 回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第 10 回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第 11 回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第 12 回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
第 13 回	違憲審査制と国民主権の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第 14 回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

## 【参考書】

適宜紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

議論への参加： 50 %。

授業での報告： 50 %。

## 【学生の意見等からの気づき】

2019 年度の意見はまだ頂いておりません。

## 【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法学、国際人権法学

＜研究テーマ＞

人権の裁判の保障

生命倫理と人権

＜主要研究業績＞建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。

「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－』辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

## 【Outline and objectives】

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the garantie of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

LAW500A1

## 憲法特殊講義 II

建石 真公子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義 II では、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

### 【到達目標】

人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。

担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知る。そのうえで、自分の考えをリアクションペーパーにまとめて次回の講義で提出。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第 2 回	生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	ハンセン病判決を素材に憲法 13 条「個人の尊重」の解釈
第 3 回	憲法 13 条と個人の尊重	ハンセン病判決に関する判例評議の検討
第 4 回	憲法 13 条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討—肖像権—
第 5 回	憲法 13 条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討—氏名権、夫婦別姓—
第 6 回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権か—日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第 7 回	性的指向は人格権か—日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第 8 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	プライバシーの権利—生殖補助医療へのアクセス
第 9 回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第 10 回	他者の権利と人格権（2）	代理懷胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第 11 回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第 12 回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第 13 回	人格権としての中絶	イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第 14 回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

適宜配布、紹介

### 【参考書】

適宜配布、紹介

### 【成績評価の方法と基準】

議論への参加： 50 %

報告： 50 %

### 【学生の意見等からの気づき】

ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法学、国際人権法学

### ＜研究テーマ＞

人権の裁判的保障

国際人権保障

生命倫理に関わる人権保障

### ＜主要研究業績＞

・建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。

・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懷胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。

・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

### 【Outline and objectives】

In the Constitutional Special Lecture II, as an example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to the right to autonomy, self-determination and integrity.

The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.

LAW500A1

## 憲法特殊講義Ⅲ

金子 匡良

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

### 【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。ただし、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それにともなう各回の授業計画の変更については、学習支援システムで適宜提示する。本授業の開始日は4月27日とし、この日までに具体的なオンライン授業の方法などを、学習支援システム上の本授業ページ内の「お知らせ」で提示する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 春学期

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	外国人の権利主体性について①-判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第3回	外国人の権利主体性について②-学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第4回	人権の私人間効力について①-判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第5回	人権の私人間効力について②-学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第6回	プライバシー権について①-判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第7回	プライバシー権について②-学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第8回	法の下の平等について①-判例	法の下の平等に関する判例を読む。
第9回	法の下の平等について②-学説	法の下の平等に関する学説を読む。
第10回	思想・良心の自由について①-判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第11回	思想・良心の自由について②-学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第12回	表現の自由について①-判例	表現の自由に関する判例を読む。
第13回	表現の自由について②-学説	表現の自由に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかつた場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

講義のテーマや進捗状況に応じて指示する。

### 【参考書】

宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』(有斐閣、2018年)  
小山剛ほか(編)『論点探究憲法〔第2版〕』(弘文堂、2013年)  
など

### 【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。ただし、春学期がオンラインでの開講となったことに伴い、成績評価の方法と基準も変更することがある。具体的な方法と基準は、授業開始日までに学習支援システムで提示する。

### 【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげるようにしていきたい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権 CSR 及びそれを促進するための政府の CSR 政策

<主要研究業績>

「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部 50周年記念論文集(2016年)

「CSRの政策の憲法論」法学志林 111巻1号(2013年)

### 【Outline and objectives】

This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject.

LAW500A1

## 憲法特殊講義IV

金子 匡良

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いだ、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

**【到達目標】**

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

毎回、1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。なお、参加者には毎回、必ず1回は発言を求める。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	信教の自由について①-判例	信教の自由に関する判例を読む。
第3回	信教の自由について②-学説	信教の自由に関する学説を読む。
第4回	政教分離について①-判例	政教分離に関する判例を読む。
第5回	政教分離について②-学説	政教分離に関する学説を読む。
第6回	生存権について①-判例	生存権に関する判例を読む。
第7回	生存権について②-学説	生存権に関する学説を読む。
第8回	財産権について①-判例	財産権に関する判例を読む。
第9回	財産権について②-学説	財産権に関する学説を読む。
第10回	裁判を受ける権利について①-判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第11回	裁判を受ける権利について②-学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第12回	法の適正手続の保障について①-判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第13回	法の適正手続の保障について②-学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかつた場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

講義のテーマや進捗状況に応じて指示する。

**【参考書】**

宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）  
小山剛ほか（編）『論点探究憲法〔第2版〕』（弘文堂、2013年）  
など

**【成績評価の方法と基準】**

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

**【学生の意見等からの気づき】**

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげたい。

**【担当教員の専門分野等】**

- <専門領域>  
憲法、人権法、人権政策
- <研究テーマ>  
自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権 CSR 及びそれを促進するための政府の CSR 政策
- <主要研究業績>  
「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部50周年記念論文集（2016年）  
「CSRの政策の憲法論」法学志林111巻1号（2013年）

**【Outline and objectives】**

Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects.

LAW500A1

## 行政法特殊講義 I

西田 幸介

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的理験を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基礎原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身に付けることが期待される。

**【到達目標】**

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献（教科書）を読み込む力を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。ただし、対面授業が可能となれば、ビデオ会議システムは使用しない。

授業は、毎回担当者を決めて、指定された教科書について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

学習支援システムによる授業は、2020年4月21日から開始する。ただし、同日から5月12日までは、学習のための資料の提供にとどめる。詳細は、学習支援システムの「おしらせ」にて周知する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粹法学の視点
第4回	適正手続	判断過程の統制 行政処分の事前手続
第5回	行政処分	参加と協働 概念・種別
第6回	行政指導	公定力・無効 概念・種別
第7回	行政救済総論	理念と現実 行政訴訟の類型
第8回	取消訴訟（1）	取消訴訟の基本構造 処分性の定式・概念要素
第9回	取消訴訟（2）	処分性拡大論 原告適格
第10回	国家賠償（1）	訴えの利益 国家賠償法1条の基本構造
第11回	国家賠償（2）	職務義務違反説 被用者負担
第12回	国家賠償（3）	被用者負担 民法との関係
第13回	客観訴訟（1）	民法との関係 結果責任
第14回	客観訴訟（2）	権利保護と行政統制 機関訴訟 住民訴訟

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解していく。また、必要に応じ、行政法の基礎的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読していく。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

**【参考書】**

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt; 行政法

&lt;研究テーマ&gt; ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

&lt;主要研究業績&gt;

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

**【Outline and objectives】**

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW" written by Tokiyasu FUJITA. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up 'General Principle of Administrative Law', 'Administrative Discretion', 'Administrative Disposition', 'Administrative Guidance', 'Action for Revocation of Administrative Disposition', 'State Redress', 'Just Compensation', and 'Objective Litigation'(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

LAW500A1

## 行政法特殊講義Ⅱ

高橋 滋

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基礎的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。

なお、本科目は、公法特殊研究Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

### 【到達目標】

①行政法の基礎的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。  
②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読解
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的精査
第8回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第9回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第10回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第11回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 論文の構造・展開の把握
第12回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 論文の細部の精査（前半）
第13回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献読解（その3）- 論文の細部の精査（後半）
第14回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解していく。また、必要に応じ、行政法の基礎的な教科書を事前に精読する。1回につき各2時間の予習と復習が必要である。

### 【テキスト（教科書）】

高橋滋『行政法（第2版）』（弘文堂、2018年）

### 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）  
塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）  
芝池義一『行政法概説』（有斐閣）  
原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）  
藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞行政法、環境法、地方自治法

＜研究テーマ＞

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

＜主要研究業績＞

（単著）

1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）

2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）

3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法』（弘文堂、2016年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、23点（改訂版を含む）。

### 【Outline and objectives】

This lecture is for graduate students. At the request of the applicants, they will study case law and read literatures in the field of administrative law.

LAW500A1

## 行政法特殊講義Ⅲ

## 交告 尚史

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

ドイツ公法における比例原則の意義と機能を学ぶ。

## 【到達目標】

- ドイツ警察法において比例原則が発達した歴史的背景を説明できる。
- ドイツ法における比例原則の議論を日本がどのように受け容れたかを理解する。
- EU法の発展におけるドイツ法の立ち位置を見定める。
- 行政法だけでなく憲法にも目を向けて総合的に考えることができる。
- ドイツ語の法律文献・判例を読みこなすことができる。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

以下の著作を適宜分担して読み進め、最後にまとめの報告をしてもらう。以下の「授業計画」において、文献①というように引用する。

- 須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）
- 須藤陽子『日本法における『比例原則』』公法研究81号（2019年）83頁以下
- 柴田憲司「憲法上の比例原則について（1）（2・完）」法学新報116巻9・10号（2010年）183頁以下、同11・12号（2010年）185頁以下
- 松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路』（弘文堂、2019年）
- Nicholas Emiliou, *The Principle of Proportionality in European Law—A Comparative Study*, Kluwer 1996.
- Benedikt Pirker, *Proportionality Analysis and Models of Judicial Review*, Europa Law Publishing 2013.
- Edited by Sofia Ranchordás and Boudewijn de Waard, *The Judge and the Proportionate Use of Discretion —A comparative study*, Routledge 2016.

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	比例原則の意義1	文献⑤の第2章 (The Principle of Proportionality in German Public Law) を2回に分けて読み、ドイツ公法における比例原則概念の発展史を学ぶ。
第2回	比例原則の意義2	第1回と同じ素材の残り半分を読む。これにより、ドイツ公法における比例原則の発展史をひととおり語れるようになる。
第3回	比例原則の意義3	文献①の第1章と第2章を読み、行政法学者である須藤が比例原則の意義をどのように理解したかを探究する。
第4回	比例原則と裁判所の審査1	文献⑦の第2章 (The principle of proportionality in German administrative law) を2回に分けて読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義を考察する。
第5回	比例原則と裁判所の審査2	第4回と同じ素材の残り半分を読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義をひととおり説明できるようになる。
第6回	比例原則と裁判所の審査3	文献①の第3章と第8章から第10章までを読み、須藤がドイツ法研究の成果を日本法の基礎としてどのように取り入れようとしたかを探る。
第7回	ドイツ憲法と比例原則1	文献⑥の第3章 (German Constitutional Law) を2回に分けて読み、ドイツ憲法と比例原則について語る基礎的な知識を身に付ける。
第8回	ドイツ憲法と比例原則1	第7回の素材の残り半分を読み、ドイツ憲法と比例原則についてひととおりのことが語れるようになる。
第9回	柴田憲司の研究1	文献③の（1）を読み、憲法学者である柴田が2010年の段階で何を明らかにしようとしたかを探る。

## 第10回 柴田憲司の研究2

文献③の（2・完）を読み、第7回と第8回に身に付けたドイツ憲法学における比例原則論と柴田の研究を擦り合わせる。

## 第11回 松本和彦の研究

文献④を読み、やはり憲法学者である松本の視点が柴田のそれとどのように異なるかを考える。

## 第12回 アレクシー学派の比例原則論

柴田の論文にも松本の論文にも取り上げられているアレクシー学派の比例原則論がどのようなものであるかを省察する。

## 第13回 憲法学と行政法学とドイツ法

文献②を読み、日本の憲法学と行政法学とドイツ法とが全体としてどのように結び付いているかを明らかにする。

## 第14回 まとめ

前回までの学習の内容をまとめて報告してもらう。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

授業の進め方と方法のところに列記した文献

## 【参考書】

授業の進め方と方法のところに列記した文献の註に引用されている主要文献。授業中に適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

## 【学生の意見等からの気づき】

初めて担当する講義であるから、まだ意見等はない。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;

&lt;研究テーマ&gt;

&lt;主要研究業績&gt;

## 【Outline and objectives】

Students understand the meaning and function of the proportionality principle in German public law.

LAW500A1

**行政法特殊講義IV****交告 尚史****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

比例原則の起源を学ぶ。

**【到達目標】**

- 比例原則の起源を説明することができる。
- ドイツ法、オーストリア法およびEU法等を取り上げて、比例原則の考え方の異同を説明できる。
- ドイツ語の著作を読みこなすことができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

基本的には、教科書の全体を期間内に概観できるように、適宜選択しながら読み進める。時折参考文献および判例の調査を求める。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	比例原則と哲学	II C アリストテレスの倫理学等に顯れた比例原則的な考え方を学ぶ。
第2回	他の法分野の比例原則	II D 刑法の比例原則とその背景にある時代思潮等を学ぶ。
第3回	比較法1	II E 1, 2 ドイツ法およびオーストリア法における比例原則の考え方を学ぶ。
第4回	比較法2	II E 3, 4 フランス法およびイギリス法における比例原則の考え方を学ぶ。
第5回	比例原則の根拠	II F 比例原則に関する様々な根拠付けについて学ぶ。
第6回	EU法における比例原則の根拠	II G EU法において比例原則がどのように根拠付けられるのかを学ぶ。
第7回	憲法裁判と比例原則	III A, B ドイツおよびオーストリアの憲法裁判において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。
第8回	EU裁判所における比例性の審査1	IV A, B 1, B2, B3 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。この回は序論。
第9回	EU裁判所における比例性の審査2	IV B4 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の構造論。
第10回	EU裁判所における比例性の審査3	IV B5, B6 EU裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の本質論。
第11回	比例原則の構成要素	IV D 比例原則の3要素（適性、必要性、狭義の比例性）について学ぶ。
第12回	裁判所による統制1	V A, B 裁判所による比例性審査の難しさについて学ぶ。
第13回	裁判所による統制2	V D EU裁判所における比例性審査の密度について学ぶ。
第14回	裁判所による統制3	V E 前回に引き続いて EU裁判所による比例性の審査に目を向け、審査密度の決め手となる要素について学ぶ。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

Bernhard Oreschnik, Verhältnismäßigkeit und Kontrolldichte, Springer 2019.

**【参考書】**

大江裕幸「権利救済手続きの裁判化と一元化の動向—オーストリア行政裁判制度の改革を素材として」行政法研究27号（2018年10月）101頁以下。  
そのほか、教科書の脚註に挙がっている著書、論文を中心に、重要な文献について調査研究を求める。適宜指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %

**【学生の意見等からの気づき】**

初めて担当する講義であるから、まだ意見等はない。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt;

&lt;研究テーマ&gt;

&lt;主要研究業績&gt;

**【Outline and objectives】**

Students pursue the root of the proportionality principle.

LAW500A1

## 国際法特殊講義 I

森田 章夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

### 【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第 2 回	慣習国際法	法源論をめぐる理論的・実践的動きを検討する。
第 3 回	条約法の諸問題 1	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第 4 回	条約法の諸問題 2	条約法の他の諸問題について検討する。
第 5 回	国家管轄権 1	管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検討する。
第 6 回	国家管轄権 2	管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行について検討する。
第 7 回	国際責任 1	国際責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第 8 回	国際責任 2	国際責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第 9 回	国際経済	国際経済法をめぐる動向について検討する。
第 10 回	国際環境保護	国際環境保護に見られる法制度の特徴について検討する。
第 11 回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第 12 回	武力行使規制	自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。
第 13 回	国際安全保障	国際安全保障の最新動向について検討する。
第 14 回	国際刑事法	国際刑事法の最新動向について検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

\*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

### 【参考書】

授業冒頭に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)

要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)

授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)

議論への積極的参加 (10%)

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当につきありません。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第 2 版】』（共編著、有斐閣、2010）③『英米臨検権論争の国際法上の意義』柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018 年）

### 【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

## 国際法特殊講義Ⅱ

森田 章夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

### 【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第 2 回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 3 回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 4 回	無害でない通航	無害でない通航についての執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 5 回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 6 回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 7 回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 8 回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 9 回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 10 回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 11 回	旗国主義の例外：その他	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 12 回	海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 13 回	公海漁業規制	公海漁業規制をめぐる理論・国家実行を検討する。
第 14 回	紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

\*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

### 【参考書】

授業冒頭に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)

要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)

授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)

議論への積極的参加 (10%)

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当につきありません。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績> ①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③『英米臨検権論争の国際法上の意義』柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

### 【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

**民法特殊講義 I****宮本 健蔵****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

「民法の一部を改正する法律案」が 2017 年 5 月 26 日に可決成立し、同年 6 月 2 日に公布された。この施行日は 2020 年 4 月 1 日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的としたい。

**【到達目標】**

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊講義 II と併せて受講されたい。

－追記－ 授業の開始日は、4 月 21 日です。コロナウイルス感染防止のために、当面、この授業は ZOOM ソフト遠隔会議システムを使って行います。初回授業のアクセス方法等に関しては、学習支援システムに登録されているメールアドレス宛てにご連絡します。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第 2 回	定型契約による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第 3 回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第 4 回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第 5 回	特定物債権－保管義務と物の引渡し義務	基調報告とこれに基づくディベート
第 6 回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 7 回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第 8 回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第 9 回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第 10 回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第 11 回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第 12 回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第 13 回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 14 回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

その都度、指示する。

**【参考書】**

- ①宮本健蔵編著『債権総論』(新マルシェ民法シリーズ)2019 年 12 月
- ②潮見佳男『新債権総論 I』『新債権総論 II』2017 年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017 年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017 年 弘文堂など。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点(報告の内容・議論への参加)(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt;民法、財産法

&lt;研究テーマ&gt;安全配慮義務論、リスク責任論

&lt;主要研究業績&gt;

『労働災害と使用者のリスク責任』(信山社、2019 年)、

『不動産取引は書面を必要とする要式契約か』法学論集(九国大)23 卷 1・2・3 号 127 頁～146 頁(2017 年)

『ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任』名城法学 66 卷 3 号 155 頁～182 頁(2016 年)

『オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について』法学志林 113 卷 1 号 1 頁～79 頁(2015 年)

マルシェ物権法・担保物権法(第 3 版)(編著)嵯峨野書院(2014 年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013 年)

『建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用』名城法学 64 卷 1・2 合併号(2014 年)

『事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条(1)(2・完)』法学志林 110 卷 3 号(2013 年)、4 号(2013 年)

『スイス債務におけるリスク責任について』法学志林 107 卷 4 号(2010 年)(2017 年)

**【Outline and objectives】**

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

## 民法特殊講義Ⅱ

宮本 健蔵

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が2017年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布された。この施行日は2020年4月1日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的としたい。

### 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受」を扱う。民法特殊講義Ⅰと併せて受講されたい。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第1回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	詐害行為取消権①－要件	基調報告とこれに基づくディベート論
第3回	詐害行為取消権②－二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	詐害行為取消権③－効果論（絶対の取消構成と返還義務者の地位）	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	連帯債権－ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	保証債務－要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	併存の債務引受と免責的債務引受	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	契約上の地位の移転と不動産賃貸人たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

### 【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年12月 嵐野書院
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

### 【担当教員の専門分野等】

専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号 127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号 155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条（1）（2）（完）」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）（2017年）

### 【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

## 民法特殊講義Ⅲ

新堂 明子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

### 【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論をする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792 頁（2006 年）
  - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん・民事研修 660 号 2～25 頁（2012 年）
  - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61 卷 6 号 2270～2249 頁（2011 年）
  - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」N B L 936 号 17～28 頁（2010 年）
  - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60 卷 6 号 1752～1725 頁（2010 年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」N B L 890 号 53～63 頁（2008 年）

### 【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

## 民法特殊講義IV

新堂 明子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評析を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

### 【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通了解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評析を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論をする。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評析（1）	判例、判例解説を読み、判例評析を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評析（2）	判例、判例解説を読み、判例評析を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792 頁（2006 年）
  - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん・民事研修 660 号 2～25 頁（2012 年）
  - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61 卷 6 号 2270～2249 頁（2011 年）
  - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」N B L 936 号 17～28 頁（2010 年）
  - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60 卷 6 号 1752～1725 頁（2010 年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」N B L 890 号 53～63 頁（2008 年）

### 【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

## 民法特殊講義V

大澤 彩

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法の最高裁判例を素材に判例評釈の方法を習得するコースワーク科目である。具体的には、実際にある最高裁判例をとりあげ、事案・先行裁判例分析および当該判決の評釈を行う。

## 【到達目標】

民法の研究を行う上で、最高裁判例の判旨を先行裁判例や学説との関係で客観的にとらえ、その意義・射程を分析した判例評釈を適切に行う能力を身につけるのは必須である。そこで、本講義では、各自が民法の最高裁判例を1つ選び、当該判例の事案の紹介、本判決の意義の抽出、先行裁判例の分析、判旨の検討、本判決の射程を4回に分けて分析し、最終的に評釈を書き上げる。これによって、最高裁判例の分析の仕方を学び、また、評釈作成の訓練を行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

まず、各自が興味のある最高裁判例を1つ選び、担当1週目に当該判例の事案の紹介・分析を行って当該判例の意義や問題点を抽出する。担当2週目には当該判例の先行裁判例を網羅的に収集して分析する。担当3週目には判旨の分析を行う。担当4週目には本判決の射程および残された課題を抽出する。担当者以外の参加者も当該判決を読み、授業で担当者の報告に対して質問し、議論することが求められる。

最終的には当該判決の評釈を作成し、授業担当者に提出する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	担当者分担など
第2回	判例評釈とは何か	講義・質疑応答
第3回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第4回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第5回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：判旨の検討	報告・議論
第6回	契約に関する最高裁判例 ①の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第7回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第8回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第9回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：判旨の検討	報告・議論
第10回	契約に関する最高裁判例 ②の分析：本判決の射程および総括	報告・議論
第11回	不法行為に関する最高裁判例の分析：事案の分析・問題点の列挙	報告・議論
第12回	不法行為に関する最高裁判例の分析：先行裁判例の分析	報告・議論
第13回	不法行為に関する最高裁判例の分析：判旨の検討	報告・議論
第14回	不法行為に関する最高裁判例の分析：本判決の射程および総括	報告・議論

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

## 【参考書】

大村敦志ほか著『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容を考慮に入る。

担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入る。

学期末に担当した最高裁判例の評釈を提出すること。

## 【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

## 【担当教員の専門分野等】

＜授業担当者の専門＞民法、消費者法、フランス契約法・消費法

＜研究テーマ＞契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

＜主要研究業績＞

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商

品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016年）所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二=

大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下

拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林116巻2・3号（2019年）410頁以下

Aya OHSAWAA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

## 【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to analize and discuss a case by the Supreme Court, and we learn the method to analize a case.

LAW500A1

## 民法特殊講義VI

大澤 彩

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。

②フランス民法等、外国法の学説・判例の調査方法を身につけ、かつ、文献を講読すること。

③比較法研究の方法を身につけること。

### 【到達目標】

各人の興味関心にそってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、外国法（フランス法を中心的に扱うが、これに限られない）においてそのテーマをめぐってどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。

これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第 2 回	テーマの決定（参考として、日本およびフランスにおける民法改正の動向についてレクチャーを行う）	講義・質疑
第 3 回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 4 回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 5 回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 6 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 7 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 8 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論
第 9 回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 10 回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 11 回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 12 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 13 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 14 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007 年）

中田裕康『契約法』（有斐閣、2017 年）

外国法のリサーチ方法について、例えば、

北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004 年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。

フランス債務法（契約法・不法行為法分野）の有名な概説書として、例えば François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, et François Chene, Droit civil : Les obligations, 12eed, Dalloz, 2018

その他の参考文献も初回に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメモを厳守した否かを考慮に入る。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入る。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著「不当条項規制の構造と展開」（有斐閣、2010 年）

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論的課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』（法政大学出版局、2016 年）所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二=大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下

拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 卷 2・3 号（2019 年）410 頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

### 【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

## 商法特殊講義 I

鈴川 泰史

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

決済システムとその法的問題について概観することを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

決済システムの概要を理解する。

決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講希望者は、学習支援システムの授業内掲示板に「自己紹介」というトピックを立てましたので、そちらに書き込みをお願いします。授業の進め方も掲示板でアナウンスします。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義の進め方・テキストの確認
第 2 回	決済システム総論	決済の基礎知識 (1)
第 3 回	決済システム総論	決済リスク (2)
第 4 回	決済システム総論	ネット決済システム (3)
第 5 回	決済システム総論	RTGS (4)
第 6 回	決済システム総論	決済システムのトレンド (5)
第 7 回	手形法（1）	手形・小切手の決済
第 8 回	手形法（2）	手形の無因性
第 9 回	手形法（3）	手形理論
第 10 回	手形法（4）	手形の善意取得
第 11 回	手形法（5）	新抗弁理論
第 12 回	手形法（6）	後者の抗弁
第 13 回	電子記録債権法（1）	電子記録債権の特徴
第 14 回	電子記録債権法（2）	でんさいネットの法律関係

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

中島真志・宿輪純一『証券決済システムのすべて（第 2 版）』（東洋経済新報社 2005）

川村正幸『手形・小切手法（新法学ライブラリ）〔第 3 版〕』（新世社 2005）

### 【参考書】

岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣 2003）

木内宜彦『手形法小切手法（企業法学 II）』（新青出版 1998）

その他、適宜事業支援システムで配布または指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

報告担当回におけるレジュメの内容と討議への貢献度による平常点（100 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

- ・金融法
- ・有価証券法
- ・会社法

### 【Outline and objectives】

This course provides graduate students with an overview of payment system law.

LAW500A1

## 商法特殊講義Ⅱ

橡川 泰史

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

電子マネー、仮想通貨、預金通貨などに関する制定法および判例を取り上げて検討し、日本のモバイル決済に関する法の現状を概観することを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

法定通貨、仮想通貨、電子マネーをめぐる公法上・私法上のルールを整理して理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

各回のテーマに沿って、担当者の報告に基づきテキスト・関連の論文判例等の検討をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	電子マネーの法的構成 (1)	【森田】(1)
第2回	電子マネーの法的構成 (2)	【森田】(2)
第3回	電子マネーの法的構成 (3)	【森田】(3)
第4回	電子マネーの法的構成 (4)	【森田】(4) (5)
第5回	普通預金の法的構成 (1)	誤振込に関する最高裁判例
第6回	普通預金の法的構成 (2)	普通預金の帰属に関する最高裁判例
第7回	ビットコイン	ブロックチェーン技術とビットコインの技術要素
第8回	資金決済法と電子マネー (1)	資金決済法の全体像
第9回	資金決済法と電子マネー (2)	資金移動業規制
第10回	資金決済法と電子マネー (3)	仮想通貨移動業規制
第11回	Mtx 事件判決の検討	現行法の下での Mt.Gox 事件判決の意義
第12回	Bitcoin and mobile payments (1)	【Gimigliano】 Part I-1
第13回	Bitcoin and mobile payments (2)	【Gimigliano】 Part I-2
第14回	Bitcoin and mobile payments (3)	【Gimigliano】 Part II-3

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

【森田】

森田宏樹「電子マネーの法的構成（1）～（5）」NBL 616・617・619・622・626 号

【Gimigliano】

Gimigliano(ed.), BITCOIN AND MOBILE PAYMENTS (2016) [Palgrave Macmillan (Italy)]

堀 天子『実務解説 資金決済法〔第3版〕』(2017) [商事法務]

**【参考書】**

適宜、授業支援システムで配布または指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

報告担当回におけるレジュメの内容と討議への貢献度による平常点 (100 %)

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

- ・金融法
- ・有価証券法
- ・会社法

**【Outline and objectives】**

This course provides graduate students with an overview of rules and regulations of mobile payment systems in Japan.

LAW500A1

## 商法特殊講義Ⅲ

潘 阿憲

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、後期の民事法特殊研究Ⅱとともに、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第3回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第4回	先行研究の検討その1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第5回	先行研究の検討その2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第6回	先行研究の検討その3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第7回	先行研究の検討その4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第8回	先行研究の検討その5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第9回	判例研究その1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第10回	判例研究その2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第11回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第12回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第13回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第14回	判例研究その4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

### 【参考書】

初回授業時に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%，発言が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

### 【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

**商法特殊講義IV**

潘 阿憲

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

**【到達目標】**

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	外国法の検討その 1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 2 回	外国法の検討その 2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 3 回	外国法の検討その 3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 4 回	外国法の検討その 4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第 5 回	外国法の検討その 5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 6 回	外国法の検討その 6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 7 回	外国法の検討その 7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 8 回	外国法の検討その 8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第 9 回	外国法の検討その 9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 10 回	外国法の検討その 10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 11 回	外国法の検討その 11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 12 回	外国法の検討その 12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 13 回	外国法の検討その 13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第 14 回	外国法の検討その 14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

初回授業時に指示する

**【参考書】**

初回授業時に指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %, 発言が 40 % の割合で評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

**【Outline and objectives】**

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

## 知的財産法特殊講義 I

武生 昌士

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

知的財産法に関する基本的な文献を講読し、知的財産法研究における基礎的な能力を養う。

今年度は特に研修生の履修を念頭に置き、知的財産法研究の前提としての、日本の法学全般についての基礎的な知識と理解の修得を目指し、法学入門に関する文献の講読を行う。

知的財産法を専攻する者に限らず、研修生全般、また日本語の法学文献の読解力を高めたいと望む修士課程在籍の留学生の履修を歓迎する。日本人学生の履修は原則として想定していないが、事情によっては対応するので気軽に相談してほしい。

### 【到達目標】

- ・日本語の基礎的な法学文献の内容を精確に読みこなすことができるようになること。
- ・基本的な法律用語について、その読み方（発音）も含め、正しく説明することができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

### 【授業の進め方と方法】

テキスト（教科書）を実際に読み進める（音読する）形で授業を進める。読む箇所をあらかじめ割り当てるかどうかなど、進め方の詳細については、初回の授業で相談して決める所としたい。

以下の授業計画に沿って進めるが、受講者数や進捗の度合いにより変更の可能性がある旨、あらかじめ留意されたい。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	自己紹介、授業の進め方に関する相談など
第2回	「法学」を学ぶ意味	テキスト第1章の講読
第3回	「法学」とは何か	テキスト第2章の講読
第4回	「法」とは何か	テキスト第3章の講読
第5回	法学における「法解釈論」	テキスト第4章の講読
第6回	法学の分野	テキスト第5章の講読
第7回	法の適用プロセス(1)	テキスト第6章1・2(85~94頁)の講読
第8回	法の適用プロセス(2)	テキスト第6章3(94~103頁)の講読
第9回	身近なニュースの法学的分析	テキスト第7章の講読
第10回	ルールの意味を考える	テキスト第8章の講読
第11回	意味のないルールと見えないルール(1)	テキスト第9章1の講読
第12回	意味のないルールと見えないルール(2)	テキスト第9章2の講読
第13回	「法学部」をめぐる環境の変化	テキスト第10章の講読
第14回	まとめ	講義全体のまとめ

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの内容について教員から質問する場合もあるので、受講者は次回の箇所を最低1回は実際に読む（できれば音読する）ことが望ましい。

復習にも可能な限り時間を割くことが望ましい。自身が読み間違えていた箇所などを中心に、音読などを行って正しい読み・理解を定着させること。

### 【テキスト（教科書）】

早川吉尚『法学入門』（有斐閣、2016）（有斐閣ストゥディア）。

### 【参考書】

高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣、2016）など。

このほか、授業中に適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。日本語文献読解能力の向上度合いを総合的に見て評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【Outline and objectives】

This course covers the introduction to Japanese legal studies.

LAW500A1

**知的財産法特殊講義Ⅱ**

武生 昌士

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

知的財産法に関する基本的な文献を講読し、知的財産法研究における基礎的な能力を養う。

今年度は特に研修生の履修を念頭に置き、著作権法に関する基礎的な文献を講読することにより、日本語の法学文献読解能力の向上や、著作権法研究に向けた基礎的な知識と理解の獲得を目指す。

知的財産法を専攻する者に限らず、研修生全般、また日本語の法学文献の読解力を高めたいと望む修士課程在籍の留学生の履修を歓迎する。日本人学生の履修は原則として想定していないが、事情によっては対応するので気軽に相談してほしい。

**【到達目標】**

- ・日本語の基礎的な法学文献の内容を精確に読みこなすことができるようになること。
- ・基本的な法律用語について、その読み方（発音）も含め、正しく説明することができるようになること。
- ・日本の著作権法に関する基礎的な理解を獲得すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

**【授業の進め方と方法】**

テキスト（教科書）を実際に読み進める（音読する）形で授業を進める。読む箇所をあらかじめ割り当てるかどうかなど、進め方の詳細については、初回の授業で相談して決めることしたい。

以下の授業計画に沿って進めるが、受講者数や進捗の度合いにより変更の可能性がある旨、あらかじめ留意されたい。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイドンス	自己紹介、授業の進め方に関する相談など
第2回	著作権制度の概要	テキスト第1章の講読
第3回	著作物（1）	テキスト第2章1～5の講読
第4回	著作物（2）	テキスト第2章6～8の講読
第5回	権利の主体	テキスト第3章の講読
第6回	著作権の効力と活用 (1)	テキスト第4章1・2の講読
第7回	著作権の効力と活用 (2)	テキスト第4章3の講読
第8回	著作権の制限と消滅事由（1）	テキスト第5章111～126頁の講読
第9回	著作権の制限と消滅事由（2）	テキスト第5章127頁～147頁の講読
第10回	著作者人格権（1）	テキスト第6章1～3の講読
第11回	著作者人格権（2）	テキスト第6章4～6の講読
第12回	著作隣接権	テキスト第7章の講読
第13回	著作権の侵害とその救済	テキスト第8章の講読
第14回	まとめ	講義全体のまとめ

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

テキストの内容について教員から質問する場合もあるので、受講者は次回の箇所を最低1回は実際に読む（できれば音読する）ことが望ましい。

復習にも可能な限り時間を割くことが望ましい。自分が読み間違えていた箇所などを中心に、音読などを行って正しい読み・理解を定着させること。

**【テキスト（教科書）】**

駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法Ⅱ 著作権法』（有斐閣、2016）（有斐閣ストゥディア）。

**【参考書】**

授業中に適宜指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）。日本語文献読解能力の向上度合いや、日本著作権法の理解の向上度合いを総合的に見て評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【Outline and objectives】**

This course covers the basics of Japanese Copyright Law.

LAW500A1

**倒産法特殊講義 I****倉部 真由美****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれるものもある。倒産法に含まれる代表的なものは、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。

《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。

②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。

③破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

**【到達目標】**

破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

## ・初回授業の授業実施方法

この授業は4月23日（木）より、「zoom」を使用してオンラインで実施します。

履修を希望される方は、4月20日（月）までに学習支援システムで授業の仮登録をしてください。

初回授業のアクセス方法等に関しては、学習支援システムに登録されているメールアドレス宛にご連絡します。

## ・他専攻学生が履修を希望する方

4月20日（月）までに [mkurabe@hosei.ac.jp](mailto:mkurabe@hosei.ac.jp) までご連絡の上、履修の許可を得てください。

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第2回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第3回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第4回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第5回	破産財団をめぐる契約関係（1）双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第6回	破産財団をめぐる契約関係（2）各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第7回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第8回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第9回	否認権（1）否認の対象の類型	否認権の対象の類型について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第10回	否認権（2）否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第11回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第12回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。

**第13回 配当／手続の終結**

配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。

**第14回 消費者の破産**

消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）

**【参考書】**

伊藤真・松下淳一編『倒産法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2013年）

**【成績評価の方法と基準】**

出席、報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞倒産法

＜研究テーマ＞再建型倒産手続における担保権の処遇

＜主要研究業績＞

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌64号（2018年3月）

**【Outline and objectives】**

This course focuses on Bankruptcy law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

## 倒産法特殊講義Ⅱ

倉部 真由美

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

【授業の概要】倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれるものもある。倒産法に含まれる代表的なものは、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。

【目的】①民事再生法を全般的に理解する。  
 ②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。  
 ③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

### 【到達目標】

民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
 なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
 なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス／民事再生法 立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第2回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第3回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第4回	再生債権の届出・調査・ 確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第5回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第6回	再生債権以外の各種債権 の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第7回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第8回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第9回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第10回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第11回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第12回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第13回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第14回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）

### 【参考書】

伊藤真・松下淳一編『倒産法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2013年）

### 【成績評価の方法と基準】

出席、報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

専門領域>倒産法

研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」） 民事訴訟雑誌 64号（2018年3月）

### 【Outline and objectives】

This course focuses on Civil Rehabilitation Act law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

## 労働法特殊講義 I

藤本 茂

First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study a general overview of Labor Unions Law and the Dispute Settlement System.

Labor Unions Act - Students will study the fundamental right to take part in Union, collective bargaining and trade dispute.

Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study about the rules of adoption, transfer and dismissal.

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

今日の労働関係はグローバル化のもと、日本型雇用慣行は変容し労働形態の多様化・個別化が加速化している。労働法法理の妥当性は、法理のよって立つ日本の雇用慣行を踏まえたうえでなされる。本講義は、既存の労働法理の理解とその背景を後付けることを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義を履修することによって、現在の労働法理を理解でき、それを他者に論理的に説明できる。換言すれば法的論理思考を意識し、説明できるようになる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

今年度は、新型コロナの影響で、4月21日（火）授業開始となりました。どう進めるかは、学習支援システムの「お知らせ」をご覧下さい。そのためにも、「仮登録」を済ませておいてください。

授業計画に挙げたテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりに法理の報告・議論をしつつ、その法理が形成された日本型雇用慣行を考える。

この授業は、法学研究科博士後期課程の社会法特殊研究Iとの合併授業である。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	日本の雇用慣行	3つの特徴のうち長期安定雇用と年功制
第3回	企業別組合	日本の雇用慣行の特徴の3つ目である企業別組合
第4回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第5回	労働法の分野	集団的労使関係法の位置
第6回	労働基本権論	憲法28条の意義
第7回	労働組合の結成と組織強制	団結とユニオンショップ制
第8回	労働組合の活動	企業施設を利用しての組合活動
第9回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第10回	争議行為と賃金	争議行為と賃金について
第11回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第12回	支配介入	不当労働行為たる支配介入
第13回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第14回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法I [第4版]』（エイデル研究所 2019 最新版）

金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法II [第2版]』（エイデル研究所 2016）

### 【参考書】

テキスト内に参考文献を掲げている。

菅野和夫著『労働法 [第11版補正版]』（弘文堂 2017）

### 【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

予習箇所を明確にした。

### 【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

### 【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to Labor Relations Law and the Labor Contract Law.

LAW500A1

## 労働法特殊講義Ⅱ

藤本 茂

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

わが国労働関係は、グローバル化のもと、日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。雇用社会構造の変化とともに労使関係が変わり、労働法も変わる。労働法はどうあるべきかが問われる。そのためには既存の法理の根幹を問うことから始まる。

この授業は、労働法特殊講義Ⅰに続くコースワーク科目で、個別の労働関係法領域を取り扱う。

### 【到達目標】

現在の労働法理の理解を主眼とする。それを他者に論理的に説明できることが到達点とする。法的論理思考を意識し、説明できる能力を身につけることができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えもらう。

この授業は博士後期課程・社会法特殊研究Ⅱとの合併授業である。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	個別の労働関係法総論
第2回	労働基準法	労働基準法の2つの特徴
第3回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第4回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第5回	就業規則と労働条件変更	就業規則改訂による労働条件変更
第6回	個別の労働関係の形成	採用の自由、内定、試用
第7回	個別の労働関係の展開	人事異動の法理
第8回	個別の労働関係の終了	解雇法理について
第9回	賃金	賃金の法規制の意義と概要
第10回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第11回	労働時間の弾力的運用	裁量労働、適用除外と高度プロフェッショナル制度
第12回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第13回	休憩・休日の意義	休憩、休日の意義と休日労働
第14回	休暇	年次有給休暇制度

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

- ・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ [第4版]』(エイデル研究所 2019 最新版)
- ・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ [第2版]』(エイデル研究所 2016)

### 【参考書】

- ・テキスト内に参考文献を掲げている。
- ・菅野和夫著『労働法 [第12版]』(弘文堂 2019)

### 【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

予習の方法を具体的に示した。

### 【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉 アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

### 【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory.

Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.

LAW500A1

## 社会保障法特殊講義 I

大原 利夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会福祉関連法の基礎的な知識を修得し、社会福祉関連法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げる。また、判例と関連する論文なども取り上げる。受講生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出する。

なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合がある。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5回	生存権	生存権について考察する。
6回	生活保護法（1）～概論	生活保護法の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7回	生活保護法（2）～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8回	生活保護法（3）～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9回	福祉関係法（1）～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10回	福祉関係法（2）～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法について考察する。
11回	福祉関係法（3）～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12回	社会手当法（1）～概論	社会手当法の概念、社会手当法の概要について解説する。
13回	社会手当法（2）～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14回	権利擁護（1）～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

### 【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）

加藤智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）

井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）

西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』

（有斐閣、2005年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

### 【成績評価の方法と基準】

レポート（100%）により評価します。

### 【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

### 【その他の重要事項】

授業は、2020年4月24日15:00から学習支援システムにおいて開始します。

質問は、学習支援システム（メール）において随時、受け付けます。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門分野＞ 社会保障法

＜研究テーマ＞ 権利擁護など

＜主要研究業績＞

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113巻3号 115頁（2016年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24号9頁（2016年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015年）

### 【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social welfare law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

LAW500A1

## 社会保障法特殊講義Ⅱ

大原 利夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法、特に社会保険法の基礎的な知識を修得し、社会保険法の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

#### 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に社会保険法）の主要な法律について基礎的な知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の論点について問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることのできる能力を習得することを到達目標とする。

#### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。受講生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の受講生は、事前に当該判例等の問題点などを分析して報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を変更する場合がある。

#### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび 医療関係法（1）～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。 医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第2回	医療関係法（2）～健康保 険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第3回	医療関係法（3）～国民健 康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、 関連判例について考察する。
第4回	年金法（1）～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法構造などについて解説する。
第5回	年金法（2）～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第6回	年金法（3）～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第7回	年金法（4）～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例について考察する。
第8回	労災保険法（1）～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第9回	労災保険法（2）～業務災 害	業務災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第10回	労災保険法（3）～通勤災 害	通勤災害給付について解説し、関連判例について考察する。
第11回	雇用保険法（1）～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第12回	雇用保険法（2）～求職者 給付	求職者給付について解説し、関連判例を考察する。
第13回	雇用保険法（3）～その他 の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付について解説し、関連判例について考察する。
第14回	総合研究～最近の注目判 例	最近の注目判例について考察する。

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

#### 【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

#### 【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）

井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）  
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐）

加藤智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

#### 【成績評価の方法と基準】

報告の内容（30%）、討論の内容（70%）で評価を行う。

討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

#### 【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

#### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞社会保障法

＜研究テーマ＞権利擁護など

＜主要研究業績＞

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法學志林 113巻3号 115頁（2016年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24号9頁（2016年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015年）

#### 【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially social insurance law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

LAW500A1

**教育法特殊講義 I**

小泉 広子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育に関する裁判は、教育に対する法機能に応じて、教育の自由にかかる「自主性擁護的教育裁判」、教育の外的条件整備を求める「条件整備的教育裁判」、子どもの人権侵害を争う「子どもの人権裁判」に分類できる。教育法特殊講義 I では、受講生の関心に留意しながら、子どもの人権裁判の分析を行い、教育法理論および法解釈の方法を修得する。

**【到達目標】**

- ①教育法学の基礎理論を理解する。
- ②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。
- ③法解釈を通じて、子どもの人権や教育にとってるべき法のあり方を提示できるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

授業は毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育法とは何か 法源、教育法の機能
第 2 回	子どもの人権裁判とは何か	子どもの人権裁判の歴史と概要
第 3 回	体罰と子どもの人権（1）	水戸五中事件
第 4 回	体罰と子どもの人権（2）	天草市小学生ふざけ体罰 PTSD 事件
第 5 回	体罰と子どもの人権（3）	道立高生インターネット書き込み事件
第 6 回	生活指導と子どもの人権	障害児体罰事件 聴取自殺事件
第 7 回	部活動と子どもの人権	大阪市立桜宮高バスケットボール部体罰自殺事件
第 8 回	いじめと子どもの人権（1）	いわき小川中いじめ自殺事件
第 9 回	いじめと子どもの人権（2）	津久井町立中いじめ自殺事件
第 10 回	いじめと子どもの人権（3）	兵庫県立高いじめ自殺事件
第 11 回	いじめと子どもの人権（4）	学校の調査報告義務といじめ第三者調査委員会
第 12 回	校則と子どもの人権	校則裁判
第 13 回	学校教育措置と子どもの人権（1）	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第 14 回	学校教育措置と子どもの人権（2）	神戸市立高専進級拒否・退学処分事件

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作つてくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

教科書は特に指定しない。

**【参考書】**

市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂  
雑誌『季刊教育法』エイデル研究所  
『教育小六法』（学陽書房）

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 点）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>

教育法学

&lt;研究テーマ&gt;

学校・福祉領域における子どもの権利

&lt;主要研究業績&gt;

「幼児教育・保育『無償化』の教育法の検討」日本教育法学会年報 49 号（2020 年 3 月）

**【Outline and objectives】**

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education.

In this course, students will analyze the cases concerning children's rights in school, while paying attention to the students' interests, and learn the methods of educational law theory and legal interpretation.

LAW500A1

**教育法特殊講義Ⅱ**

小泉 広子

**【Outline and objectives】**

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education. Students will study on basic precedents that have had an important influence on the formation of the study of educational law and the basic concepts of educational human rights.

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、  
 「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。この授業は、教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本概念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。

**【到達目標】**

- ①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権の内容と相互関係を理解することができる。
- ②教育人権に対応する、国家の役割とその限界を理解することができる。
- ③教育人権にかかわる判例を分析することできる。
- ④国際人権法における子どもの権利を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

授業は、毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	教育人権総論
第2回	教育と法	①学校制度法定主義 ②教育目的・目標法定の意義と限界 ③不当な支配の禁止
第3回	子どもの学習権（1）	子どもの学習権の権利性
第4回	子どもの学習権（2）	旭川学力テスト事件最高裁判決（1）
第5回	子どもの学習権（3）	貧困と子どもの学習権問題
第6回	乳幼児の権利	国際人権法上の乳幼児の権利
第7回	子どもの意見表明権	子どもの意見表明権の概念
第8回	親の教育権	親の教育権の概念
第9回	親の教育権	親の宗教教育と公教育
第10回	教師の教育権	教師の教育権の概念 教師の教育の自由と学習指導要領
第11回	教師の教育権	障害児性教育と教育の自由
第12回	教育人権と国家	教育における国家の役割と限界総論
第13回	教育人権と国家	旭川学力テスト事件最高裁判決（2）
第14回	教育人権と国家	日の丸・君が代裁判

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作成してくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめてくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

テキストは特に指定しない。

**【参考書】**

兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣）

日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社）

堀尾輝久『人権としての教育』（岩波現代文庫）

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 点）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞

教育法

＜研究テーマ＞

子どもの権利

＜主要研究業績＞

幼児教育・保育「無償化」の教育法的検討（日本教育法学会年報 49 号）2020

年 3 月

LAW500A1

**刑法特殊講義 I****佐藤 輝幸****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

刑法に関する専門的論文を比較的短めのものから徐々に重厚なものまで講読し、その分野に関する知識を得ると共に、著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などを深く分析することにより、自らの論文執筆に向けた方法論及び構えを身につけることを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第 2 回	近時の祝賀論文集所収の論文①の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 3 回	近時の祝賀論文集所収の論文②の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 4 回	近時の祝賀論文集所収の論文③の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第 5 回	論文④（論文⑤から批判を受けた論文）の問題意識の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった100頁程度の文献の問題意識の検討
第 6 回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった文献の自説の内容の検討
第 7 回	論文④に批判的な論文⑤の問題意識及び先行研究の検討部分の内容の確認及び検討	論文④を受けて、論争を発展させた文献の問題意識の検討
第 8 回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	論争における反対説の内容の検討
第 9 回	検討論文④及び⑤の論争の意義、位置付け及びその後の影響の検討	論争となった2つの文献を読んだ上で位置付け及び影響の検討
第 10 回	著名なモノグラフの比較法部分の内容の確認及び検討	300頁程度の著名なモノグラフの問題意識と比較法調査の方法の検討
第 11 回	同モノグラフの日本法の分析部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの我が国の判例・学説の調査・検討方法の分析
第 12 回	同モノグラフの自説部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの自説部分の内容の検討
第 13 回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造や歴史的意義の検討
第 14 回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方の助言

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

検討文献の難易度によるが、予習には、短くて2時間程度から長いものは10時間以上かかるものもある。内容だけでなく、論文の形式や研究手法についても分析することが必要である。他方で、復習は、講義でわからなかつた点を復習する程度で、あまり時間を割く必要はない。

**【テキスト（教科書）】**

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

**【参考書】**

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

検討文献に関する理解及び調査 50 %、議論への寄与 50 %。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯、社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

**【Outline and objectives】**

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

LAW500A1

## 刑法特殊講義Ⅱ

佐藤 輝幸

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文について、より高度かつ重厚な文献を中心に講読し、その分野に関する知識を得ると共に、刑法特殊講義Ⅰで身につけた著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などの分析をより深め、自らの論文執筆に向けた方法論及び構えをさらに明確化し、将来の研究生活におけるテーマへの取り組み方を考えることを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	近時の祝賀論文集所収の論文の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練（刑法特殊講義Ⅰの復習）
第3回	著名なモノグラフの前半の内容の確認及び検討	比較的短めの著名なモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容の検討
第4回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第5回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造や歴史的意義の検討
第6回	近時のモノグラフの前半の内容の確認及び検討	近時のモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容について、古典的なモノグラフとの違いの検討
第7回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第8回	同モノグラフの意義、位置付けの検討	近時のモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造及び新規性の検討
第9回	著名な刑法学者の論文集の中から、デビュー論文の比較法部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文について、その問題意識と比較法の研究方法の検討
第10回	同論文の日本法及び自説部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文における日本法の研究方法と自説の検討
第11回	同論文集の中から、デビュー論文以降の同テーマに関する論文の検討	著名な刑法学者のデビュー論文の研究内容の発展のさせ方の検討
第12回	同論文集の中から、デビュー論文とは異なるテーマに関する論文の検討	著名な刑法学者がどのように第2のテーマを選定し、研究したかを検討
第13回	論文集の著者の研究の全体像の検討	論文集の著者の生涯の中でのそれぞれの論文の位置付け、関心の移り変わりなどの議論
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

検討文献の難易度によるが、予習には、短くて2時間程度から長いものでは10時間以上かかるものもある。内容だけでなく、論文の形式や研究手法についても分析することが必要である。他方で、復習は、講義でわからなかつた点を復習する程度で、あまり時間を割く必要はない。

### 【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

### 【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

検討文献に関する理解及び調査50%，議論への寄与50%。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

専門領域：刑法

研究テーマ：危険犯、社会的法益

主要研究業績：学術研究データベースを参照のこと

### 【Outline and objectives】

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

LAW500A1

## 刑法特殊講義Ⅲ

今井 猛嘉

### ＜主要研究業績＞

「刑法総則の罰則整備」 ジュリスト 1276 号 (2004 年) 53 - 61 頁等  
論究ジュリスト (2017 年秋号) 「組織の犯罪处罚法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

### 【Outline and objectives】

The effect that implementation of the automated or autonomous vehicle on the public road could have on the theory of criminal law will be discussed.

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

自動運転と刑事法について、議論を整理し、従来の刑法学による対応を検討することを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

自動車運転致死傷行為处罚法の解釈、適用に際しては、刑法総論、各論の様々な概念を正確に理解していることが前提となる。

本講義では、それらの知識及び、関連する最新の学説状況を踏まえつつ、自動運転に関して新たに生じてきている問題点を検討する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

レジュメ、資料を用いて、指示に沿って Reaction paper を提出してください。それを踏まえ、遠隔授業システムを用いて質疑応答を行います。Reaction paper は、学習支援システムの課題提出の機能を利用して、提出してください。この提出をもって、出席として扱います（提出期限 授業日を含めて 5 日以内）。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	自動運転を巡る法的状況 (その概観)	関連する行政刑法、条約を確認し、国内刑法の適用条件を確認する
第 2 回	自動運転を巡る国際状況 1	アメリカにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 3 回	自動運転を巡る国際状況 2	第 2 回のテーマに関する近時の議論について検討する。
第 4 回	自動運転を巡る国際状況 3	ドイツにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 5 回	自動運転を巡る国際状況 4	第 4 回のテーマに関する近時の議論について検討する を、引きつき検討する。
第 6 回	自動運転を巡る国際状況 5	フランスにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 7 回	自動運転を巡る国際状況 6	第 6 回のテーマに関する近時の議論について検討する を、引きつき検討する。
第 8 回	自動運転を巡る国際状況 7	イギリスにおける自動運転とその事故処理に係る刑罰適用条件を確認する。
第 9 回	自動運転を巡る国際状況 8	第 8 回のテーマに関する近時の議論について検討する 。
第 10 回	自動運転を巡る日本国内の状況 1	自動車運転致死傷行為处罚法に関する現状を分析する。
第 11 回	自動運転を巡る日本国内の状況 2	道交法に関する日本の現状を分析する。
第 12 回	自動運転を巡る日本国内の状況 3	刑法の関連規定につき検討し、分析する。
第 13 回	自動運転を巡る日本国内の状況 4	新たな立法の必要性について検討する。
第 14 回	まとめ	これまでの検討を総括し、自動運転に対する最適な刑事法的規制につき、現在の理解を整理する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。日本刑法（総論、各論）のテキストを、各自、講義項目に併せて確認すること。

### 【参考書】

追って指示する。

基本的なものとしては、次のとおり。

<https://www.vtpi.org/avip.pdf>

### 【成績評価の方法と基準】

出席点 30 %。レポート 70 %。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞刑法

＜研究テーマ＞刑法の諸問題

LAW500A1

**刑法特殊講義IV****今井 猛嘉****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

犯罪収益の剥奪のあり方について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

犯罪収益の剥奪は、経済犯罪やテロ対策として有効であるが、剥奪が刑罰か、いかなる剥奪手段までが認められるのか等、検討すべき点が多い。これらの問題点を、海外文献を用いて検討する。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

レジュメ、資料を用いて、指示に沿って **Reaction paper** を提出してください。それを踏まえ、遠隔授業システムを用いて質疑応答を行います。Reaction paper は、学習支援システムの課題提出の機能を利用して、提出してください。この提出をもって、出席として扱います（提出期限 授業日を含めて 5 日以内）。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	日本刑法による犯罪収益の剥奪方法	現行法の規定を理解する
第 2 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 1	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 3 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 2	アメリカにおける <b>civil forfeiture</b> の制度、運用を確認、分析する。
第 4 回	アメリカにおける犯罪収益の剥奪方法 3	アメリカにおける <b>Non conviction based confiscation</b> の制度、運用を確認、分析する
第 5 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 1	イギリスにおける <b>civil forfeiture</b> の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 6 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 2	イギリスにおける <b>Non conviction based confiscation</b> の制度、運用を確認、分析する
第 7 回	イギリスにおける犯罪収益の剥奪方法 3	イギリスにおける <b>POCA 法 (Proceeds of crime act)</b> の概要と運用を分析、検討する。
第 8 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 1	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法の概要を把握する。
第 9 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 2	ドイツにおける <b>civil forfeiture</b> の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 10 回	ドイツにおける犯罪収益の剥奪方法 3	ドイツにおける <b>Non conviction based confiscation</b> の制度、運用を確認、分析する
第 11 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 1	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策と、それが、ドイツ、イギリスに及ぼした影響について検討する。
第 12 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 2	EU における <b>civil forfeiture</b> の制度、運用を確認、分析する。犯罪収益の剥奪方法の概要を確認、分析する。
第 13 回	EU による犯罪収益の剥奪方法の統一政策 3	EU における <b>Non conviction based confiscation</b> の制度、運用を確認、分析する
第 14 回	まとめ	これまでの検討を総括し、日本刑法の制度を比較法的の観点から相対化して理解する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

簡単なものとして、以下のものがある。

[http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS\\_No83/No83\\_06VE\\_Weld1.pdf](http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS_No83/No83_06VE_Weld1.pdf)

<https://www.justice.gov/criminal-afmls/file/839521/download>

<https://rm.coe.int/16806eeeba>

<https://star.worldbank.org/star/sites/star/files/asset-recovery-in-german-law-english.pdf>

**【参考書】**

その都度、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

出席点 30 %。レポート 70 %

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>刑法

<研究テーマ>刑法の諸問題

<主要研究業績>

「刑法総則の罰則整備」 ジュリスト 1276 号 (2004 年) 53 – 61 頁等  
論究ジュリスト (2017 年秋号) 「組織の犯罪処罰法の改正とその意義——条約による国内刑法の発展」

**【Outline and objectives】**

The system by which proceeds of crime shall be confiscated will be studied in comparing that in a foreign country like the UK.

LAW500A1

## 刑法特殊講義IV

佐野 文彦

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

アメリカの司法制度全般や、社会内処遇（特に probation）につき、英語文献を講読することで、アメリカにおける犯罪者処遇の考え方を理解する。本授業はコースワーク科目である。

### 【到達目標】

アメリカにおける社会内処遇の概要を理解するとともに、大学院での研究に必要な英語文献の読解力及び調査能力を身につける。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

指定するテキストについて、担当者を決めて、分担して講読する。初回の授業において、受講者に合わせて分担等のスケジュールを調整する。なお、授業計画の進度も、受講者のレベルや人数に応じて変更することもある。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	はじめに	ガイダンス、スケジュールの調整、参加者の研究テーマの紹介など。
第 2 回	Chapter 9 の前半を読む	量刑制度の目的・量刑の種類について
第 3 回	Chapter 9 の後半を読む	量刑判断過程について
第 4 回	Chapter 9 の総括	Chapter9 の議論と、我が国の議論と対比を行う
第 5 回	Chapter 10 の前半を読む	矯正制度の歴史的展開について
第 6 回	Chapter 10 の後半を読む	矯正制度の組織・規律について
第 7 回	Chapter 10 の総括	Chapter10 の議論と、我が国の議論と対比を行う
第 8 回	Chapter 12 の前半を読む	Probation 制度について
第 9 回	Chapter 12 の後半を読む	Probation 以外の社会内処遇について
第 10 回	Chapter 12 の総括	Chapter12 の議論と、我が国の議論と対比を行う
第 11 回	Chapter 13 の前半を読む	社会内処遇の運用主体について近時の議論を追う
第 12 回	Chapter 13 の後半を読む	社会内処遇の監視制度について近時の議論を追う
第 13 回	Chapter 13 の総括	Chapter13 の議論と、我が国の議論と対比を行う
第 14 回	おわりに	授業のまとめ、論文執筆に向けた助言など

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当部分の翻訳を行い、参加者全員にメールで送付すること。担当者以外の参加者も、担当者の翻訳を確認してくることが望ましい。  
本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

George Cole et al., Criminal Justice in America, 9th ed., 2017 のコピーを配布する。

英和辞典を持参すること。

### 【参考書】

専門用語については、英和辞典に加えて、田中英夫『英米法辞典』（東京大学出版会、1991）を参照すること。

### 【成績評価の方法と基準】

担当部分の翻訳 80%、質疑や討論 20%。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 刑法

＜研究テーマ＞ 刑事責任論、刑罰論

### 【Outline and objectives】

This course is designed to explore the community correction in the United States. It addresses the basic sentencing systems, the basic correction systems and the recent discussions on the probation system.

LAW500A1

## 刑事訴訟法特殊講義 I

田中 開

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての基本的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

**【到達目標】**

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。

刑事手続のうち捜査に該当する部分について、講義形式によりその概要を述べる。

(注意！！！)

新型コロナウイルスの影響で、対面での授業はできません。学習支援システムを通じ、オンラインで行います。通信環境の整備、オンライン授業の準備、著作権問題の解消の必要のため、初回の授業は5月11日（月曜日）とします。当日までに、授業内容を学習支援システムに文字データでアップします。2回目は、5月20日（水曜日）8時限。以降、毎週水曜日3時限に授業を行います（2回目以降はSkypeによる予定）。

下記の授業計画に書かれている内容は、授業回数との関係で適宜、調整します。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第2回	法定手続の保障と適正手続	憲法31条の法定手続の保障と適正手続（デュー・プロセス）との関係
第3回	捜査の基本原則	強制処分法定主義と令状主義
第4回	強制捜査と任意捜査1	強制捜査と任意捜査の区別
第5回	強制捜査と任意捜査2	任意捜査の許容限度
第6回	行政手続と刑事手続	行政手続・刑事手続と憲法の保障
第7回	行政警察活動と捜査活動	職務質問・所持品検査と捜査の関係などにつき検討する
第8回	写真撮影	捜査のためにする写真撮影とビデオ録画・録音
第9回	電気通信の傍受	通信傍受法の改正
第10回	G P S捜査	2017年3月15日の大法廷判決を中心検討する
第11回	監視型捜査	いわゆる監視型捜査の問題点
第12回	ビッグデータと捜査	いわゆるビッグデータがと捜査のあり方
第13回	インターネットと犯罪捜査	インターネットを利用した犯罪とその捜査の諸問題
第14回	刑法の域外適用	刑法の域外適用と犯罪捜査のあり方

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

**【参考書】**

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

報告・討論の状況により評価する（平常点100%）。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 刑事訴訟法

**【Outline and objectives】**

Lecture

Basic skills for academic researcher of crimininal procedure

LAW500A1

## 刑事訴訟法特殊講義Ⅱ

田中 開

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての（刑事訴訟法特殊講義Ⅰよりも一歩進んだ）専門的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

### 【到達目標】

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形で進める。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第2回	所持品検査	所持品検査と捜索・強制手段につき検討する
第3回	捜索・差押え1	逮捕に伴う捜索・差押えの諸問題
第4回	捜索・差押え2	捜索・差押えに付随する処分と「必要な処分」
第5回	捜索・差押え3	携帯電話等の差押え
第6回	検証	検証の性質を有する処分と強制処分法定主義、令状主義
第7回	電磁的記録の取得・保全	電磁的記録の取得・保全をめぐる諸問題
第8回	身体検査	身体検査をめぐる諸問題
第9回	接見交通	接見交通をめぐる最近の問題状況
第10回	公判前整理	公判前整理手続をめぐる諸問題
第11回	裁判員裁判	裁判員裁判をめぐる諸問題
第12回	取調べの録音・録画	取調べの録音・録画につき検討する
第13回	合意制度	合意制度につき考察する
第14回	刑事免責	刑事免責につき考察する

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

### 【参考書】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

報告・討論の状況により評価する（平常点100%）。

### 【学生の意見等からの気づき】

特なし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞刑事訴訟法

### 【Outline and objectives】

Lecture

Basic skills for academic researcher of crimininal procedure

LAW500A1

## 英米法演習Ⅱ

### トウシャル カンティ ダス

#### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際化の影響は、法律の分野においても小さいものではない。グローバル化が進展した現代においては、弁護士だけでなくそれ以外の法律専門家や法律の研究者は、自らが居住する国の法体系だけでなく、他の国の法体系の基礎知識を身につけることも重要である。このため、日本の通商のパートナーであるオーストラリアの法体系を学ぶことは、有益であると考えられる。

この科目は、オーストラリアの法体系についての知識を修得し、さらに、それに関する議論する機会を提供しようとするものである。

#### 【到達目標】

- オーストラリアの法体系についての一般的な知識を獲得する
- オーストラリアの法体系について研究をすることができるようになるために、オンラインによって調査をすることができる
- 日本とオーストラリアの法体系を比較して検討することができる
- オーストラリアの法体系に関する知識を、研究や実践、とくに法律の改正や法学教育の改革において活用することができる
- 将来、オーストラリアその他のコモン・ロー諸国に留学するために、その準備をする

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

基本的に、講義及びそれを基づく受講者による報告の形で授業を進めるが、各回のテーマごとに、あらかじめ指定された責任担当者が教員の指示する検討項目に沿ってレポートを作成し、授業時に発表を行い、これに沿って教員が補足説明を行なながら討議を行う形を原則とする。

なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて受講者と相談の上、決定したい。

#### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

##### 秋学期集中

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	オリエンテーション
第2回	オーストラリア法体系の起源	オーストラリアの法体系はイギリスから輸入されたものだけでしょうか。
第3回	オーストラリア法体系の起源	オーストラリアは「無主の地」(terra nullius) であっただろうか。
第4回	オーストラリア憲法	オーストラリア憲法の内容と特性
第5回	オーストラリア裁判所	裁判所の構成と最高裁判所の役割
第6回	オーストラリアにおける基本的人権保護	憲法と法律による基本的人権の保護
第7回	法律関係教育と職業	オーストラリアの大学での法学教育、弁護士の資格と規制
第8回	日本の法体系とオーストラリアの法体系	オーストラリアと日本の法体系の比較
第9回	オーストラリアにおける行政法	行政法とオーストラリア憲法 フレーム・ワーク
第10回	オーストラリアにおける行政法の実例	オーストラリア移民法（難民法）の概観
第11回	オーストラリアにおける行政法の実例	難民法における行政判断（移民部による）
第12回	行政判断の本案審理	行政不服審判所による行政手続の審査
第13回	行政判断と最高裁判所	行政判断に関するオーストラリア最高裁判所の判断を読む
第14回	まとめ	改めてオーストラリアの法体系について検討する

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外のものも、たとえば行政判断、判例、紹介した文献を読み理解してくること。また、必要に応じ、オーストラリアの法体系の基本的な教科書を精読してくること。

#### 【テキスト（教科書）】

特別のテキストを使用しない。

#### 【参考書】

次の参考書のほか、授業の進行に応じて、新たな参考書を指示する。

参考書：

Carvan, J. (2002). Understanding the Australian legal system. Law Book Company Limited.

ウェブ・サイト：

<http://www.austlii.edu.au>

<https://www.comlaw.gov.au>

<http://www.ail.org.au>  
<http://www.border.gov.au>  
<http://www.aat.gov.au>  
<http://www.ombudsman.gov.au>

#### 【成績評価の方法と基準】

出席 40 %、報告 60 %。いずれの要素も、総合的に判断する。

「出席」は、教室で着席していることではなく、より積極的に授業に参加していることを指す。もっとも、それは積極的に発言することのみを意味するわけではない。なお、あまりに消極的な場合には、教室で着席していても出席とはみなさない。

「報告」は、報告の内容のみならず、それに用いられたレジュメの明快さ、最低限の研究作法が守られているか否か、質疑に適切に応答できたかどうか、プレゼンテーションとして適切か否かなどの観点から評価する。また、報告に当たってどの程度努力したのかも、加味していきたい。

#### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

#### 【学生が準備すべき機器他】

授業中に、オーストラリアの法体系に関する資料をオンラインで検索するため、事前に指示するので、パソコンを持参すること。

#### 【その他の重要事項】

授業は主に英語で行われるが、必要である場合日本語で説明することもある。主な資料、たとえば行政判断、判決、文献、ウェブ・サイトなども英語であると注意すること。

#### 【担当教員の専門分野等】

専門領域>

移民法、憲法、商業法

#### 【Outline and objectives】

The globalization affects laws in a lot of countries. Nowadays, any law researchers have to learn about other countries' legal systems. In this course, Australian legal system, especially, the law's origin, the Constitution, the Judicial System, the Administrative Law and the Immigration Law, is taken up, as one example of other country's law system.

LAW600A1

## 法制史論文指導 I

川口 由彦

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

### 【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第2回	テーマ設定のための文献 説明	10点の文献（No.1～10）についての 説明と議論
第3回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第4回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第5回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第6回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第7回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第8回	文献 5 点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係について の報告と議論
第9回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第10回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第11回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第12回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第13回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第14回	文献 10 点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係について の報告と議論。 夏季休暇中のテーマ設定についての報 告と助言。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない

### 【参考書】

指定しない

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 日本法制史

＜研究テーマ＞ 土地所有権、調停制度、判決執行システムの  
法史学的研究

＜主要研究業績＞ 著書「近代日本の土地法觀念」  
(東京大学出版会)  
編著「調停の近代」(勁草書房)

### 【Outline and objectives】

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

LAW600A1

## 法制史論文指導Ⅱ

川口 由彦

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

### 【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

3つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に1つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第2回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第3回	テーマ候補①の先行研究 調査	先行研究の内容の報告と議論
第4回	テーマ候補①の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第5回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第6回	テーマ候補②の先行研究 の調査	先行研究の内容の報告と議論
第7回	テーマ候補②の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第8回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第9回	テーマ候補③の先行研究 の調査	先行研究の内容の報告と議論
第10回	テーマ候補③の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第11回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第12回	テーマの最終決定①	3テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない

### 【参考書】

指定しない

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史

<研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの  
法史学的研究

<主要研究業績> 著書「近代日本の土地法概念」  
(東京大学出版会)  
編著「調停の近代」(勁草書房)

### 【Outline and objectives】

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal

history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

LAW600A1

## 法制史論文指導Ⅲ

川口 由彦

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

### 【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第2回	テーマ設定のための文献 説明	10点の文献（No.1～10）についての 説明と議論
第3回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第4回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第5回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第6回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第7回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第8回	文献 5 点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係について の報告と議論
第9回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第10回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第11回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第12回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第13回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第14回	文献 10 点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係について の報告と議論。 夏季休暇中のテーマ設定についての報 告と助言。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない

### 【参考書】

指定しない

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 日本法制史

＜研究テーマ＞ 土地所有権、調停制度、判決執行システムの  
法史学的研究

＜主要研究業績＞ 著書「近代日本の土地法觀念」  
(東京大学出版会)  
編著「調停の近代」(勁草書房)

### 【Outline and objectives】

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

LAW600A1

## 法制史論文指導IV

川口 由彦

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

**【到達目標】**

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることができるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

3つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に1つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第2回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第3回	テーマ候補①の先行研究 調査	先行研究の内容の報告と議論
第4回	テーマ候補①の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第5回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第6回	テーマ候補②の先行研究 の調査	先行研究の内容の報告と議論
第7回	テーマ候補②の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第8回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第9回	テーマ候補③の先行研究 の調査	先行研究の内容の報告と議論
第10回	テーマ候補③の先行研究 の再調査	再調査内容の報告と議論
第11回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第12回	テーマの最終決定①	3テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

使用しない

**【参考書】**

指定しない

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %

**【学生の意見等からの気づき】**

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかつてきただので、この点に留意したい。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域> 日本法制史

<研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの  
法史学的研究

<主要研究業績> 著書「近代日本の土地法概念」  
(東京大学出版会)  
編著「調停の近代」(勁草書房)

**【Outline and objectives】**

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

LAW600A1

## 法制史論文指導Ⅲ

高 友希子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士課程 1 年次に修得した専門知識と方法論を踏まえて、修士論文のテーマを固める。執筆に必要な文献の調査・検討を行いつつ、論文の執筆を開始する。

#### 【到達目標】

- 修士論文執筆に必要な文献の調査および検討を実施できる。
- 修士論文の執筆を始める。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

文献講読や調査に関する報告を受けて研究指導を行う。

#### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	研究の構想と計画の確認、進捗状況の情報共有。教員からのフィードバックと助言
第 2 回	文献の調査と検討①	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 3 回	文献の調査と検討②	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 4 回	文献の調査と検討③	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 5 回	文献の調査と検討④	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 6 回	文献の調査と検討⑤	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 7 回	文献の調査と検討⑥	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 8 回	文献の調査と検討⑦	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 9 回	文献の調査と検討⑧	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 10 回	文献の調査と検討⑨	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 11 回	文献の調査と検討⑩	修士論文のための文献調査・検討の実施、およびその結果についての報告・議論
第 12 回	研究成果のまとめ①	研究成果を文章化し、報告・議論
第 13 回	研究成果のまとめ②	研究成果を文章化し、報告・議論
第 14 回	研究成果のまとめ③	研究成果を文章化し、報告・議論

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館などでの調査。関連文献の精読。

なお、本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

#### 【テキスト（教科書）】

使用しない。

#### 【参考書】

履修者のテーマに応じて、必要な文献を適宜、紹介する。

#### 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

#### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

#### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70 卷 1 号 (2019 年)

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心にして」『法学志林』108 卷 1 号 (2010 年)。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』(2009 年)。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察—Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』(2004 年)。

・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89 号 (2004 年)。

#### 【Outline and objectives】

The purpose of this course is to help students acquire the necessary skills and knowledge needed to write a master's thesis in legal history.

LAW600A1

## 法制史論文指導IV

高 友希子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

追加の文献の調査・検討を行いつつ、修士論文を執筆する。

**【到達目標】**

- 修士論文を完成する。
- 修士論文の内容および意義について、口頭で発表できる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

修士論文に必要な文献の調査・検討、論文執筆および口頭発表を指導する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	研究成果の共有	修士 2 年春学期および夏季休暇中の研究成果を共有
第 2 回	研究計画の検討	修士論文の完成に必要な補足調査や文献の洗い出し、秋学期の研究計画の検討
第 3 回	論文執筆指導①	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 4 回	論文執筆指導②	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 5 回	論文執筆指導③	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 6 回	論文執筆指導④	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 7 回	論文執筆指導⑤	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 8 回	論文執筆指導⑥	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 9 回	論文執筆指導⑦	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 10 回	論文執筆指導⑧	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 11 回	論文執筆指導⑨	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 12 回	論文執筆指導⑩	修士論文の一部を執筆し、発表・議論
第 13 回	口頭発表指導①	修士論文の口頭発表とそれについての議論
第 14 回	口頭発表指導②	修士論文の口頭発表とそれについての議論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

図書館などでの調査。関連文献の精読。

なお、本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

使用しない。

**【参考書】**

履修者のテーマに応じて、適宜紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 %

**【学生の意見等からの気づき】**

本年度新規科目につき、アンケートを実施していません。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

- ・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70 卷 1 号（2019 年）
- ・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108 卷 1 号（2010 年）。
- ・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法 716 条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009 年）。
- ・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004 年）。
- ・「15 世紀後半から 16 世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法學』89 号（2004 年）。

**【Outline and objectives】**

The purpose of this course is to help students acquire the necessary skills and knowledge needed to write a master's thesis in legal history.

LAW500A1

## 憲法演習 I

國分 典子

### 【Outline and objectives】

This seminar will focus on some important aspects of Japanese Constitutional Law.

#### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、日本の憲法上のトピックをとり上げ、歴史的観点も踏まえた上で、現代日本の立憲主義状況を理解することを目的とするセミナーである。

#### 【到達目標】

日本国憲法上の論点を見直し、多角的な観点から理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を獲得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

2016年の『論究ジュリスト』で採り上げられた憲法についての論点を各回で検討する。人数によるが、レポーターにテーマについての報告をしてもらい、その後、参加者全員で議論して論点を分析する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	明治憲法における君主制 原理の生成と展開	明治憲法制定の意味を考える
第 2 回	天皇機関説事件	天皇機関説事件が憲法史上持った意味を考える
第 3 回	ボツダム宣言の受諾	憲法の断絶の問題について考える
第 4 回	砂川事件最高裁判決	法と政治の問題を考える
第 5 回	苦米地事件	衆議院の解散について考える
第 6 回	日産自動車男女別定年制 事件最高裁判決	平等について考える
第 7 回	薬事法距離制限違憲判決	違憲判決基準について考える
第 8 回	衆議院定数不均衡訴訟違 憲判決	選挙と訴訟の問題を考える
第 9 回	愛媛玉串料訴訟判決	政教分離について考える
第 10 回	小選挙区比例代表並立制 の導入	選挙制度について考える
第 11 回	裁判員制度	裁判員制度のもつ意味について考える
第 12 回	在外邦人選挙権訴訟最高 裁判決	在外邦人選挙権訴訟がもつた意味を考える
第 13 回	婚外子相続分規定違憲判 決	個人、家族、国家の問題を考える
第 14 回	日本の立憲主義の課題	これまでの論点を振り返り、日本の憲法論の現状と課題をまとめる

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

#### 【テキスト（教科書）】

『特集 憲法のあの瞬間』論究ジュリスト 17 号（2016 年）

#### 【参考書】

『憲法判例百選 I・II』第 7 版（有斐閣、2019 年）等の判例資料

#### 【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告を 50 %、討論への参加度を 50 % として評価する。

#### 【学生の意見等からの気づき】

参加学生の希望や研究目標に対応した授業を行う必要があると考えている。このため、学生のニーズによっては授業予定を変更することがある。

#### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。報告者はレジュメを用意すること。

#### 【その他の重要事項】

他専攻の学生も受講可。

4 月現在の時点で、キャンパスに入れないため、受講希望の方は、

noriko.kokubun.ec@hosei.ac.jp  
にご連絡ください。

#### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法、韓国法

＜研究テーマ＞

日韓の比較憲法思想史的研究、韓国の違憲審査制度についての研究

＜主要研究業績＞

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012 年）

『韓国における『広義』の憲法改正と憲法裁判所の機能』駒村圭吾・待鳥聰史  
編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016 年）375 - 404 頁

LAW500A1

## 憲法演習Ⅱ

国分 典子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

リサーチワーク科目である本科目は、統治機構の論点について、比較憲法的視点も含めて検討し、日本の統治機構の特徴と問題点を理解することを目的とするセミナーである。

**【到達目標】**

諸外国の統治機構のあり方について一定の知識を持った上で日本の統治機構を比較法的に位置づけることができるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

レポーターがテーマについてレジュメを準備し、報告をしたのち、参加者全員で論点を検討する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスと序論	授業の進め方と本授業の意味について理解する
第2回	主権	主権論について考える
第3回	代表の概念	国民代表の歴史的理解について考える
第4回	政党の位置づけ	政党について憲法の観点から考える
第5回	議院内閣制	国会と内閣の関係について考える
第6回	法律事項	法律事項の範囲について考える
第7回	行政権の概念	「行政権」についての学説の展開を考える
第8回	司法権の概念	司法とは何かを考える
第9回	違憲審査制	日本の違憲審査制の問題点を考える
第10回	憲法裁判所制度	諸外国の憲法裁判所制度を考える
第11回	立法行為の違憲審査	立法の不作為の違憲審査について考える
第12回	地方自治の本旨	地方自治の憲法上の論点を考える
第13回	憲法とは何か	立憲主義と民主主義の観点から憲法とは何かを考える
第14回	全体のまとめ	全体を振り返り、統治機構の論点および日本の統治機構の比較法的特徴を考える

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

小山剛・駒村圭吾編『論点探究 憲法』第2版（弘文堂、2013年）  
宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』第2版（日本評論社、2014年）

**【参考書】**

授業の中で適宜支持する。

**【成績評価の方法と基準】**

レポーターとしての報告50%、議論への積極的参加度50%で評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

学生数の少ないことを勘案し、参加者の希望・研究目標に合った形での授業を進める必要があると考えている。そのため学生のニーズによっては授業内容を変更することも考慮する。

**【学生が準備すべき機器他】**

報告者はレジュメを用意すること。

**【その他の重要事項】**

他専攻の学生も受講可。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

「韓国の『広義』の憲法改正と憲法裁判所」駒村圭吾・待鳥聰史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）

**【Outline and objectives】**

This seminar will focus on the issues of government institutions in terms of comparative perspectives constitution.

LAW500A1

## 行政法演習 I

西田 幸介

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法学の基本的な文献を検討すること（文献研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典が存在しないため、その体系そのものは学説によって構築されている。このため、論者によって行政法体系の認識に相違がある。この点を踏まえながら、行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題について検討することとする。

この授業の受講者は、文献研究を通して、行政法学の基礎理論に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

**【到達目標】**

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる一般的な演習形式による。ただし、対面授業が可能となれば、ビデオ会議システムは使用しない。

学習支援システムによる授業は、2020年4月21日から開始する。ただし、同日から5月7日までは、学習のための資料の提供にとどめる。詳細は、学習支援システムの「おしらせ」にて周知する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学の基礎理論 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（1）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（2）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（3）	营造物管理責任

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

使用しない。

**【参考書】**

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田亩靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt; 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法、③都市法

&lt;主要研究業績&gt;

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

**【Outline and objectives】**

In this course, we will read some academic articles about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which article do we read will be decided by consultation between students and teacher. The articles have to be what students are interested in or what are related to students' research themes.

LAW500A1

## 行政法演習Ⅱ

西田 幸介

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法の判例を研究すること（判例研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典がないため、法秩序として行政法を把握しようとするとき、拘束力ある先例という意味での判例（＝最高裁判例）が果たす役割は非常に大きい。判例が行政法体系にいかなる影響を及ぼすのかという視点を含めて、検討していきたい。

この授業の受講者は、判例研究を通して、行政法に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身に付けることが期待される。

### 【到達目標】

- ①行政法の法理をより深く理解する。
- ②行政法に関する判例を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法の判例が行政法体系に及ぼす影響について理解する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学における判例の意義 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	处分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（4）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（5）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（6）	营造物管理責任

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

使用しない。

### 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局
- ③『コメントール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

### 【Outline and objectives】

In this course, we will read some Japanese Supreme Court's decisions about Administrative Law. The purpose is that students learn to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which decision we read will be decided by consultation between students and teacher. The decisions have to be what students are interested in or what are related to students' research themes.

LAW500A1

**国際法演習 I**

田中 佐代子

**【Outline and objectives】**

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

リサーチワーク科目である本演習では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

**【到達目標】**

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

春学期の少なくとも前半は教室での対面授業を行うことができない。具体的な授業方法などは学習支援システム上で提示する。

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んできて、積極的に討論に参加することが求められる。

なお、学部レベルの国際法の知識があることを前提として授業を進める。また、受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第 2 回	国際法の基本原則	報告と討論
第 3 回	法源（総論的検討）	報告と討論
第 4 回	法源（慣習法論）	報告と討論
第 5 回	条約法	報告と討論
第 6 回	国際法と国内法の関係 (論理的関係)	報告と討論
第 7 回	国際法と国内法の関係 (国内における適用可能性)	報告と討論
第 8 回	国家承認	報告と討論
第 9 回	管轄権（特に域外適用）	報告と討論
第 10 回	主権免除	報告と討論
第 11 回	国際組織	報告と討論
第 12 回	国家責任法（基本構成）	報告と討論
第 13 回	国家責任法（特に違法性 阻却事由）	報告と討論
第 14 回	外交的保護	報告と討論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習は 4 時間を標準とする（ただし、これはあくまで一般的な標準の時間であり、各回の内容や報告の割当て等により大きく異なることがある）。

**【テキスト（教科書）】**

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

**【参考書】**

国際条約集

国際法判例百選（第 2 版）

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【その他の重要事項】**

授業は隔週（1 回 2 コマ）で行うが、変則的な日程となりうるので、詳細は初回に説明する。

また、毎回延長する可能性があるので、あとの時間も空けておくこと。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞国際法

＜研究テーマ＞武力行使の規制

＜主要業績＞「非国家行為体に対する越境軍事行動の法的正当化をめぐる一考察：『領域国の意思・能力の欠如』理論（'unwilling or unable' doctrine）の位置づけ」『法學志林』116 卷 2・3 号（2019 年）

LAW500A1

## 国際法演習Ⅱ

田中 佐代子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチ科目である本演習では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

### 【到達目標】

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んで、積極的に討論に参加することが求められる。

なお、学部レベルの国際法の知識があることを前提に授業を進める。また、受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第2回	国家領域（総論的検討）	報告と討論
第3回	国家領域（日本関連）	報告と討論
第4回	海洋法	報告と討論
第5回	国際犯罪	報告と討論
第6回	人権	報告と討論
第7回	紛争の平和的解決（総論的検討）	報告と討論
第8回	国際裁判	報告と討論
第9回	国際投資仲裁	報告と討論
第10回	集団安全保障、PKO	報告と討論
第11回	自衛権	報告と討論
第12回	人道的介入	報告と討論
第13回	武力紛争法（交戦法規）	報告と討論
第14回	「中立」	報告と討論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習は4時間を標準とする（ただし、これはあくまで一般的な標準の時間であり、各回の内容や報告の割当て等により大きく異なることがある）。

### 【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

### 【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【その他の重要事項】

授業は隔週（1回2コマ）で行うが、変則的な日程となりうるので、詳細は初回に説明する。

また、毎回延長する可能性があるので、あのの時間も空けておくこと。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞国際法

＜研究テーマ＞武力行使の規制

＜主要業績＞「非国家行為体に対する越境軍事行動の法的正当化をめぐる一考察：『領域国の意思・能力の欠如』理論（'unwilling or unable' doctrine）の位置づけ」『法學志林』116巻2・3号（2019年）

### 【Outline and objectives】

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

LAW600A1

## 憲法論文指導 I

建石 真公子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

### 【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて、先行研究や資料収集・調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第 2 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。 文献検索のし方についても学ぶ。
第 3 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する 電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第 4 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第 5 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第 6 回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第 7 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第 8 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第 9 回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第 10 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について報告する。
第 11 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第 12 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第 13 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第 14 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。  
授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

### 【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

### 【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加（50%）。  
レポート提出（50%）。

### 【学生の意見等からの気づき】

まだありません。

### 【学生が準備すべき機器他】

なし。

### 【その他の重要事項】

自分で考えること。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞憲法、国際人権法

### ＜研究テーマ＞

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかる自己決定

### ＜主要研究業績＞

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－」辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017

年 3 月。

### 【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law

LAW600A1

## 憲法論文指導Ⅱ

建石 真公子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の法律的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。  
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。

### 【到達目標】

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。  
論文で学んだことをレポートで提出する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第2回	人権の保障方法について 理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第3回	人権の保障方法について 理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第4回	人権の保障方法について 理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第5回	人権の保障方法について 理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第6回	人権の保障方法について 理解する－違憲審査	違憲審査による人権保障について学ぶ
第7回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟	行政裁量と違憲審査
第8回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第9回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第10回	人権の保障方法について 理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第11回	人権の保障方法について 理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第12回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第13回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第14回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。

授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

### 【参考書】

適宜紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業への参加（50%）

レポートの提出（50%）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

なし。

### 【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞憲法、国際人権法

＜研究テーマ＞

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

### ＜主要研究業績＞

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－」辻村みよ子編

・『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年。

・『ヨーロッパ人権条約第15条議定書による「補完性原則の条約化」をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の独立性』、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年,101-124頁。

・「フランスにおける私生活の尊重の権利の憲法規範化」憲法研究4号、信山社、2019年,p.79-92。

・「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子古稀記念論集、2019年、日本評論社,p.561-579。

・ Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258.

### 【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

LAW600A1

## 憲法論文指導Ⅲ

建石 真公子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

### 【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて、先行研究や資料収集・調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第 2 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。 文献検索のし方についても学ぶ。
第 3 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する 電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第 4 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第 5 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第 6 回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第 7 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第 8 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第 9 回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第 10 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について報告する。
第 11 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第 12 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第 13 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第 14 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。  
授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

### 【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

### 【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加（50%）。  
レポート提出（50%）。

### 【学生の意見等からの気づき】

まだありません。

### 【学生が準備すべき機器他】

なし。

### 【その他の重要事項】

自分で考えること。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞憲法、国際人権法

### ＜研究テーマ＞

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかる自己決定

### ＜主要研究業績＞

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－」辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017

年 3 月。

### 【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law

LAW600A1

**憲法論文指導IV**

建石 真公子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

修士論文の法律的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。

憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。

**【到達目標】**

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。

論文で学んだことをレポートで提出する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第 2 回	人権の保障方法について 理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第 3 回	人権の保障方法について 理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第 4 回	人権の保障方法について 理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第 5 回	人権の保障方法について 理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第 6 回	人権の保障方法について 理解する－違憲審査	違憲審査による人権保障について学ぶ
第 7 回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟	行政裁量と違憲審査
第 8 回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第 9 回	人権の保障方法について 理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第 10 回	人権の保障方法について 理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第 11 回	人権の保障方法について 理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第 12 回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第 13 回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第 14 回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。

授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

**【参考書】**

適宜紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

授業への参加（50%）

レポートの提出（50%）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【学生が準備すべき機器他】**

なし。

**【その他の重要事項】**

課題をよく読んで準備すること。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt;憲法、国際人権法

&lt;研究テーマ&gt;

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

**<主要研究業績>**

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性－」辻村みよ子編

・『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年。

・『ヨーロッパ人権条約第15条議定書による「補完性原則の条約化」をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の独立性』、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年,101-124頁。

・「フランスにおける私生活の尊重の権利の憲法規範化」憲法研究4号、信山社、2019年,p.79-92。

・「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子古稀記念論集、2019年、日本評論社,p.561-579。

・ Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare &amp; martin, 2018, p.237-258.

**[Outline and objectives]**

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

LAW600A1

## 行政法論文指導Ⅲ

西田 幸介

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程2年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するため、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料（修士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、修士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに修士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

## 【到達目標】

- ①修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③修士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用して、ビデオ会議システムによる演習形式による。

学習支援システムによる授業は、2020年4月21日から開始する。ただし、同日から5月7日までは、学習のための資料の提供にとどめる。詳細は、学習支援システムの「おしらせ」にて周知する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

## 【授業計画】

## 春学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文のテーマと進捗状況の確認	修士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	修士論文のテーマの明確化	修士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	修士論文の概略の検討	修士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討（1）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（2）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（3）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（4）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（5）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	修士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、修士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	詳細レジュメの作成に向けて	修士論文の執筆に必要な詳細レジュメの作成について知る。
第11回	引用資料の検討（1）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第12回	引用資料の検討（2）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第13回	引用資料の検討（3）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第14回	引用資料の検討（4）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

## 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

## 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

## 【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 3d semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to decide the theme of his/her master's thesis in the 2nd semester, if at all possible. In this course, the student will learn what he/she has to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. Through this process, the student will make a outline of the thesis.

LAW600A1

## 行政法論文指導IV

西田 幸介

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程2年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者が修士論文で取り上げる資料（判例・裁判例・文献、その他の資料）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも修士論文の提出期限までに修士論文を執筆し完成させることが期待される。

### 【到達目標】

- ①修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③修士論文を執筆する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文の詳細レジュメ 第二次案の検討	修士論文の詳細レジュメの第二次案を検討することを通して、進捗状況を確認し、秋学期の課題を明らかにする。
第2回	引用資料の検討（1）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第3回	引用資料の検討（2）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第4回	引用資料の検討（3）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第5回	引用資料の検討（4）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第6回	引用資料の検討（5）	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第7回	詳細レジュメ第三次案の検討	引用資料の検討で得られた成果をもとに、受講者が詳細レジュメ第三次案を作成し、これを検討する。
第8回	詳細レジュメの確定	少なくとも目次と引用資料を決定し、詳細レジュメを確定する。
第9回	論文の一部を執筆してみる（1）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第10回	論文の一部を執筆してみる（2）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じ、前回執筆分の修正も行う。
第11回	論文の一部を執筆してみる（3）	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じ、前回、前々回執筆分の修正も行う。
第12回	論文についての質疑応答（1）	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第13回	論文についての質疑応答（2）	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第14回	論文の推敲	概ね書き上がった修士論文の原稿を推敲し、修正点などを検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多達夫（編）、日本評論社、2018年

### 【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 4th semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to make a outline of his/her master's thesis in the 3rd semester, if at all possible. In this class, the student will lesson to know what he/she have to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. While receiving supervisor's guidance in this course, the student will write the thesis.

LAW600A1

## 国際法論文指導Ⅲ

森田 章夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

国際法を対象とする修士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

国際法論文指導Ⅰ、Ⅱを履修したことを前提として、既習の内容を発展させることを目的とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第3回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第4回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第5回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第6回	重要参考文献（1）	報告と討論
第7回	重要参考文献（2）	報告と討論
第8回	重要参考文献（3）	報告と討論
第9回	重要参考文献（4）	報告と討論
第10回	重要参考文献（5）	報告と討論
第11回	重要参考文献（6）	報告と討論
第12回	重要参考文献（7）	報告と討論
第13回	重要参考文献（8）	報告と討論
第14回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方など

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考えてくる。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

### 【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当により、該当なし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

### 【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW600A1

## 国際法論文指導Ⅳ

森田 章夫

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

**【到達目標】**

国際法を対象とする修士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

国際法論文指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを履修したことを前提として、既習の内容を発展させることを目的とする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第3回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第4回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第5回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第6回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第7回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第8回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第9回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第10回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第11回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第12回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第13回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第14回	論文執筆作業の推進（4）	最終チェック

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

**【参考書】**

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

本年度新規担当により、該当なし

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>国際法

<研究テーマ>国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

**【Outline and objectives】**

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW500A1

## 民法演習Ⅰ

川村 洋子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2020年度は、契約責任に関わる新債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究一主にアメリカ法と日本法を素材に―」。

## 【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2020年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイドンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説 Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, I の講読と議論
第2回	Part. I アメリカの医療過誤法の基礎的学習: 専門医の医療水準の立証 ①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, II の講読と議論
第3回	専門医の医療水準の立証 ②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, III の講読と議論
第4回	専門医の医療水準の立証 ③	日本法との比較——過失の基礎理論
第5回	専門医の医療水準の立証 ④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, I の講読と議論
第6回	専門医の医療水準の立証 ⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, A の講読と議論
第7回	専門医の医療水準の立証 ⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第8回	専門医の医療水準の立証 ⑦	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第9回	専門医の医療水準の立証 ⑧	日本法との比較①——判例
第10回	専門医の医療水準の立証 ⑨	日本法との比較②——学説
第11回	故意不法行為を構成する 医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, I の講読と議論
第12回	故意不法行為を構成する 医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, II の講読と議論
第13回	故意不法行為を構成する 医療過誤③	日本法との比較——判例・学説
第14回	故意不法行為を構成する 医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, III の講読と議論

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

## 【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイドンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

## 【学生の意見等からの気づき】

文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

## 【その他の重要事項】

民法演習Ⅱと内容が連携するので、Ⅰ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122巻1・2号（2015年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111巻1号（2013年）

③「比較法制度史と日本民法典の発展の担保責任制度（13）」法学志林 107巻3号（2010年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宣雄先生古稀記念論文集・民法における法と政策』（2007年）所収

## 【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW500A1

## 民法演習Ⅱ

川村 洋子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2020年度は、契約責任に関わる新債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げる予定。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究」主にアメリカ法と日本法を素材に―。

**【到達目標】**

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができるること。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。

詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2020年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	必要情報を探まえての自己決定——インフォームド・コンセント①	授業に必要な資料・スキルの解説 Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, I の講読と議論
第3回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, II の講読と議論
第4回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, III の講読と議論
第5回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較——わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第6回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IV の講読と議論
第7回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, V の講読と議論
第8回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較——説明義務に関する判例
第9回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第10回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, I の講読と議論
第11回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, II の講読と議論
第12回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, III の講読と議論
第13回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較——判例と学説
第14回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

**【参考書】**

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点による。

内評：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

**【学生の意見等からの気づき】**

文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122巻1・2号（2015年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111巻1号（2013年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107巻3号（2010年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

**【Outline and objectives】**

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW500A1

## 商法演習Ⅰ

橡川 泰史

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

決済システムとその法的問題について、判例の分析を通じて、より深い理解を得ることを目的とするリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

決済システム法への理解を深める。

決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講希望者は、学習支援システムの授業内掲示板に「自己紹介」というトピックを立てましたので、そちらに書き込みをお願いします。授業の進め方も掲示板でアナウンスします。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 春学期

回	テーマ	内容
第1回	他人名義署名	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第2回	法人署名	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第3回	手形所持人に有利な解釈	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第4回	裏書と金額錯誤	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第5回	見せ手形の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第6回	交付欠缺	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第7回	手形行為の表見代理の相手方	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第8回	無権代理人の責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第9回	手形行為と名板貸し責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第10回	表見偽造	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第11回	偽造者の責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第12回	満期の変造	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第13回	無権代理人による裏書の効力	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第14回	善意取得と「重大な悪意」	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しません。

### 【参考書】

隨時指示します。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（授業における報告と討論への貢献） 100 %

### 【学生の意見等からの気づき】

特にありません。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

＜研究テーマ＞

＜主要研究業績＞

### 【Outline and objectives】

This course provides graduates students with an in-depth understanding of payment system law through discussions as to some legal precedents.

LAW500A1

**商法演習Ⅱ**

橡川 泰史

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

決済システムとその法的問題について、判例の分析を通じて、より深い理解を得ることを目的とするリサーチワーク科目である。

**【到達目標】**

決済システム法への理解を深める。

決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

各回のテーマに沿って、受講者にテキスト・関連の論文判例等の検討をした報告を求め、これに基づいて討論する。

なお、受講生の要望および研究テーマに応じて、下記「授業計画」の「テーマ」・「内容」を差し替える場合がある。また、研究論文・研究レポートを作成することを希望する場合には、その論文・レポートの内容について討議し、指導する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	当事者間における原因 関係無効の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 2 回	融通手形の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 3 回	戻裏書と人的抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 4 回	人的抗弁切断後の手形 取得	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 5 回	悪意の抗弁の成立	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 6 回	交換手形と悪意の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 7 回	手形金請求と権利の濫用	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 8 回	取締役・会社間の手形 振出	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 9 回	未補充手形取得者と手形法 10 条	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 10 回	裏書の独立性	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 11 回	裏書の連続	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 12 回	被裏書人の氏名の抹消	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 13 回	隠れた手形保証と原因 債務の保証	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 14 回	除権決定の効力	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定しません。

**【参考書】**

随時指示します。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（授業における報告と討論への貢献） 100 %

**【学生の意見等からの気づき】**

特にありません。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

**【Outline and objectives】**

This course provides graduates students with an in-depth understanding of payment system law through discussions as to some legal precedents.

LAW500A1

## 商法演習Ⅲ

荒谷 裕子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法・金融商品取引法上のコーポレート・ガバナンスに関する論文・判例を取りあげ、わが国のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討するコースワーク科目である。

## 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

本講義は、受講者が与えられたテーマに関する文献・判例について報告をした後、参加者全員で議論をする形式で進める。

【追記・重要】新型コロナウイルスの影響により、教室での講義が行えない間は、WEB会議用ソフトを使用して、双方向オンライン型の授業を実施する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業の進め方について説明
第 2 回	コーポレート・ガバナンスの意義	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第 3 回	会社法と金融商品取引法のガバナンス・システム	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 4 回	令和元年会社法改正後のコーポレート・ガバナンス	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 5 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 6 回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第 7 回	社外取締役・独立役員の意義と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 8 回	監査役・会計監査人の意義と責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 9 回	親子会社をめぐる役員等の責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 10 回	親子会社をめぐる役員の責任と代表訴訟	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第 11 回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方について	テーマに関する文献の報告に基づく討論

第 12 回 投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方について  
テーマに関する文献の報告に基づく討論

ワードシップ・コード

を中心にして—(2)

第 13 回 政策保有株式の縮減と開示規制(1)テーマに関する文献の報告に基づく討論

第 14 回 政策保有株式の縮減と開示規制(2)テーマに関する文献の報告に基づく討論

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

最初の講義時に指示する。

## 【参考書】

授業時に必要に応じて指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

演習での発表内容に基づく評価 70 %

授業への貢献度 30 %

## 【学生の意見等からの気づき】

本年度は、新規担当科目につきアンケートを実施していません。

## 【担当教員の専門分野】

会社法 (Corporation Law)

金融商品取引法 (Financial instruments and Exchange Act)

## 【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW500A1

## 商法演習IV

荒谷 裕子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

フランスにおけるコーポレート・ガバナンス・システムについて、必読文献に依拠しながら日本法との比較法的な分析・検討を行うリサーチワーク科目である。

## 【到達目標】

- 比較対象国（フランス）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること。
- 比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

外国法に関する文献研究と日本のガバナンスシステムの比較法研究。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

## 【授業計画】

## 秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方、資料等について解説する。
第 2 回	フランス文献の検索の方法	フランス文献の検索の方法
第 3 回	文献講読（1）	dirigeants des sociétés commerciales (1)
第 4 回	文献講読（2）	dirigeants des sociétés commerciales (2)
第 5 回	文献講読（3）	dirigeants des sociétés commerciales (3)
第 6 回	文献講読（4）	dirigeants des sociétés commerciales (4)
第 7 回	日本銀行の見学	日本銀行の見学とファイナンス・システムについてレクチャーを受ける
第 8 回	文献講読（5）	dirigeants des sociétés commerciales (5)
第 9 回	文献講読（6）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (1)
第 10 回	文献講読（7）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (2)
第 11 回	文献講読（8）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (3)
第 12 回	文献講読（9）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (4)
第 13 回	文献講読（10）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (5)
第 14 回	文献講読（11）	l'assemblée générale des sociétés commerciales (6)

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

Droit commercial ; sociétés commerciales (édition 2018)Anne Fauchon Philippe Merle (Dalloz)

## 【参考書】

初回の講義のときに紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

報告レジュメ (50%)

授業内におけるディベート (50%)

## 【学生の意見等からの気づき】

本年度は、新規担当科目につきアンケートを実施していません。

## 【担当教員の専門分野等】

会社法 (Corporation Law)

金融商品取引法 (Financial instruments and Exchange Act)

## 【Outline and objectives】

The objective of this course is to understand the French corporate governance system.

LAW500A1

## 商法演習V

潘 阿憲

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

## 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。初回の授業は4月25日（土）を予定しております。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

## 春学期

回	テーマ	内容
第1回	会社の能力と目的の範囲	・最判昭和27・2・15 民集6巻2号77頁
第2回	発起人の開業準備行為	・浦和地判昭和60・3・22判タ559頁
第3回	他人名義による株式の引受け	・東京地判平成27・2・18判時2267号114頁
第4回	共有株式の権利行使者の指定方法	・最判平成9・1・28判時1599号139頁
第5回	失念株と不当利得	・最判平成19・3・8民集61巻2号479頁
第6回	株主総会決議の瑕疵等 その1	・最判昭和45・8・20判時607号79頁 ・神戸地裁尼崎支判平成12・3・28判タ1028号288頁
第7回	株主総会決議の瑕疵等 その2	・最判昭和42・9・28民集21巻7号1970頁 ・最判平成9・9・9判タ955号145頁
第8回	取締役解任の正当事由	・広島地判平成6・11・29判タ884号230頁
第9回	取締役会決議の瑕疵	・最判昭和44・3・28民集23巻3号645頁 ・福岡高那覇支判平成10・2・24金商1039号3頁
第10回	代表取締役と取引の安全	・最判平成6・1・20民集48巻1号1頁 ・最判昭和44・12・2民集23巻12号2396頁
第11回	競業取引規制	・東京地判昭和56・3・26判時1015号27頁 ・東京高判平成16・6・24判時1875号139頁

## 第12回 利益相反取引規制

- ・最大判昭和43・12・25民集22巻13号3511頁
- ・仙台高判平成9・7・25判タ964号256頁
- ・最判平成15・2・21金判1180号29頁
- ・最判平成4・12・18民集46巻9号3006頁

## 第13回 取締役の報酬

- ・東京地判平成16・9・28判時1886号111頁
- ・最判平成12・7・7民集54巻6号1767頁

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

## 【参考書】

授業時に指定する

## 【成績評価の方法と基準】

- ゼミでの発表内容に基づく評価 70 %  
授業への貢献度 30 %

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW500A1

## 商法演習VI

潘 阿憲

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、商法演習Vとともに、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

## 【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

まず、演習の参加者が判例について発表を行い、その後、担当教員と受講者との間の質問と回答を通じた対話的な形式で進めることにする。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

## 秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任	・最判昭和 21・3・10 民集 63 卷 3 号 361 頁
第 2 回	株主代表訴訟と担保提供	・東京高決平成 7・2・20 判タ 895 号 252 頁
第 3 回	取締役の第三者に対する責任	・福岡高宮崎支判平成 11・5・14 判タ 1026 号 254 頁
第 4 回	登記簿上の取締役の第三者に対する責任	・京都地判平成 4・2・5 判時 1436 号 115 頁
第 5 回	計算書類の虚偽記載と対第三者責任	・東京地判平成 19・11・28 判タ 1283 号 303 頁
第 6 回	重要財産の譲渡と特別決議	・東京地判平成 23・2・28 LLI 判例秘書登載
第 7 回	株式買取請求における公正な価格（1）	・最決平成 24・2・29 民集 66 卷 3 号 1784 頁
第 8 回	株式買取請求における公正な価格（2）	・最決平成 23・4・19 民集 65 卷 3 号 1311 頁
第 9 回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成 28・7・1 金判 1497 号 8 頁
第 10 回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格（1）	・最決平成 20・9・12 金判 1301 号 28 頁
第 11 回	合併比率の不公正と合併無効事由	・東京高判平成 2・1・31 資料版 商事法務 77 号 193 頁
第 12 回	会社分割と詐害行為取消	・最判平成 24・10・12 民集 66 卷 10 号 3311 頁
第 13 回	会社解散判決	・東京地判平成元・7・18 判時 1349 号 148 頁
第 14 回	著しく不公正な方法による第三者割当増資	・東京高決平成 16・8・4 金判 1201 号 4 頁 ・東京高決平成 26・5・29 LLI 判例秘書登載

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第 3 版〕』（有斐閣、2016 年）

## 【参考書】

授業時に指定する

## 【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 70 %

授業への貢献度 30 %

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし

## 【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW600A1

## 民法論文指導 I

宮本 健蔵

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。

### 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

一追記一 授業の開始日は、4月 21 日です。コロナウィルス感染防止のために、当面、この授業は ZOOM ソフト遠隔会議システムを使って行います。初回授業のアクセス方法等に関しては、学習支援システムに登録されているメールアドレス宛てにご連絡します。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	修士論文の作成に際しての諸注意とテーマの候補の選定（3つ程度）。報告と質疑応答
第 2 回	テーマ候補①の問題意識と課題	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の判例分析	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の学説分析	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補①の自説の展開	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の問題意識	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の判例分析	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補②の学説分析	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補②の自説の展開	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の問題意識	報告と質疑応答
第 11 回	テーマ候補③の判例分析	報告と質疑応答
第 12 回	テーマ候補③の学説分析	報告と質疑応答
第 13 回	テーマ候補③の自説の展開	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	春学期のまとめ、今後の課題の確認。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。なお、本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

### 【参考書】

特になし。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』（信山社、2019 年）、「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23 卷 1・2・3 号 127 頁～146 頁（2017 年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 卷 3 号 155 頁～182 頁（2016 年）

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 卷 1 号 1 頁～79 頁（2015 年）

マルシェ物権法・担保物権法（第 3 版）（編著）嵯峨野書院（2014 年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013 年）

「建物明度猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 卷 1・2 合併号（2014 年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条（1）（2）（完）」法学志林 110 卷 3 号（2013 年）、4 号（2013 年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107 卷 4 号（2010 年）

### 【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅱ

宮本 健蔵

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。

### 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第2回	テーマ候補①の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補②の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補③の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補③の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の総合的検討(日本法を含む)	報告と質疑応答
第11回	残された問題と関連課題 の検討(1)	報告と質疑応答
第12回	残された問題と関連課題 の検討(2)	報告と質疑応答
第13回	残された問題と関連課題 の検討(3)	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。なお、本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

### 【参考書】

特になし。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』(信山社、2019年)、「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集(九国大)23巻1・2・3号 127頁～146頁(2017年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66巻3号 155頁～182頁(2016年)

「オーストリア一般民法 1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113巻1号 1頁～79頁(2015年)

マルシェ物権法・担保物権法(第3版)(編著)嵯峨野書院(2014年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64巻1・2合併号(2014年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670条(1)(2)・完」法学志林 110巻3号(2013年)、4号(2013年)

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107巻4号(2010年)

### 【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW600A1

## 民法論文指導 I

大澤 彩

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、隨時中間報告を行なながら執筆を行う。

### 【到達目標】

①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。  
②随时、執筆状況と内容を報告し、議論を行う。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、隨時中間報告を行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第 3 回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第 4 回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第 5 回	中間報告①	報告・質疑
第 6 回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第 7 回	論文テーマに関する文献調査⑤	報告・議論
第 8 回	論文テーマに関する文献調査⑥	報告・議論
第 9 回	中間報告②	報告・質疑
第 10 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討①	報告・議論
第 11 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討②	報告・議論
第 12 回	再検討を経て執筆のまとめ	報告・議論
第 13 回	中間報告③	報告・質疑
第 14 回	予備	予備

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。  
授業時間以外は執筆にあてることが求められる。

本授業の準備・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、  
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』  
(有斐閣、2019 年)  
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000 年)  
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』  
(有斐閣、2019 年)  
伊丹敬之『創造的論文の書き方』(有斐閣、2001 年)  
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』(有斐閣、1983 年)  
清水幾太郎『論文の書き方』(岩波新書、1959 年)

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当無し

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法、消費法  
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化  
消費者法の実効性についての考察  
<主要研究業績>  
拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010 年)

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論の課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』(法政大学出版局、2016 年) 所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集(信山社、2018 年) 363 頁以下  
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 卷 2・3 号(2019 年) 410 頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

### 【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅱ

大澤 彩

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、中間報告・修正を繰り返しながら、論文を完成させる。

### 【到達目標】

- ①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。
- ②随時、執筆状況と内容を報告し、論文内容を修正しながら修士論文を完成させる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行い、修正しながら論文を完成させる。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第2回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査①
第3回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査②
第4回	論文執筆	執筆
第5回	中間報告①	報告・質疑
第6回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査③
第7回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査④
第8回	論文執筆	執筆
第9回	中間報告②	報告・質疑
第10回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討	報告・議論
第11回	第1稿完成・報告	報告・議論
第12回	執筆	報告・議論
第13回	執筆	報告・質疑
第14回	修士論文完成	報告

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。

授業時間以外は執筆にあてることが求められる。

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、  
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第2版）』  
(有斐閣、2019年)

大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)

井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第2版）』  
(有斐閣、2019年)

伊丹敬之『創造的論文の書き方』(有斐閣、2001年)

広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』(有斐閣、1983年)

清水幾太郎『論文の書き方』(岩波新書、1959年)

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当無し

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010年)

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論の課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』(法政大学出版局、2016年) 所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集(信山社、2018年) 363頁以下  
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林116巻2・3号(2019年) 410頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

### 【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

LAW600A1

## 民法論文指導Ⅲ

大澤 彩

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、随時中間報告を行なながら執筆を行う。

### 【到達目標】

①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。  
②随時、執筆状況と内容を報告し、議論を行う。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第 2 回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第 3 回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第 4 回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第 5 回	中間報告①	報告・質疑
第 6 回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第 7 回	論文テーマに関する文献調査⑤	報告・議論
第 8 回	論文テーマに関する文献調査⑥	報告・議論
第 9 回	中間報告②	報告・質疑
第 10 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討①	報告・議論
第 11 回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討②	報告・議論
第 12 回	再検討を経て執筆のまとめ	報告・議論
第 13 回	中間報告③	報告・質疑
第 14 回	予備	予備

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。  
授業時間以外は執筆にあてることが求められる。

本授業の準備・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

### 【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、  
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第 2 版）』  
(有斐閣、2019 年)  
大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000 年)  
井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第 2 版）』  
(有斐閣、2019 年)  
伊丹敬之『創造的論文の書き方』(有斐閣、2001 年)  
広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』(有斐閣、1983 年)  
清水幾太郎『論文の書き方』(岩波新書、1959 年)

### 【成績評価の方法と基準】

平常点による。

### 【学生の意見等からの気づき】

該当無し

### 【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法、消費法  
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化  
消費者法の実効性についての考察  
<主要研究業績>  
拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010 年)

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論の課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』(法政大学出版局、2016 年) 所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集(信山社、2018 年) 363 頁以下  
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 卷 2・3 号(2019 年) 410 頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

### 【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

LAW600A1

**民法論文指導IV**

大澤 彩

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析して、中間報告・修正を繰り返しながら、論文を完成させる。

**【到達目標】**

- ①各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を分析する。
- ②随時、執筆状況と内容を報告し、論文内容を修正しながら修士論文を完成させる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

修士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。その上で、執筆を進め、随時中間報告を行い、修正しながら論文を完成させる。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第2回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査①
第3回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査②
第4回	論文執筆	執筆
第5回	中間報告①	報告・質疑
第6回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査③
第7回	論文テーマに関する文献	報告・議論 調査④
第8回	論文執筆	執筆
第9回	中間報告②	報告・質疑
第10回	中間報告を受けて論文執筆内容等の再検討	報告・議論
第11回	第1稿完成・報告	報告・議論
第12回	執筆	報告・議論
第13回	執筆	報告・質疑
第14回	修士論文完成	報告

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

修士論文完成に向けた文献調査を進めながら執筆を行う。

授業時間以外は執筆にあてることが求められる。

本授業の準備・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

初回に指示する。

**【参考書】**

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、  
田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ＆リポート（第2版）』  
(有斐閣、2019年)

大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)

井田良＝佐渡島紗織＝山野目章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第2版）』  
(有斐閣、2019年)

伊丹敬之『創造的論文の書き方』(有斐閣、2001年)

広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』(有斐閣、1983年)

清水幾太郎『論文の書き方』(岩波新書、1959年)

**【成績評価の方法と基準】**

平常点による。

**【学生の意見等からの気づき】**

該当無し

**【担当教員の専門分野等】**

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』(有斐閣、2010年)

拙稿「消費者の『脆弱性』をめぐる立法論の課題・序論」柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』(法政大学出版局、2016年) 所収

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集(信山社、2018年) 363頁以下  
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116巻2・3号(2019年) 410頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

**【Outline and objectives】**

In this lecture, we prepare for the master thesis : we search for literatures, we report our master's thesis, and we write our master's thesis.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文を執筆するために必要な能力・技法を身につけるため、テーマに必要な先行論文、重要判例の分析を行う。

【到達目標】

- 修士論文を執筆するための基礎的な能力を養う。
- 論文のテーマに関する文献・判例のリサーチとその要約・分析を的確にできるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

論文テーマに沿ってリサーチした文献・判例の概要について、報告をしてもらい、不十分な点、課題について明確にしながら、論文の構成を組み立てていく。

【追記・重要】 新型コロナウイルスの影響により、教室での講義が行えない間は、WEB会議用ソフトを使用して、双方向オンライン型の授業を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	講義の進め方について説明
第 2 回	仮研究テーマの設定	<ul style="list-style-type: none"><li>論文の課題の確認・決定</li><li>関連文献・判例のリストアップ</li></ul>
第 3 回	研究テーマの報告(1)	関連文献の報告・議論
第 4 回	研究テーマの報告(2)	関連文献の報告・議論
第 5 回	研究テーマの報告(3)	関連文献の報告・議論
第 6 回	研究テーマの報告(4)	関連文献の報告・議論
第 7 回	研究テーマの報告(5)	関連文献の報告・議論
第 8 回	研究テーマの報告(6)	関連文献の報告・議論
第 9 回	研究テーマの報告(7)	関連文献の報告・議論
第 10 回	研究テーマの報告(8)	関連文献の報告・議論
第 11 回	研究テーマの報告(9)	関連文献の報告・議論
第 12 回	研究テーマの報告(10)	関連判例の分析報告・議論
第 13 回	研究テーマの報告(11)	関連判例の分析報告・議論
第 14 回	研究テーマの報告(12)	関連判例の分析報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 研究テーマに関する文献・判例を収集し、整理すること。
- 報告用のレジュメを毎回作成すること。
- 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の講義において指示する。

【参考書】

授業の時に、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告のレジュメと授業中の報告・ディスカッションで評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞会社法・金融商品取引法

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅱ

**荒谷 裕子****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

修士論文を執筆するために必要な能力・技法を身につけるため、テーマに必要な先行論文、重要判例の分析を行う。また、テーマに関する比較法研究を行い、日本法への示唆を得るべき点等について検討を行う。

**【到達目標】**

- 修士論文を執筆するための基礎的な能力を養う。
- 論文のテーマに関する文献・判例のリサーチとその要約・分析を的確にできるようになる。
- 比較法研究を行うことによって、日本における規制の課題と方向性について、論文を執筆する上での示唆を得る。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

論文テーマに沿ってリサーチした日本および外国の文献・判例の分析を行ったレポートに基づいて、デスカッションを行い、論文の構成を組み立てていく。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	長期休暇中に与えられた課題の報告と今後の講義の進め方について説明
第2回	研究テーマに関する報告 (1)	関連文献の報告・議論
第3回	研究テーマに関する報告 (2)	関連文献の報告・議論
第4回	研究テーマに関する報告 (3)	関連文献の報告・議論
第5回	研究テーマに関する比較 法文献のリサーチ	関連文献の報告・議論
第6回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(1)	関連文献の報告・議論
第7回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(2)	関連文献の報告・議論
第8回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(3)	関連文献の報告・議論
第9回	中間報告	レポートの報告・議論
第10回	中間報告を踏まえて、今 後検討すべき事項・課題 の整理・検討(1)	課題の検討と議論
第11回	中間報告を踏まえて、今 後検討すべき事項・課題 の整理・検討(2)	課題の検討と議論
第12回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(4)	関連文献の分析報告・議論
第13回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(5)	関連文献の分析報告・議論
第14回	研究テーマに関する比較 法文献の方向(6)	関連文献の分析報告・議論

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

- 研究テーマに関する日本法・外国法の文献・判例を収集し、整理すること。
- 報告用のレジュメを毎回作成すること。
- 中間報告の作成・議論を踏まえて、修士論文作成の構成を確定する。
- 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

初回の講義において指示する。

**【参考書】**

授業の時に、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

報告のレジュメと授業中の報告・ディスカッションで評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞会社法・金融商品取引法

**【Outline and objectives】**

Research required to write a master's thesis

LAW600A1

## 商法論文指導 I

潘 阿憲

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

### 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第 2 回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第 3 回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第 4 回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第 5 回	資本市場と会社法	・資本市場と EU 会社法
第 6 回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第 7 回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第 8 回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第 9 回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第 10 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第 11 回	種類株式と種類株式間の利害調整その 2	・種類株式間の利害調整のルール
第 12 回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第 13 回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第 14 回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

### 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>商法（会社法・保険法）

<研究テーマ>株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コメントタール第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成 26 年）「論点体系保険法第 1 卷・第 2 卷」（共著）第一法規（平成 26 年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コメントタール会社法 2〔第 2 版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

### 【Outline and objectives】

Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅱ

潘 阿憲

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目である商法論文指導Ⅰに統いて、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

### 【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

本講義は、関連する裁判例や論文等を読み進める作業を行う。また、比較法的な検討等を通してわが国における議論にどのような示唆が得られるかを検討する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	資金調達	・資金調達の手段に関する比較法検討
第 2 回	募集株式の発行その 1	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 3 回	募集株式の発行その 2	・募集株式の発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 4 回	新株予約権の発行その 1	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（日米）
第 5 回	新株予約権の発行その 2	・新株予約権発行における法的問題に関する比較法的検討（ドイツ）
第 6 回	企業の組織再編その 1	・合併に関する比較法的検討（日米）
第 7 回	企業の組織再編その 2	・合併に関する比較法的検討（ドイツ）
第 8 回	企業の組織再編その 3	・会社分割に関する比較法的検討
第 9 回	企業の組織再編その 4	・株式交換・株式移転に関する検討
第 10 回	株式公開買付制度その 1	・株式公開買付に関する比較法的検討（日米）
第 11 回	株式公開買付制度その 2	・株式公開買付に関する比較法的検討（ドイツ）
第 12 回	内部者取引規制その 1	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（日本）
第 13 回	内部者取引規制その 2	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（米国）
第 14 回	内部者取引規制その 3	・内部者取引の法的規制に関する比較法的検討（ドイツ）

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

### 【参考書】

初回の授業時に紹介する。

### 【成績評価の方法と基準】

報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞商法（会社法・保険法）

＜研究テーマ＞株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

＜主要研究業績＞

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成 24 年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成 25 年）「会社法コンメンタール第2巻」（共著）（山下友信編）「商事法務（平成 26 年）」「論点体系保険法第 1巻・第 2巻」（共著）「第一法規（平成 26 年）」「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成 27 年）「新基本法コンメンタール会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成 28 年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成 29 年）

### 【Outline and objectives】

Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

## 商法論文指導Ⅲ

鈴川 泰史

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士学位の取得について、事実上、修了のための要件とされている修士論文の内容やその水準について理解するとともに、その執筆のための具体的な方法論を踏まえたりサーチ手法を体得すること。

### 【到達目標】

- 修士論文の執筆に必要となるリサーチ手法を習得すること。
- 修士論文の内容的なレベルについて理解すること。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

修士論文のテーマに沿ってリサーチした結果を報告してもらい、内容的な吟味を経たうえで、今後の課題を明らかにする。このプロセスを繰り返し行うことにより、修士論文の骨格部分を作り上げること。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロ	今後の進め方
第 2 回	修士論文とは	修士論文の内容的なレベルについて理解する
第 3 回	修士論文とは	修士論文の内容的なレベルについて理解する
第 4 回	個別の研究テーマ報告	各人の研究テーマの設定
第 5 回	個別の研究テーマ報告	関連文献リストのチェック
第 6 回	個別の研究テーマ報告	1つめの文献についての報告
第 7 回	個別の研究テーマ報告	2つめの文献についての報告
第 8 回	個別の研究テーマ報告	3つめの文献についての報告
第 9 回	個別の研究テーマ報告	研究テーマ及び関連文献リストの再検討
第 10 回	個別の研究テーマ報告	4つめの文献についての報告
第 11 回	個別の研究テーマ報告	5つめの文献についての報告
第 12 回	個別の研究テーマ報告	6つめの文献についての報告
第 13 回	個別の研究テーマ報告	修士論文全体の構想についてのディスカッション
第 14 回	個別の研究テーマ報告	全体のまとめと夏季休暇中の作業課題の設定

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 自分の研究テーマに関する文献は網羅的に収集すること
- 方法論に関する文献等を読むのみならず、できるだけ評価の高い論文を実際に自分で読んでみること。よい部分は自分の論文に積極的に取り込む努力をすること。
- 本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

### 【参考書】

大村敦志 + 道垣内弘人 + 森田宏樹 + 山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000）

### 【成績評価の方法と基準】

授業内で提出するリサーチ後の資料（レジュメ等）を中心に評価する。（平常点 100 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

金融法  
決済システム  
会社法

### 【Outline and objectives】

This course provides graduate students with opportunities to discuss their Master's thesis writing with their supervisors.

LAW600A1

**商法論文指導Ⅳ****橡川 泰史****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学び、修士論文を完成させる。

**【到達目標】**

- ・商法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと。
- ・論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

修士論文の骨格に沿って論文の具体的な内容について報告し、不十分な部分、なお明らかにすべき部分を明確にし、全体の構成を考えながらドラフトを執筆し、最終的に修士論文を完成させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	報告と議論	夏季休暇期間中の作業結果の報告
第 2 回	報告と議論	論文構成の検討
第 3 回	報告と議論	論文内容（序論）の報告と検討
第 4 回	報告と議論	論文内容（本論前半）の報告と検討
第 5 回	報告と議論	論文内容（本論後半）の報告と検討
第 6 回	報告と議論	論文形式の確認
第 7 回	報告と議論	論文の執筆状況の中間報告
第 8 回	報告と議論	論文構成の再検討
第 9 回	報告と議論	論文ドラフト（序論）の検討
第 10 回	報告と議論	論文ドラフト（本論前半）の報告
第 11 回	報告と議論	論文ドラフト（本論後半）の報告
第 12 回	報告と議論	論文ドラフト（結論）の報告
第 13 回	報告と議論	論文ドラフト全体の確認
第 14 回	報告と議論	全体のまとめ／論文の形式・脚注・文献リストのチェック

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成  
本授業の準備・復習時間は、各2時間と標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

**【参考書】**

適宜、授業支援システムで配布または指示します。

**【成績評価の方法と基準】**

授業内で提出するリサーチ後の資料（レジュメ等）を中心に評価する。（平常点 100 %）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

金融法  
決済システム  
会社法

**【Outline and objectives】**

This course provides graduate students with opportunities to discuss their Master's thesis writing with their supervisors.

## 社会保障法演習 I

沼田 雅之

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

- リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保障法総論と公的扶助・福祉関係法を学びたい修士課程・博士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。
- これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法の考え方を習得することを目的とする。

## 【到達目標】

- 最新の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
- この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

- 社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）をめぐる最近の法的問題について、この2~3年の間に出了された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行なう。毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
  - 社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）のテーマ研究では、生活保護法や介護保険法、障害者差別解消法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の政策的課題を研究する。
- ◎春学期の少なくとも前半はオンラインで授業を実施します。詳細は学習支援システムをご覧ください（開講日は4月24日です）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
なし / No【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

## 【授業計画】

## 春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第2回	判例研究（1）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究（2）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第4回	判例研究（3）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第5回	判例研究（4）	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

## 第6回 判例研究（5）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

## 第7回 判例研究（6）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

## 第8回 判例研究（7）

社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

## 第9回 特定テーマ研究（1）

憲法25条の解釈問題について研究する。

## 第10回 特定テーマ研究（2）

あるべき生活保護制度について研究する。

## 第11回 特定テーマ研究（3）

障害者差別の是正（障害者福祉の向上）について研究する。

## 第12回 特定テーマ研究（4）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

## 第13回 特定テーマ研究（5）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

## 第14回 特定テーマ研究（6）

受講生が設定した社会保障法（公的扶助・福祉関係法）に関するテーマについて議論する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

/

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

- 菊池馨実『社会保障法【第2版】』（有斐閣、2018年）
- 社会保障判例百選【第5版】（有斐閣、2016年）

## 【参考書】

授業内で適宜指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室436号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林113号、2016年）、（共著）「労働契約法20条の研究」（労働法律旬報1853号、2015年）、「事業主の届出義務解消の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障1645号、2015年）、「労契法20条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報1815号、2014年）ほか

## 【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW500A1

## 社会保障法演習Ⅱ

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

- ・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保険法（医療関係法、年金法、労災保険法、雇用保険法）を学びたい修士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。
- ・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題（社会保険法）について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的もの考え方を習得することを目的とする。

### 【到達目標】

- ・最新の社会保障法（社会保険法）の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
- ・この授業に参加した学生は、社会保障法（社会保険法）の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法（社会保険法）上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・社会保障法（社会保険法）をめぐる最近の法的問題について、この5~6年間に出了された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
- ・社会保障法（社会保険法）のテーマ研究では、健康保険法や年金保険法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法（社会保険法）の政策的課題を研究する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第2回	判例研究（1）	社会保険法（健康保険の被保険者資格）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究（2）	社会保険法（事業主の届出解消）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第4回	判例研究（3）	社会保険法（混合診療）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第5回	判例研究（4）	社会保険法（学生無年金）に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第6回	判例研究（5）	社会保険法（受給権）に関する裁判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法（社会保険法）の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第7回	判例研究（6）	災害補償法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第8回	判例研究（7）	雇用保険法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第9回	特定テーマ研究（1）	健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第10回	特定テーマ研究（2）	国民健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。

### 第11回 特定テーマ研究（3）

年金法の法解釈・立法政策について研究する。

### 第12回 特定テーマ研究（4）

受講生が設定した社会保障法（社会保険法）に関するテーマについて議論する。

### 第13回 特定テーマ研究（5）

受講生が設定した社会保障法（災害補償法）に関するテーマについて議論する。

### 第14回 特定テーマ研究（6）

受講生が設定した社会保障法（雇用保険法）に関するテーマについて議論する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

- 菊池馨実『社会保障法【第2版】』（有斐閣、2018年）
- 社会保障判例百選【第5版】（有斐閣、2016年）

### 【参考書】

授業内で適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）、「労契法 20条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815号、2014年）ほか

### 【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW600A1

## 労働法論文指導 I

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究していく。

◎春学期の少なくとも前半はオンラインで授業を実施します。詳細は学習支援システムをご覧ください。（開講日は4月27日です）。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文の柱立てに関する報告。</li><li>・課題の確認。</li></ul>
第2回	研究発表（1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文の柱立てに関する報告。</li><li>・課題の確認。</li></ul>
第3回	研究発表（2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・当面の研究内容に関する確認。</li><li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。</li></ul>
第4回	研究発表（3）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。</li></ul>
第5回	研究発表（4）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第6回	研究発表（5）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第7回	研究発表（6）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第8回	研究発表（7）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第9回	研究発表（8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）</li></ul>
第10回	研究発表（9）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）</li></ul>
第11回	研究発表（10）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。</li><li>・この報告を受けた上での課題確認。</li></ul>
第12回	研究発表（11）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第13回	研究発表（12）	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第14回	研究発表（13）	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li></ul>

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働学会誌 129号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務解説の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）ほか

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅱ

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究していく。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 2 回	研究発表（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 3 回	研究発表（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 4 回	研究発表（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 5 回	研究発表（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 6 回	研究発表（5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 7 回	研究発表（6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 8 回	研究発表（7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 9 回	研究発表（8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 10 回	研究発表（9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li> <li>・報告を受けての課題確認。</li> </ul>
第 11 回	研究発表（10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（1 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 12 回	研究発表（11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（2 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 13 回	研究発表（12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（3 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 14 回	研究発表（13）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価部分の課題の確認。</li> <li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li> </ul>

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 社会法（社会保障法・労働法）

&lt;研究テーマ&gt; 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

&lt;主要研究業績&gt;

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

**労働法論文指導Ⅲ**

浜村 彰

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

**【到達目標】**

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それとともに各回の授業計画の変更については、学習支援システムでその都度提示する。本授業の開始日は5月7日（木）とし、この日までに具体的なオンライン授業の方法などを学習支援システムで掲示する。

労働法をめぐる最近の法的問題について、この2、3年の間に出了された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの半年間の計画、ゼミ全体および各ゼミ員の目標設定など。
第2回	判例研究(1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究(2)	同上
第4回	判例研究(3)	同上
第5回	判例研究(4)	同上
第6回	判例研究(5)	同上
第7回	特定テーマ研究(1)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第8回	特定テーマ研究(2)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第9回	特定テーマ研究(3)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第10回	特定テーマ研究(4)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第11回	特定テーマ研究(5)	2007年に制定され、2012年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第12回	特定テーマ研究(6)	2007年に制定され、2012年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第13回	修士論文指導(1)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する
第14回	修士論文指導(2)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

1. 労働法の基本テキストの学習

2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してくること。

3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してくること

4. 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

**【参考書】**

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第6版）』（有斐閣、2015年）など。

**【成績評価の方法と基準】**

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

**【担当教員の専門分野】**

&lt;専門領域&gt;

労働法

&lt;研究テーマ&gt;

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

&lt;主要研究業績&gt;

「教員の長時間労働対策」季刊 261号（2018年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762号（2018年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018年）、「労働審判制度の課題と展望」DIO347号（2019年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬1937号（2019年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6月臨時増刊（2019年）、「ベーシック労働法第8版」（有斐閣、2020年）、「ライフステージと法（第8版）」（有斐閣、2020年）。

**【Outline and objectives】**

In this seminar, we learn the recent legal issues concerning the labor law. Specifically, with regard to legal issues concerning recent cases and law of labor contract, We will conduct theme research.

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅳ

浜村 彰

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

労働法をめぐる最近の法的問題について、この2,3年の間に出了された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの計画、ゼミ全体および各ゼミ員の半年間の目標設定など。
第2回	判例研究(1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究(2)	同上
第4回	判例研究(3)	同上
第5回	特定テーマ研究(1)	最近の労働法の理論課題を随時選定して研究する
第6回	特定テーマ研究(2)	同上
第7回	特定テーマ研究(3)	同上
第8回	特定テーマ研究(4)	特定テーマについての修士論文のレジュメ作成指導。最初は修士論文の大雑把な柱立てをし、その後肉付けをして細かなレジュメの作成まで指導する。
第9回	特定テーマ研究(5)	同上
第10回	特定テーマ研究(6)	同上
第11回	修士論文発表会(1)	ゼミを履修している院生の修士論文の発表をして、そのテーマについての議論を深め、修士論文の内容の豊富化をはかる。
第12回	修士論文発表会(2)	同上
第13回	修士論文発表会(3)	同上
第14回	修士論文発表会(4)	同上

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 労働法の基本テキストの学習
- 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してくること。
- 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してくること。
- 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

### 【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第6版）』（有斐閣、2015年）など。

### 【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

労働法

＜研究テーマ＞

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

＜主要研究業績＞

「教員の長時間労働対策」季刊 261号（2018年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762号（2018年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018年）、「労働審判制度の課題と展望」DIO347号（2019年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬1937号（2019年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6月臨時増刊（2019年）、「ベーシック労働法第8版」（有斐閣、2020年）、「ライフステージと法（第8版）」（有斐閣、2020年）。

### 【Outline and objectives】

In this seminar, we learn the recent legal issues concerning the labor law. Specifically, with regard to legal issues concerning recent cases and law of labor contract, We will conduct theme research.

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅲ

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究していく。

◎春学期の少なくとも前半はオンラインで授業を実施します。詳細は学習支援システムをご覧ください。（開講日は4月27日です）。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文の柱立てに関する報告。</li><li>・課題の確認。</li></ul>
第2回	研究発表（1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文の柱立てに関する報告。</li><li>・課題の確認。</li></ul>
第3回	研究発表（2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・当面の研究内容に関する確認。</li><li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。</li></ul>
第4回	研究発表（3）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。</li></ul>
第5回	研究発表（4）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第6回	研究発表（5）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第7回	研究発表（6）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第8回	研究発表（7）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第9回	研究発表（8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）</li></ul>
第10回	研究発表（9）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）</li></ul>
第11回	研究発表（10）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。</li><li>・この報告を受けた上での課題確認。</li></ul>
第12回	研究発表（11）	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第13回	研究発表（12）	<ul style="list-style-type: none"><li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li><li>・報告を受けての課題の確認。</li></ul>
第14回	研究発表（13）	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li></ul>

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働学会誌 129号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務解説の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）ほか

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

## 労働法論文指導Ⅳ

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究していく。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 2 回	研究発表（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 3 回	研究発表（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 4 回	研究発表（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 5 回	研究発表（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 6 回	研究発表（5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 7 回	研究発表（6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 8 回	研究発表（7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 9 回	研究発表（8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第 10 回	研究発表（9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> <li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li> <li>・報告を受けての課題確認。</li> </ul>
第 11 回	研究発表（10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（1 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 12 回	研究発表（11）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（2 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 13 回	研究発表（12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執筆した部分の評価（3 回目）。</li> <li>・評価部分の課題の確認。</li> </ul>
第 14 回	研究発表（13）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li> </ul>

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 社会法（社会保障法・労働法）

&lt;研究テーマ&gt; 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

&lt;主要研究業績&gt;

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW500A1

## 刑法演習Ⅲ

須藤 純正

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、刑法に関する知識を、刑事訴訟法、刑事政策の分野とも関連付けながら基礎から身につけていくものであり、この授業を終えた学生が本格的な刑法研究に取り組もうとするときに役立つ土台であるとともに、刑事実用法を習得する前提として必要となるリベラル・アーツ科目でもある。

## 【到達目標】

修士課程の水準にふさわしい十分な知識・構成力を修得し、刑法をめぐるさまざまな社会事象（犯罪現象）について幅広い視点で自分なりに分析検討する力を身につけることを到達目標とする。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業の開始日は、4月 23 日です。

この授業では刑法の各分野を総合的に紹介し刑法の基礎をしっかりと修得させるとともに、わが国及び世界の刑法をめぐるアップ・ツー・データな問題についても、比較法的な視点を加えつつ幅広く概観する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】  
あり / Yes

## 【授業計画】

## 春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	刑法学について	この授業の概要、授業の受け方、本論 「刑法とは」
第 2 回	犯罪とその原因	犯罪原因論、わが国の犯罪現象
第 3 回	民事責任との違い、刑罰 理論	刑法の機能と目的 応報刑論と目的刑論
第 4 回	刑罰の種類、刑法学	刑罰と保安処分 わが国の死刑制度 刑法の解釈
第 5 回	刑法各論	個人的法益の罪（殺人、窃盗、名誉 棄損） 社会的法益の罪 国家的法益の罪
第 6 回	犯罪論（構成要件）	実体法、手続法、処遇法 法的要件と法的効果
第 7 回	犯罪論（違法性と責任）	正当業務行為 正当防衛、緊急避難 責任能力
第 8 回	故意と過失	故意犯と過失犯 錯誤
第 9 回	未遂犯と共犯、刑の量定	正犯と共犯 共同正犯、教唆と帮助 共謀罪 量刑、罪数論
第 10 回	刑事訴訟法（捜査）	刑事訴訟法の目的 憲法の人権規定と捜査 保釈
第 11 回	刑事訴訟法（公訴の提起）	起訴便宜主義、刑事免責、協議・合意 制度
第 12 回	フィールド・ワーク	東京地裁での刑事事件の法廷傍聴
第 13 回	犯罪者の処遇、少年法	施設内処遇 社会内処遇
第 14 回	比較法	非行少年の処遇手続 米国刑法 陪審制と裁判員裁判 死刑存廢論

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

井田良著『基礎から学ぶ刑法（第6版）』（有斐閣 2017 年）。  
小型の六法（例えば、三省堂の『デイリー六法』）を授業に持参すること。

## 【参考書】

王雲海著『日本の刑罰は重いか軽いか』（集英社新書）  
ベッカリー著『犯罪と刑罰』（岩波文庫）  
ミル著山崎洋一訳『自由論』（光文社文庫 2006 年）

## 【成績評価の方法と基準】

出席点 30 %、平常点 70 % で評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

前年度は学生 2 名が参加し、担当教員を交えて 3 名で充実した議論ができたので、刑事法への理解を深めることができたようだ。

## 【学生が準備すべき機器他】

連絡事項は、メールなしし授業支援システムを利用してする。

## 【その他の重要事項】

担当教員は検事 20 年（法務事務官含む）、弁護士 20 年余の実務経験を有しているので、わが国の刑事司法実務の特徴についても織り交ぜた授業にしたい。

## 【Outline and objectives】

The basic goal of this course is to study and understand substantive criminal law in Japan, including characteristics of Japanese criminal procedure. Also, we learn about Japanese on-going criminal policies.

LAW500A1

## 刑法演習IV

須藤 純正

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、刑法に関する知識を、刑事訴訟法、刑事政策の分野とも関連付けながら基礎から身につけていくものであり、この授業を終えた学生が本格的な刑法研究に取り組もうとするときに役立つ土台であるとともに、刑事実用法学を習得する前提として必要となるリベラル・アーツ科目でもある。

### 【到達目標】

修士課程の水準にふさわしい十分な知識・構成力を修得し、刑法をめぐるさまざまな社会事象（犯罪現象）について幅広い視点で自分なりに分析検討する力を身につけることを到達目標とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

この授業では刑法の各分野を総合的に紹介し刑法の基礎をしっかりと修得させるとともに、わが国及び世界の刑法をめぐるアップ・ツー・デートな問題についても、比較法的な視点を加えつつ幅広く概観する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	罪刑法定主義	判例研究（類推解釈の禁止、明確性の原則、実体的デューブロセス）
第 2 回	構成要件該当性（主体）	判例研究（法人処罰）
第 3 回	主觀的違法要素	判例研究（目的犯、傾向犯）
第 4 回	違法性	判例研究（正当防衛）
第 5 回	違法性	判例研究（緊急避難）
第 6 回	責任	判例研究（故意）
第 7 回	錯誤	判例研究（事実の錯誤と違法性の錯誤）
第 8 回	過失	判例研究（過失犯）
第 9 回	責任能力	判例研究（精神障害）
第 10 回	フィールド・ワーク	最高裁での法廷傍聴（審理により日時変更の可能性あり）
第 11 回	横領罪	判例研究（不法原因給付と横領）
第 12 回	賄賂罪（単純收賄）	判例研究（職務権限）
第 13 回	賄賂罪（請託收賄）	判例研究（目的物受領の趣旨）
第 14 回	賄賂罪（第三者者供賄等）	判例研究（あっせん收賄、事後收賄、恐喝との関係）

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

西田典之ほか3名著『判例刑法総論（第7版）』（有斐閣 2018年）

西田典之ほか3名著『判例刑法各論（第7版）』（有斐閣 2018年）

小型の六法（例えば、三省堂の『デイリー六法』）を授業に持参すること。

### 【参考書】

西田典之著『刑法総論（第2版）』（有斐閣 2010年）

西田典之著橋爪隆補訂『刑法各論（第7版）』（有斐閣 2018年）

### 【成績評価の方法と基準】

課題レポートの作成（30%）、授業参加態度などの平常点（70%）で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

前年度は学生2名が受講し担当教員を交えた充実した議論により、刑事法への理解が深められた。

### 【学生が準備すべき機器他】

連絡事項は、メールないし授業支援システムを利用してする。

### 【その他の重要事項】

担当教員は検事20年（法務事務官含む）、弁護士20年余の実務経験を有しているので、わが国の刑事司法実務の特徴についても織り交ぜた授業にしたい。

### 【Outline and objectives】

The basic goal of this course is to study and understand substantive criminal law in Japan, including characteristics of Japanese criminal procedure. Also, we learn about Japanese on-going criminal policies.

LAW500A1

## 公法特殊研究 I

西田 幸介

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的理験を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基礎理論、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身に付けることが期待される。

## 【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を批判する視点を身につける。
- ②行政法に関する文献（教科書）を、行政法の体系の観点から評価する視点を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を解決する方策を見出しができるよう、そのための基礎的素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

授業は、毎回担当者を決めて、指定された教科書について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書の該当部分を事前学習として読んでいることを前提とする。

学習支援システムによる授業は、2020年4月21日から開始する。ただし、同日から5月7日までは、学習のための資料の提供にとどめる。詳細は、学習支援システムの「おしらせ」にて周知する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粹法学の視点
第4回	適正手続	判断過程の統制 行政処分の事前手続
第5回	行政処分	参加と協働 概念・種別
第6回	行政指導	公定力・無効 概念・種別
第7回	行政救済総論	理念と現実 行政訴訟の類型
第8回	取消訴訟（1）	取消訴訟の基本構造 処分性の定式・概念要素
第9回	取消訴訟（2）	処分性拡大論 原告適格
第10回	国家賠償（1）	訴えの利益 国家賠償法1条の基本構造
第11回	国家賠償（2）	職務義務違反説 被用者負担
第12回	国家賠償（3）	官造物責任 民法との関係
第13回	客観訴訟（1）	被用者負担 結果責任
第14回	客観訴訟（2）	権利保護と行政統制 機関訴訟 住民訴訟

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解していく。また、必要に応じ、行政法の基礎的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読していく。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

## 【テキスト（教科書）】

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

## 【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。評価は、博士後期課程の大学院生に相応しい学識のうえに批判的な視点から行政法学説を考察する能力を身につけることができたかの観点から行う。独自の視点を有しているかどうかを、重視する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt; 行政法

&lt;研究テーマ&gt; ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法、③都市法

&lt;主要研究業績&gt;

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多寛夫（編）、日本評論社、2018年

## 【Outline and objectives】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW" written by Tokiyasu FUJITA. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up 'General Principle of Administrative Law', 'Administrative Discretion', 'Administrative Disposition', 'Administrative Guidance', 'Action for Revocation of Administrative Disposition', 'State Redress', 'Just Compensation', and 'Objective Litigation'(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

LAW500A1

## 公法特殊研究Ⅱ

高橋 滋

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要な文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

### 【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。
- ②行政判例や行政法に関する重要な文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定・博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出・博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集・博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定・博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定・博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読 - 行政法理論の深化・発展の端緒の析出

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

特になし。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）

### 【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

本科目は行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。博士後期課程の受講者に対しては、担当教員の修士課程の受講者に対する教育・指導等に協力することを通じて、修士課程において求められる知識・能力を再確認し、深化させることが期待される。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞行政法、環境法、地方自治法

＜研究テーマ＞

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

＜主要研究業績＞

（単著）

1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）

2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）

3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2018年）

その他、『条解行政事訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法〔第2版〕』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、23点（改訂版を含む）。

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW500A1

## 公法特殊研究Ⅲ

建石 真公子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である公法特殊研究Ⅲでは、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。

講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

## 【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題-憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別など-に関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

## 【授業の進め方と方法】

予め提示した資料（文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。

提示された課題について、参加者でディスカッションする。

次回授業までに、授業内容に関する意見をリアクションペーパーに用意する。

なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究会参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

## 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第2回	違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第3回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第4回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第5回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第6回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第7回	違憲審査制について、アメリカの制度について学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの違憲審査制の特徴を理解する。

第8回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第9回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第10回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第11回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
第12回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
第13回	違憲審査制と国民主権の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第14回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業の準備学習として、予め周知または配付している文献資料を読み、理解する。さらに、疑問点がある場合や資料中に他の文献の引用がある場合には、それらにもできるだけ目を通し理解を深めておく。復習としては、授業での論点や争点について理解を深めておく。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

## 【参考書】

適宜紹介する。

## 【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%

授業での報告：50%

## 【学生の意見等からの気づき】

2019年度の意見はまだ頂いておりません。

## 【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞

憲法学、国際人権法学

＜研究テーマ＞

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

＜主要研究業績＞建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。

「提供型生殖補助医療（代理懷胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性一辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

## 【Outline and objectives】

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the garantie of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

LAW500A1

## 公法特殊研究IV

建石 真公子

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である公法特殊研究IVでは、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

## 【到達目標】

人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

## 【授業の進め方と方法】

文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。

担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知る。そのうえで、自分の考えをアクションペーパーにまとめて次回の講義で提出。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第2回	生命倫理に関する憲法上の権利の検討	ハンセン病判決を素材に憲法13条「個人の尊重」の解釈
第3回	憲法13条と個人の尊重	ハンセン病判決に関する判例評釈の検討
第4回	憲法13条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討—肖像権—
第5回	憲法13条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討—氏名権、夫婦別姓—
第6回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権か—日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第7回	性的指向は人格権か—日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第8回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	プライヴァシーの権利—生殖補助医療へのアクセス
第9回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第10回	他者の権利と人格権（2）	代理懷胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第11回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第12回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第13回	人格権としての中絶	イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第14回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習としては、指定された資料を読み、疑問点等を明確にする。

復習としては、授業での議論や争点を確認し、他の文献等も読み理解を深める。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

適宜配布、紹介

## 【参考書】

適宜配布、紹介

## 【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%

報告：50%

## 【学生の意見等からの気づき】

ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

## 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

## 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

国際人権保障

生命倫理に関わる人権保障

<主要研究業績>

・建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15条議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。

・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懷胎を含む）における生殖の自由の制約としての人の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。

・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

## 【Outline and objectives】

In the Constitutional Special Lecture II, as an example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to the right to autonomy, self-determination and integrity.

The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.

LAW500A1

**民事法特殊研究 I**

潘 阿憲

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

**【到達目標】**

本講義は、後期の民事法特殊研究Ⅱとともに、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その 1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その 2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その 3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その 4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その 5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その 1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その 2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その 4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

初回授業時に指示する

**【参考書】**

初回授業時に指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %, 発言が 40 % の割合で評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

**【Outline and objectives】**

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

## 民事法特殊研究Ⅱ

潘 阿憲

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察をも行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

### 【参考書】

初回授業時に指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%，発言が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法

〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

### 【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

## 民事法特殊研究Ⅲ

宮本 健蔵

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が 2017 年 5 月 26 日に可決成立し、同年 6 月 2 日に公布された。この施行日は 2020 年 4 月 1 日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的としたい。なお、民法特殊講義 I と合同で行う。

### 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考しながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊講義 II と併せて受講されたい。

追記一 授業の開始日は、4 月 21 日です。コロナウィルス感染防止のために、当面、この授業は ZOOM ソフト遠隔会議システムを使って行います。初回授業のアクセス方法等に関しては、学習支援システムに登録されているメールアドレス宛てにご連絡します。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第 2 回	定型約款による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第 3 回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第 4 回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第 5 回	特定物債権－保管義務と物の引渡し義務	基調報告とこれに基づくディベート
第 6 回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 7 回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第 8 回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第 9 回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第 10 回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第 11 回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第 12 回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第 13 回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第 14 回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

### 【参考書】

①宮本健蔵編著『債権総論』(新マルシェ民法シリーズ)2019 年 12 月 嵐野書院

②潮見佳男『新債権総論 I』『新債権総論 II』2017 年 信山社

③平野裕之『債権総論』2017 年 日本評論社

④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017 年 弘文堂など。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点(報告の内容・議論への参加)(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞民法、財産法

＜研究テーマ＞安全配慮義務論、リスク責任論

＜主要研究業績＞

『労働災害と使用者のリスク責任』(信山社、2019 年)、「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集(九国大)23 卷 1・2・3 号 127 頁～146 頁(2017 年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 卷 3 号 155 頁～182 頁(2016 年)

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 卷 1 号 1 頁～79 頁(2015 年)

マルシェ物権法・担保物権法(第 3 版)(編著)嵯峨野書院(2014 年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 卷 1・2 合併号(2014 年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条(1)(2・完)」法学志林 110 卷 3 号(2013 年)、4 号(2013 年)

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107 卷 4 号(2010 年)(2017 年)

### 【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

## 民事法特殊研究IV

宮本 健蔵

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「民法の一部を改正する法律案」が2017年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布された。この施行日は2020年4月1日である。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを目的としたいた。なお、民法特殊講義IIと合同で行う。

## 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考しながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受け」を扱う。民法特殊講義Iと併せて受講されたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	詐害行為取消権①-要件論	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	詐害行為取消権②-二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	詐害行為取消権③-効果論（絶対的取消構成と返還義務者の地位）	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	連帯債権-ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	保証債務-要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	併存的債務引受けと免責的債務引受け	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	契約上の地位の移転と不動産賃貸入たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

## 【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年12月 嵐野書院
- ②潮見佳男『新債権総論I』『新債権総論II』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
- ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。  
具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

## 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

## 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞民法、財産法

＜研究テーマ＞安全配慮義務論、リスク責任論

＜主要研究業績＞

『労働災害と使用者のリスク責任』（信山社、2019年）、「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号 127頁～146頁（2017年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号 155頁～182頁（2016年）

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁（2015年）

マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）

コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号（2014年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条(1)(2)・完」法学志林110巻3号（2013年）、4号（2013年）

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号（2010年）（2017年）

## 【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

**民事法特殊研究 I**

川村 洋子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要な文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評証の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。I では日本語文献・日本の判例をとりあげる。

**【到達目標】**

- ①先行研究の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎を深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
- ②民法判例を体系的かつ判例史的に位置づけ、その意義、射程、限界を読み解くことにより、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

演習形式で行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第 2 回	民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その 1
第 3 回	民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その 2
第 4 回	文献読解(1)	古典的文献の購読（報告）と議論その 1
第 5 回	文献読解(2)	古典的文献の購読（報告）と議論その 2
第 6 回	文献読解(3)	古典的文献の購読（報告）と議論その 3
第 7 回	文献読解(4)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その 1
第 8 回	文献読解(5)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その 2
第 9 回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた判例の収集・選定
第 10 回	判例研究(2)	事案の整理と判決文の読解
第 11 回	判例研究(3)	民法体系並びに判例史に照らした判例の精査
第 12 回	判例研究(4)	判例の射程並びに限界の検討
第 13 回	判例研究(5)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その 1
第 14 回	判例研究(6)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その 2

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

特になし。

**【参考書】**

必要に応じて、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉 民法

〈研究テーマ〉 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

- ①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 卷 1・2 号（2015 年）
- ②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 卷 1 号（2013 年）
- ③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（1・3）」法学志林 107 卷 3 号（2010 年）
- ④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宣雄先生古稀祈念論文集・民法學における法と政策』（2007 年）所収

**【Outline and objectives】**

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases, allowing students to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

LAW500A1

**民事法特殊研究Ⅱ**

川村 洋子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要な文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評証の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Ⅱでは外国語文献・外国の判例をとりあげ、比較法研究を行う。

**【到達目標】**

- ①外国法の文献と判例の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎をより深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
- ②比較法研究の方法を身につけ、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

演習形式で行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その1
第3回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	外国法文献の講読（報告）と議論その1
第5回	文献読解(2)	外国法文献の講読（報告）と議論その2
第6回	文献読解(3)	外国法文献の講読（報告）と議論その3
第7回	文献読解(4)	外国法文献の講読（報告）と議論その4
第8回	文献読解(5)	外国法文献の講読（報告）と議論その5
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた外国法判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	外国法判例の事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その1
第12回	判例研究(4)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その2
第13回	判例研究(5)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その3
第14回	判例研究(6)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その4

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

特になし。

**【参考書】**

必要に応じて、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉 民法

〈研究テーマ〉 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

- ①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122巻1・2号（2015年）
- ②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111巻1号（2013年）
- ③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107巻3号（2010年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宣雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

**【Outline and objectives】**

This course focuses on the comparative study of Japanese civil law. By reading and discussing related materials and cases in the contemporary Western legal systems, students will acquire a deeper understanding of our legal institutions and theories, and develop critical thinking skills necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

LAW500A1

**社会法特殊研究 I**

藤本 茂

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

わが国労働関係は、グローバル化のもと、長期安定雇用を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。労働法もまた変わらざるを得ない。どう変わるべきか、労働法理念が問われている。

本研究は、労働法の意義と集団的労使関係法領域を対象とするコースワーク科目である。修士課程を一步深めて、これからを展望したい。

**【到達目標】**

修士課程で学んだ既存の労働法理の理解を確認でき、それを他者に論理的に説明できる。換言すると法的論理思考を意識し、将来を展望して批判的に説明できるようになる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

今年度は、新型コロナの影響で、4月21日（火）授業開始となりました。どう進めるかは、学習支援システムの「お知らせ」をご覧下さい。そのために、「仮登録」を済ませておいてください。

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理の限界と将来への展望を述べて討論する。

この授業は修士課程の労働法特殊講義 I との合併授業である。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	日本の雇用慣行	長期安定雇用と年功制
第3回	企業別組合	日本の雇用慣行の3つ目
第4回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第5回	労働法の分野	集団的労使関係法の位置
第6回	労働基本権論	憲法28条の意義
第7回	労働組合の結成と組織強制	団結とユニオンショップ制
第8回	労働組合の活動	企業施設を利用しての組合活動
第9回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第10回	争議行為と賃金	争議不参加組合員の賃金
第11回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第12回	支配介入	不当労働行為の支配介入
第13回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第14回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

- ・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法 I [第4版]』(エイデル研究所 2019 最新版)
- ・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法 II [第2版]』(エイデル研究所 2016)
- ・その他、テーマに適した論文等を授業の際に示す。

**【参考書】**

- ・テキスト内に参考文献を掲げている。
- ・菅野和夫著『労働法 [第12版]』(弘文堂 2019)
- ・その他、テーマに適した論文等を授業の際に示す。

**【成績評価の方法と基準】**

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%，発言が40%の割合で評価する。

**【学生の意見等からの気づき】**

予習箇所を明確にした。

**【学生が準備すべき機器他】**

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

**【担当教員の専門分野等】**

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

**【Outline and objectives】**

This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to both Labor Unions Law and the Labor Contract Act.

The course will be conducted in a style of lecture. The students will be asked for occasional reporting and discussing about the themes.

First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study and report a general overview of Labor Unions Law and discuss with each other.

Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study and report about the rules of adoption, transfer and dismissal.

LAW500A1

## 社会法特殊研究Ⅱ

藤本 茂

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

わが国労働関係は、グローバル化のもと、日本の雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。労働法もまた変わらざるをえない。労働法理念が問われている。

この授業は労働法特殊研究Ⅰに続き個別の労働関係法領域を取扱う、コースワーク科目である。

### 【到達目標】

本科目を履修することで、修士課程で学んだ労働法理の理解を確認でき、それを踏まえて将来を展望した新たな法理の構築につなげることができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらおう。

授業は修士課程の労働法特殊講義Ⅱとの合併である。博士後期課程受講者はこれからの法理にとって重要な視点、労働法の理念について言及することを期待している。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	個別の労働関係法総論
第2回	労働基準法	労基法の二つの特徴
第3回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第4回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第5回	就業規則と労働条件	就業規則改訂による労働条件変更
第6回	個別の労働関係の形成	採用の自由、内定、試用
第7回	個別の労働関係の展開	人事異動の法理
第8回	個別の労働関係の終了	解雇法理について
第9回	賃金	法規制の意義と概要
第10回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第11回	労働時間の弾力的運用	裁量労働、適用除外と高度プロフェッショナル制度
第12回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第13回	休憩・休日	意義と休日労働
第14回	休暇	年次有給休暇制度

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

- ・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ [第4版]』(エイデル研究所 2019 最新版)
- ・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ [第2版]』(エイデル研究所 2016)

### 【参考書】

- ・テキスト内に参考文献を掲げている。
- ・菅野和夫著『労働法 [第11版補正版]』(弘文堂 2017)

### 【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

### 【学生の意見等からの気づき】

予習の方法を具体的に示した。

### 【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

### 【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉 アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

### 【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

The course will be conducted in a style of lecture. The students will be asked for occasional reporting and discussing about the themes.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study and report about a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory.

Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.

LAW500A1

## 社会法特殊研究Ⅲ

大原 利夫

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本科目は、学生が社会保障法の高度な専門的知識を習得し、社会保障法の現代的課題を専門的に学ぶことを目的とする科目である。

#### 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に福祉関係法等）について極めて高度な専門的知識を得ること、②社会保障法（特に福祉関係法等）について新たな問題を分析し、独創的な見解を極めて高度な学術的観点から説得的に論じることのできる能力を習得すること、の2つを到達目標とする。

#### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

#### 【授業の進め方と方法】

学生は、社会保障に関する各法の内容を学び、社会保障に関する主要な判例等を取り上げる。また、適宜、判例と関連する論文なども取り上げる。学生は、担当する判例等についてレポートを作成し、提出する。

なお、学生の要望等によって適宜授業内容・方法を変更する場合がある。

#### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

#### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

#### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2回	社会保障の現状	社会保障の現状について統計資料を用いて考察する。
3回	社会保障法学概論	社会保障法学の特徴などについて考察する。
4回	社会保障法総論	社会保障法の定義、法体系、発展経緯について考察する。
5回	生存権	生存権の意義、法的生活などについて考察する。
6回	生活保護法（1）～概論	生活保護法の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。
7回	生活保護法（2）～補足性の原理	補足性の原理と関連判例について考察する。
8回	生活保護法（3）～その他の原理・原則	生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。
9回	福祉関係法（1）～概論	福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。
10回	福祉関係法（2）～障害者・児童	障害者関連法、児童福祉法などについて考察する。
11回	福祉関係法（3）～高齢者	介護保険法、老人福祉法などについて考察する。
12回	社会手当法（1）～概論	社会手当法の概念、社会手当法の概要について解説する。
13回	社会手当法（2）～判例	社会手当法の関連判例について考察する。
14回	権利擁護（1）～概論	権利擁護制度の概要について解説する。

#### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

#### 【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

#### 【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）

加藤智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）

井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）

西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）

河野正輝・増田雅暢・倉田聰（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

#### 【成績評価の方法と基準】

レポート（100%）により評価を行う。

討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

#### 【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

#### 【その他の重要事項】

授業は、2020年4月24日（金）15:00から学習支援システムにおいて開始します。

質問は学習支援システムにおいて隨時、受け付ける。

#### 【担当教員の専門分野】

＜専門分野＞ 社会保障法

＜研究テーマ＞ 権利擁護など

＜主要研究業績＞

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113巻3号 115頁（2016年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリストコンサルタス 24号9頁（2016年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015年）

#### 【Outline and objectives】

This course introduces broad knowledge and a variety of modern problems of social security law, especially social welfare law. The goals of this course are to obtain advanced knowledge and problem-solving ability of social welfare law.

LAW500A1

## 社会法特殊研究IV

大原 利夫

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法（特に社会保険法）の高度な専門知識を修得し、社会保険法の現代的課題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

## 【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法（特に社会保険法）について極めて高度な専門的知識を得ること、②社会保障法（特に社会保険法）の新たな問題を分析し、独創的な見解を極めて高度な学術的観点から説得的に論じることのできる能力を習得すること、の2つを到達目標とする。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

この授業では、社会保障に関する各法の内容を解説し、社会保障に関する主要な判例等を取り上げて討論を行う。また、判例と関連する論文なども取り上げ、併せて討論を行う。受講生は、担当する判例等についてレジュメを作成し、報告を行う。報告者以外の受講生は、事前に当該判例等の問題点などを分析したうえで報告を聞く。その後、参加者全員で当該判例等について討論を行う。

なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を変更する場合がある。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび 医療関係法(1)～概論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。 医療関係法の法体系、医療受給権の特徴について解説する。
第2回	医療関係法(2)～健康保 険法	健康保険法の概要を解説し、関連判例について考察する。
第3回	医療関係法(3)～国民健 康保険法ほか	国民健康保険法などの概要を解説し、 関連判例について考察する。
第4回	年金法(1)～概論	年金法の体系、概要、年金受給権の法 構造などについて解説する。
第5回	年金法(2)～老齢年金	老齢年金の概要を解説し、関連判例に ついて考察する。
第6回	年金法(3)～障害年金	障害年金の概要を解説し、関連判例に ついて考察する。
第7回	年金法(4)～遺族年金	遺族年金の概要を解説し、関連判例に ついて考察する。
第8回	労災保険法(1)～概論	労災保険法の概要を解説し、関連判例 について考察する。
第9回	労災保険法(2)～業務災 害	業務災害給付について解説し、関連判 例について考察する。
第10回	労災保険法(3)～通勤災 害	通勤災害給付について解説し、関連判 例について考察する。
第11回	雇用保険法(1)～概論	雇用保険法の概要について解説する。
第12回	雇用保険法(2)～求職者 給付	求職者給付について解説し、関連判例 を考察する。
第13回	雇用保険法(3)～その他 の給付	就職促進給付、教育訓練給付、雇用継 続給付について解説し、関連判例につ いて考察する。
第14回	総合研究～最近の注目判 例	最近の注目判例について考察する。

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

## 【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）

加藤智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）

井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）

西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』  
（有斐閣、2005年）

西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』  
（三協法規、1999年）

## 【成績評価の方法と基準】

報告の内容（50%）、討論の内容（50%）で評価を行う。

討論への積極性、質疑応答の理解度等によって、討論の内容を評価する。

## 【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

## 【担当教員の専門分野】

<専門分野> 社会保障法

<研究テーマ> 権利擁護など

<主要研究業績>

「社会保障法における個別的情報提供義務について」法学志林 113巻3号 115  
頁（2016年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24  
号9頁（2016年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015年）

## 【Outline and objectives】

This course introduces broad knowledge and a variety of modern problems of social security law, especially social insurance law. The goals of this course are to obtain advanced knowledge and problem-solving ability of social insurance law.

LAW700A1

## 憲法特研演習 I

建石 真公子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本演習は、憲法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶリサーチワーク科目である。

**【到達目標】**

憲法学の理論を理解し、決定した博士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

**【授業の進め方と方法】**

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と博士論文の枠組みの説明	授業の進め方と博士論文の枠組みに関する資料の考察
第 2 回	博士論文のテーマの立て方	配布資料に基づき、テーマの立て方について討論。 先行研究の調査を次回の課題とする
第 3 回	先行研究の理論構造	先行研究の調査を報告。
第 4 回	理論枠組みの立て方	憲法学および人権研究における理論枠組みの立て方について学ぶ
第 5 回	研究倫理とは	人権研究の場合は、統計資料やインタビューなどの作業を含むため、研究倫理について学ぶ
第 6 回	ここまで的小括	博士論文の理論枠組みの立て方にについて理解を深める
第 7 回	関連する博士論文の構造を分析し発表（1）	先行研究について、構造の観点から分析し、発表する
第 8 回	関連する博士論文の構造を分析し発表（2）	先行研究について、構造の観点から分析し、発表する
第 9 回	博士論文の枠組みの報告	ここまで検討を踏まえ、論文の枠組みについて発表
第 10 回	博士論文の研究方法の妥当性（1）	研究方法について報告
第 11 回	博士論文の研究方法の妥当性（2）	研究方法の妥当性について討論。
第 12 回	パイロットスタディ（1）	論文テーマに関する症研究として、パイロットスタディを試みる。
第 13 回	パイロットスタディの分析・結果の考察	パイロットスタディについて、評価し、問題点を明らかにする
第 14 回	論文執筆計画の発表	これまでの検討を踏め、論文執筆計画を発表する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

学生は、授業前に、課題の文献を読み、論点に関する予習を行う。

授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

課題が提示されている場合は、準備する。

各自、研究ノートを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

**【参考書】**

ダン・レメニイ『社会科学系大学院生のための研究の進め方』同文館出版、1900円+税。

その他、適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

**【成績評価の方法と基準】**

ディスカッションへの参加（50%）。  
報告（50%）。

**【学生の意見等からの気づき】**

まだありません。

**【学生が準備すべき機器他】**

なし。

**【その他の重要事項】**

なし。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかる自己決定

<主要研究業績>

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編  
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

**【Outline and objectives】**

This seminar focuses on the methodologies of constitutional legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

LAW700A1

## 憲法特研演習Ⅱ

建石 真公子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

憲法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

憲法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、IIIで決定した論文枠組み、研究方法を基盤として、①憲法の基本構造、諸原則を理解すること、②確定したテーマの研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定に即して、実際に執筆を開始すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

### 【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 秋学期

回	テーマ	内容
第1回	課題と進め方の確認	授業の進め方の確認
第2回	先行業績リストの確認	図書館・資料室の活用法 (1)
第3回	先行業績リストの確認	討論 (2)
第4回	研究計画の確認	この時点での関心、暫定的テーマ にもとづく指導
第5回	文献資料読解 (1)	参考文献、先行研究のリスト化
第6回	文献資料読解 (2)	報告と討論
第7回	文献資料読解 (3)	報告と討論
第8回	文献資料読解 (4)	報告と討論
第9回	小括	報告と討論
第10回	文献資料読解 (5)	報告と討論
第11回	文献資料読解 (6)	報告と討論
第12回	文献資料読解 (7)	報告と討論
第13回	文献資料読解 (8)	報告と討論
第14回	英文アブストラクトの書き方を学ぶ	英文アブストラクトの書き方を学ぶ

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。

授業後は、論点について整理し、追加の調査等を行い理解を深める。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

### 【参考書】

都度、指定する。

### 【成績評価の方法と基準】

授業への参加 (50 点)

報告 (50 点)

### 【学生の意見等からの気づき】

該当なし

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法、国際人権法 <研究テーマ> 憲法と人権条約の関係 フランス憲法とヨーロッパ人権条約 人格権と身体にかかる自己決定 <主要研究業績>

「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編  
『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

### 【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of constitutional legal studies with the aim of writing a doctor thesis.

LAW700A1

## 行政法特研演習V

西田 幸介

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程3年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになり、(3)博士論文の原稿を執筆を開始しそのドラフトを完成させることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文のドラフトを完成することが期待される。

**【到達目標】**

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③博士論文の下書きを完成させる。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。ただし、対面授業が可能となれば、ビデオ会議システムは使用しない。

学習支援システムによる授業は、2020年4月21日から開始する。ただし、同日から5月7日までは、学習のための資料の提供にとどめる。詳細は、学習支援システムの「おしらせ」にて周知する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	ドラフトの検討（1）	博士論文のドラフトを検討する。
第11回	ドラフトの検討（2）	博士論文のドラフトを検討する。
第12回	ドラフトの検討（3）	博士論文のドラフトを検討する。
第13回	ドラフトの検討（4）	博士論文のドラフトを検討する。
第14回	ドラフトの検討（5）	博士論文のドラフトを検討する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定しない。

**【参考書】**

必要に応じて、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【学生が準備すべき機器他】**

特になし。

**【その他の重要事項】**

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多達夫（編）、日本評論社、2018年

**【Outline and objectives】**

The purpose of this course is that students in the 5th semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to make the outline of his/her doctoral thesis in the 4th semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to complete his/her thesis. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor, write the manuscript, and elaborate it over again and again with the supervisor. Through this process, the student will complete a draft of his/her thesis.

LAW700A1

## 行政法特研演習VI

西田 幸介

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、すでに完成した博士論文を出版に向けて再検討するための科目である。具体的には、博士後期課程3年次生の秋学期において、（1）各自が設定したテーマに即して執筆した博士論文を再検討し、（2）博士論文で取り上げた資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を再確認することによって、受講者が自らの博士論文の問題点を洗い出し出版に向けた準備を進めるとともに、次なる研究の課題を確認する。

この授業の受講者は、博士論文の出版に向けて必要な指導を受けて、博士論文の完成度を高めることが期待される。

### 【到達目標】

- ①博士論文の出版に向けてそれに必要な取組みの内容を知る。
- ②博士論文の研究テーマについてより深く研究を進める。
- ③博士論文をブラッシュアップする。
- ④博士論文に続く研究計画を作る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式による。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の再検討	博士論文において残された課題が何かを検討する。
第2回	研究内容・方法について 質疑応答	博士論文の執筆において課題となった事項について、フリーディスカッションにより、問題点を抽出する。
第3回	素材の再検討（1）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第4回	素材の再検討（2）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第5回	素材の再検討（3）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第6回	博士論文の出版に向けて (1)	博士論文の出版計画を作成する。
第7回	博士論文の出版に向けて (2)	博士論文の出版のために必要な作業を確認する。
第8回	引用資料の再検討（1）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第9回	引用資料の再検討（2）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第10回	引用資料の再検討（3）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第11回	博士論文の出版に向けて (3)	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第12回	博士論文の出版に向けて (4)	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第13回	博士論文の出版に向けて (5)	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第14回	今後の研究テーマ	博士論文で明らかになった今後の研究課題について確認する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の出版に向けてその指導を行うためのものであるので、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の出版に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【学生が準備すべき機器他】

特になし。

### 【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

### 【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 6th semester will be have research guidance by research supervisors. In ordinary, a student in 6th semester has already applied for doctoral degree by handing in his/her thesis. So in this course, the student will rethink the thesis with the supervisor, prepare to publish it. And also, the student will make plans for his/her next research.

LAW700A1

## 民法特研演習Ⅲ

宮本 健蔵

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。また、「民法論文指導Ⅱ」と「民法論文指導Ⅳ」は合同で行う。

### 【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたなどの能力を習得することができる（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

#### 春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第 2 回	テーマ候補①の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補②の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補③の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補③の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 11 回	残された問題と関連課題 の検討 (1)	報告と質疑応答
第 12 回	残された問題と関連課題 の検討 (2)	報告と質疑応答
第 13 回	残された問題と関連課題 の検討 (3)	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

なお、本授業の準備・復習時間は、各 4 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

### 【参考書】

特になし。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集(九国大)23巻1・2・3号127頁～146頁(2017年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学66巻3号155頁～182頁(2016年)

「オーストリア一般民法1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林113巻1号1頁～79頁(2015年)  
マルシェ物権法・担保物権法(第3版)(編著)嵯峨野書院(2014年)

コンダクト民法(編著)嵯峨野書院(2013年)  
「建物明渡猶予制度と軒貸借契約への適用」名城法学64巻1・2合併号(2014年)  
「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法670条(1)(2・完)」法学志林110巻3号(2013年)、4号(2013年)

「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林107巻4号(2010年)

### 【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW700A1

**民法特研演習IV****宮本 健蔵****【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを修士論文に結実させが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するコースワーク科目である。

**【到達目標】**

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。法学志林などに発表できるような研究成果の実現を期待したい。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第 2 回	テーマ候補①の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補②の外国文献 (学説)。	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の外国文献 (判例)。	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補③の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補③の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第 11 回	残された問題と関連課題 の検討（1）	報告と質疑応答
第 12 回	残された問題と関連課題 の検討（2）	報告と質疑応答
第 13 回	残された問題と関連課題 の検討（3）	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

なお、本授業の準備・復習時間は、各4時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

研究発表者の指示するもの。

**【参考書】**

特になし。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100%）。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

**【担当教員の専門分野等】**

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

**<主要研究業績>**

- 「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23巻1・2・3号 127頁～146頁（2017年）  
 「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66巻3号 155頁～182頁（2016年）  
 「オーストリア一般民法 1014条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113巻1号 1頁～79頁（2015年）  
 マルシェ物権法・担保物権法（第3版）（編著）嵯峨野書院（2014年）  
 コンダクト民法（編著）嵯峨野書院（2013年）  
 「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64巻1・2合併号（2014年）  
 「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670条(1)(2)・完」法学志林 110巻3号（2013年）4号（2013年）  
 「スイス債務におけるリスク責任について」法学志林 107巻4号（2010年）

**【Outline and objectives】**

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW700A1

## 民法特研演習Ⅲ

川村 洋子

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。Ⅲでは、Ⅱでまとめた研究計画書に沿って引き続き資料の収集・分析を行い、博士論文の執筆準備を行うことを目的とする。

### 【到達目標】

研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集・分析すること。

論文テーマに関する先行研究の理解を深めること。

資料分析を通じて、論文の中心命題の論証可能性を追究すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】  
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	研究計画書の確認	研究計画書を確認し、今学期の方針を確定する。
第2回	資料の収集と分析(1)	研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第3回	資料の収集と分析(2)	引き続き、研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第4回	資料の収集と分析(3)	論文執筆に必要な資料の収集・分析状況を確認する。
第5回	資料の分析手法の検討(1)	論文テーマにそくして資料の分析手法の妥当性を検討し、必要に応じて修正する。
第6回	資料の分析手法の検討(2)	引き続き、論文テーマにそくして資料の分析手法の妥当性を検討・修正する。
第7回	資料の分析手法の検討(3)	論文テーマにそくして資料の分析手法を確定する。
第8回	論文の中心命題の検討(1)	資料分析の成果に照らして、論文の中心命題の論証可能性について議論する(1回目)。
第9回	論文の中心命題の検討(2)	資料分析の成果に照らして、論文の中心命題の論証可能性について議論する(2回目)。
第10回	論文の中心命題の修正・改訂	論文の中心命題の論証可能性に関する検討を踏まえて、必要に応じて中心命題を修正・改訂する。
第11回	追加的資料の収集・分析(1)	修正・改訂された中心命題に関する追加的資料を必要に応じて収集し、分析を行う。
第12回	追加的資料の収集・分析(2)	引き続いて、追加的資料を必要に応じて収集し、分析を行う。
第13回	論文の概略の作成	論文執筆に向けて、論文の全体構造の概略をレジュメにまとめる。
第14回	論文の執筆計画の画定	論文の概略をまとめたレジュメを踏まえて、論文執筆のためのスケジュールを画定する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献調査・精読、資料収集と分析を行うこと。

本授業の準備・復習時間は、各4時間を標準とする。

### 【テキスト（教科書）】

特になし。

### 【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履

行責任か—」法学新報 122巻1・2号（2015年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林111巻1号（2013年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林107巻3号（2010年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宣雄先生古稀祈念論文集・民法における法と政策』（2007年）所収

### 【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

**民法特研演習IV**

川村 洋子

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

IVでは、IIIでまとめた論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を開始し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

**【到達目標】**

論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。

中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

演習形式で行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆計画の確定	執筆計画を確認し、今学期の方針を確定する。
第 2 回	執筆の準備作業(1)	論文執筆上の問題点の洗い出しに向けて議論を行う。
第 3 回	執筆の準備作業(2)	論文執筆上の問題点の解決策を検討する。
第 4 回	論文の構成案の検討(1)	論文執筆のたたき台としての大まかな構成案（章立て）について、検討する。より詳細な構成案（小見出しなど）について、検討する。
第 5 回	論文の構成案の検討(2)	全体のバランスに配慮しつつ、構成案を固める。
第 6 回	論文の構成案の検討(3)	論文で引用・参照される予定の文献・データ等を精査し、その資料価値について検討する。
第 7 回	論文の参考資料の検討(1)	引き続き、論文で引用・参照される予定の文献・データ等の資料価値について検討する。
第 8 回	論文の参考資料の検討(2)	論文の一部（最も核となる部分、例えば、中心命題の論証部分）に関わるスケッチ（概略）を執筆し、その内容について検討する。
第 9 回	論文の執筆とその内容の検討（中間報告、以下同じ）(1)	論文の一部（最も核となる部分、例えば、中心命題の論証部分）に関わるスケッチ（概略）を執筆し、その内容について検討する。
第 10 回	論文の執筆とその内容の検討(2)	論文の一部（最も核となる部分、例えば、中心命題の論証部分）に関わるスケッチに内付けして草案を執筆し、その内容について検討する。
第 11 回	論文の執筆とその内容の検討(3)	執筆した一部の草案をたたき台として議論を行い、問題点の発見に努める。
第 12 回	論文の執筆とその内容の検討(4)	指摘された問題点の克服に向けて草案の修正案を検討する。
第 13 回	論文の執筆とその内容の検討(5)	執筆した一部の草案における資料の用い方について検討する。
第 14 回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

各回の授業での報告のための文献調査・精読、資料収集と分析、論文執筆を行うこと。

本授業の準備・復習時間は、各4時間を標準とする。

**【テキスト（教科書）】**

特になし。

**【参考書】**

必要に応じて、適宜、指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

＜主要研究業績＞

①「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 卷 1・2 号（2015 年）

②「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 卷 1 号（2013 年）

③「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 卷 3 号（2010 年）

④「『損害賠償法の理論』と私」『平井宣雄先生古稀祈念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

**【Outline and objectives】**

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

**商法特研演習V**

潘 阿憲

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

**【到達目標】**

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について検討する。

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定なし

**【参考書】**

必要に応じて、適宜指示する。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点（100 %）による。

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt; 商法

&lt;研究テーマ&gt; 会社法、保険法、金融商品取引法

**【Outline and objectives】**

Special Studies on Mergers &amp; Acquisition of Corporations

LAW700A1

## 商法特研演習VI

潘 阿憲

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

### 【到達目標】

本講義は、前記の商法特研演習Iとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

授業は、演習形式で行う。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文テーマその1	博士論文テーマについて、前期の商法特研演習Iでの検討を踏まえ、博士論文テーマについて再検討する。
第2回	博士論文テーマその2	博士論文で論じるべき課題について修正等を行う
第3回	博士論文テーマその3	博士論文の概略を報告し、その内容を再検討する。
第4回	研究素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第5回	研究素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第6回	研究素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第7回	研究素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第8回	研究素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例）について再検討する。
第9回	研究素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第10回	研究素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第11回	研究素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第12回	研究素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再討する。
第13回	研究素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。
第14回	研究素材の検討（11）	博士論文で取り上げる素材（文献）について再検討する。

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定なし

### 【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

### 【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

### 【Outline and objectives】

Special Studies on Mergers & Acquisition of Corporations

LAW700A1

**労働法特研演習V**

浜村 彰

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行うが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定テーマについても合わせて研究する。

**【到達目標】**

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせるための指導を行う。

毎回ゼミ参加生にレポートをしてもらい、それを題材に議論を行って、その授業の学んだことのまとめを行う。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**  
あり / Yes

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】**

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマについての検討と確認	受講者が自ら選択した博士論文のテーマが適切か、その内容と展開可能性について議論する
第 2 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討①	博士論文に関連した文献のリストを作成する
第 3 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討②	文献リストの再検討
第 4 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討①	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する①
第 5 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討②	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する②
第 6 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討③	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する③
第 7 回	博士論文の構想の中間報告①	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する①
第 8 回	博士論文の構想の中間報告②	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する②
第 9 回	博士論文の構想の中間報告③	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する③
第 10 回	最近の労働法上の理論課題の研究①	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化についても分析・検討する。
第 11 回	最近の労働法上の理論課題の研究②	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 12 回	最近の労働法上の理論課題の研究③	最近の労基法の改正問題について検討する
第 13 回	博士論文のまとめ	博士論文のテーマの適切性の確認のための議論
第 14 回	全体のまとめ	夏休み期間中の課題の確認

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

- 博士論文のテーマの検討と設定
- 博士論文のテーマに関連した文献のリサーチ
- 教員が過大として指定した特定テーマに関する論文資料を事前に読んで整理してくること
- 本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第 9 版）を購入していること

**【参考書】**

前記 2 冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第 8 版）』（有斐閣、2019 年）など。

**【成績評価の方法と基準】**

平常点 100 点

**【学生の意見等からの気づき】**

ひとつのテーマについて、1 回に限らず必要に応じて数回に分けて徹底的に議論を行う。

**【学生が準備すべき機器他】**

なし

**【その他の重要事項】**

なし

**【担当教員の専門分野等】**

＜専門領域＞

＜研究テーマ＞

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

＜主要研究業績＞

「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）、「労働審判制度の課題と展望」DIO347 号（2019 年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬 1937 号（2019 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2019 年）、『ベーシック労働法第 8 版』（有斐閣、2020 年）、「ライフステージと法（第 8 版）」（有斐閣、2020 年）。

**【Outline and objectives】**

The students report on the current issues of labor law given to students each time, and we discuss based on them to deepen their understanding of the issues and enhance the application of labor law theory. In addition, students will write short papers on themes related to doctoral dissertations, provide guidance on corrections, and cultivate their ability to create doctoral dissertations.

LAW700A1

## 労働法特研演習VI

浜村 彰

## 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行い、論文を完成させることを目的とするが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定テーマについても合わせて研究する。

## 【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

## 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

## 【授業の進め方と方法】

毎回学生に与える労働法の今日の課題について報告してもらい、それに基づいて議論を行って当該課題についての理解を深めるとともに、労働法理論の応用力を高める。また、博士論文に関連したテーマを設定して短いペーパーを書かせ、それを添削指導して博士論文の作成能力を涵養する。

## 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

## 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

## 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季期間中の成果の確認	受講者が夏季期間中博士論文の作成にどのように取り組んだいかを報告させ、議論する
第 2 回	博士論文のレジュメの確認①	博士論文のレジュメを作成させ、確認検討する①
第 3 回	博士論文のレジュメの確認②	博士論文のレジュメを作成させ、確認検討する②
第 4 回	労働判例の検討①	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する①
第 5 回	労働判例の検討②	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する②
第 6 回	労働判例の検討③	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する③
第 7 回	博士論文の執筆状況の中間報告	博士論文の執筆の進捗状況について報告をしてもらい、問題点を議論する
第 8 回	博士論文の課題の確認と目標設定	博士論文を執筆するうえでの問題点を検討し、それを克服する目標を設定する
第 9 回	博士論文の目標①	博士論文の目標①の状況報告と指導
第 10 回	博士論文の目標②	博士論文の目標②の状況報告と指導
第 11 回	博士論文の目標③	博士論文の目標③の状況報告と指導
第 12 回	博士論文の執筆計画の見直し	博士論文が計画通り完成できるか否かの確認
第 13 回	博士論文指導のまとめ	博士論文作成上の問題点の確認
第 14 回	全体のまとめ	博士論文の完成状況の確認

## 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 博士論文のレジュメの作成
- 最近の主要な労働判例の研究
- 博士論文の執筆・完成
- 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

## 【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

## 【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第8版）』（有斐閣、2020年）など。

## 【成績評価の方法と基準】

平常点 100 点

## 【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

## 【学生が準備すべき機器他】

なし

## 【その他の重要事項】

なし

## 【担当教員の専門分野等】

&lt;専門領域&gt;

&lt;研究テーマ&gt;

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法

&lt;主要研究業績&gt;

「教員の長時間労働対策」季労 261号（2018年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762号（2018年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018年）、「労働審判制度の課題と展望」DIO347号（2019年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬1937号（2019年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6月臨時増刊（2019年）、「ベーシック労働法第8版」（有斐閣、2020年）、「ライフステージと法（第8版）（有斐閣、2020年）。

## 【Outline and objectives】

The purpose of this seminar is to conduct research work focusing on teaching doctoral dissertations in labor law in doctoral courses, and to complete the dissertation.

LAW700A1

**社会法特研演習V**

沼田 雅之

**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

**【到達目標】**

最新の社会保障法・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

**【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができる（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】**

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

**【授業の進め方と方法】**

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
  - ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
  - ・新たな課題について、次回までに研究していく。
- ◎春学期の少なくとも前半はオンラインで授業を実施します。詳細は学習支援システムをご覧ください（開講日は4月27日です）。

**【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】**

なし / No

**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

**【授業計画】****春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文の柱立てに関する報告。</li> <li>・課題の確認。</li> </ul>
第2回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文の柱立てに関する報告。</li> <li>・課題の確認。</li> <li>・当面の研究内容に関する確認。</li> </ul>
第3回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。</li> </ul>
第4回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。</li> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第5回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第6回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第7回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第8回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第9回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第10回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）</li> <li>・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。</li> <li>・この報告を受けた上での課題確認。</li> </ul>
第11回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（7回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第12回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（8回目）。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第13回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li> <li>・報告を受けての課題の確認。</li> </ul>
第14回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li> </ul>

**【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】**

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

**【テキスト（教科書）】**

特に指定しない。

**【参考書】**

設定された課題による。

**【成績評価の方法と基準】**

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

**【学生の意見等からの気づき】**

特になし。

**【担当教員の専門分野等】**

&lt;専門領域&gt; 社会法（社会保障法・労働法）

&lt;研究テーマ&gt; 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

&lt;主要研究業績&gt;

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）ほか

**【Outline and objectives】**

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

LAW700A1

## 社会法特研演習VI

沼田 雅之

### 【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

### 【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法・労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

### 【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

### 【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究していく。

### 【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

### 【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

### 【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。</li></ul>
第 2 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li></ul>
第 3 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li></ul>
第 4 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li></ul>
第 5 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告（4 回目）。</li></ul>
第 6 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）</li></ul>
第 7 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（1 回目）。</li></ul>
第 8 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（2 回目）。</li></ul>
第 9 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・第 10 回で確認された課題に関する調査、研究報告（3 回目）。</li></ul>
第 10 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題の確認。</li><li>・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。</li></ul>
第 11 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告を受けての課題確認。</li><li>・執筆した部分の評価（1 回目）。</li><li>・評価部分の課題の確認。</li></ul>
第 12 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・執筆した部分の評価（2 回目）。</li><li>・評価部分の課題の確認。</li></ul>
第 13 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・執筆した部分の評価（3 回目）。</li><li>・評価部分の課題の確認。</li></ul>
第 14 回	研究発表	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期休業中の課題の確認および指示。</li></ul>

### 【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 5 時間を標準とします。

### 【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

### 【参考書】

設定された課題による。

### 【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50 %）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50 %）

### 【学生の意見等からの気づき】

特になし。

### 【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 社会法（社会保障法・労働法）

＜研究テーマ＞ 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

＜主要研究業績＞

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）ほか

### 【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

